

平成 30 年第 3 回 多気町議会定例会会議録（一般質問）

開 議 平成 30 年 9 月 13 日 午前 9 時

順番	質 問 者	質問方式	質 問 内 容
1	松浦 慶子	一問一答	①「観光施策」をどう考えるか（町長、担当課長）
2	前川 勝	一問一答	①ブロック塀等の点検調査結果について（町長、担当課長） ②早期防災対応について（町長、担当課長）
3	坂井 信久	一問一答	①今回の町議会議員選挙（投票率）について（町長、総務課長） ②今後の多気町水道事業経営について（町長、上下水道課長）
4	山際 照男	一問一答	①「ええ町づくりプラン」について（町長、担当課長） ②福祉事務所について（町長、担当課長）
5	松木 豊年	一問一答	①高すぎる国民保険料について（町長、課長） ②水道料金について（町長、課長） ③子育て支援について（町長、課長） ④非正規町職員の労働条件改善について（町長、課長）
6	森田 勉	一問一答	①災害に強い森林整備と環境整備について（町長、関係課長） ②健康寿命の延伸（医療費の低減）について（町長、関係課長）
7	木戸口勉 幸	一問一答	①投票率の向上について（町長、担当課長） ②JGAPについて（町長、担当課長） ③有害鳥獣対策（特にサル被害）について（町長、担当課長）

（2番 松浦 慶子 議員）

○議長（吉田 勝） 1 番目の質問者、松浦慶子君の質問に入ります。

2 番、松浦慶子君。

○2 番（松浦 慶子） 2 番、松浦慶子。一般質問をさせていただきます。

まず改めて、おはようございます。

冒頭に、台風 21 号や北海道地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

それでは、私、松浦慶子、議長のお許しを得ましたので、一般質問は通告どおり、質問事項は 1 点、「観光施策をどのように考えるか」。質問方式は一問一答で行います。よろしくお願いいたします。

「観光施策」は、町への経済波及効果を考えると、これから大きく成長させていかなければならない事業ではないかとの思いで質問いたします。

住民の生活に一番身近な高齢者や子育て、児童など福祉分野の民生費用、教育分野の費用、公共施設等の維持管理費用など、またはこれからの町の将来を考える時、まずは収入をふやす施策事業に注力すべきだと考えます。

私が、前回 6 月定例議会で質問いたしました「企業誘致施策」も、法人税や固定資産税収入が見込まれるとても大切な施策でございます。

それと同時に「観光施策」は、町外からの来客、海外からの観光者によってもたらされるメリットは、経済波及効果以外においても大変大きいものがあるのではないかと考えております。

多気町総合戦略の中でも「まちの創生プロジェクト」の基本目標 4 として「観光施策」がうたわれています。

それでは①つ目の質問に入ります。

「町の地域資源や観光資源との連携によって、観光客や交流人口の増加を図り、人々が集い活気にあふれる交流環境の創出を目指す」といった基本的方向でございますが、平成 27 年から平成 29 年までの観光入込客数と滞在人口をお聞かせください。

○議長（吉田 勝） 質問が終わりました。当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） それではただいまの松浦議員のご質問にお答えをさせていただきます。

観光入込客数でございますが、町から観光庁のほうへご報告させていただい

ている数字ですが、平成 27 年は 51 万 3683 人、平成 28 年は 50 万 8445 人、平成 29 年は 45 万 2386 人でございます。

それと滞在人口につきましてはですね、地域経済分析システム（RESAS）のほうを使いまして計算しておりますが、平成 27 年につきましては 1 万 2049 人、平成 28 年につきましては、1 万 2168 人、平成 29 年は 1 万 2177 人でございます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2 番（松浦 慶子） ありがとうございます。RESAS を使ったの、この滞在人口等の計算ありがとうございました。ホームページから拾えるわけですが、大変難しいところにサイトがございまして、なかなかこれを私自身が引っ張り出すことができませんでしたので、この人口をお聞きいたしました。

まずこの推移から申しますと、平成 26 年の基準値がございまして。これから比較いたしますと若干、若干と言いますか、減少傾向にあるのではないかとこのように考えております。これは「まち・ひと・しごと創生 多気町総合戦略（平成 28 年度 1 月版）」に載っております。これから拾ったわけですが、ここにも基本目標 4 ということで、具体的な施策と事業が載っております。この目標値、平成 31 年観光入込客数 58 万 3000 人、滞在人口が 1 万 5290 人という、この目標を掲げておられますんですけども、これによってですね、この目標は今どのように、これから施策として考えていかれるのかどうか。この推移によってみられる傾向と言いますか、そこの考察をお願いいたします。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） お答えをさせていただきます。

事前にですね、お申し添えをしたいんですが、この数字につきましてはですが、特に RESAS の数字なんですが、こちらのほうがですね、平成 26 年当時の

RESASでいきますと1万3900人っていう現状が計算されたわけですが、現在のRESASの方法です、計算をいたしますと、実は平成26年の数字が1万2066人っていう、ちょっと数字が減りまして、現在の数字で1万2177人ですので、横ばいの数字というふうに考えていただきたい。

これについてはいろんな指標・数字・統計等がですね、分析の方法がちょっと何回か変わっておりますもんで、そういう結果となっております。

あと、観光入込客数のほうですが、こちらの方もですね、実は平成26年当時からですね、若干カウントの方法、これも変えておりまして、特にレジカウント方法を明確に使いだしたのが28年ぐらいからでございます、それと、あと特に丹生大師なんです、こちらの方の入場者数をですね、周りのまめやさんとか、そういうとこの入ったお客さんの何倍というような書き方をしておったんですが、そこら辺もちょっと数字を変えております。

そこら辺ご承知おきいただきたいということでございますが、ただ、そんなら観光客が減ってない、ふえてるのかということでございますが、それは決してそういうことではないというふうに考えております。

ふるさと村につきましてもですね、大変お客さんのほうは減っておりまして、丹生大師につきましてもですね、そのカウント方法が変わったということはございますが、若干減っておるのではないかと。これは昨年とその前の年も含めてですね、秋の時期にちょっと天候不順があったというようなこともございます。それとここ近年の夏の猛暑なんかも響いております。そういうこともありまして、観光客は減少傾向にあるというふうには考えております。

この次の質問にもありますが、ふるさと村等につきましてはですね、これからもそういういろんなことはございますが、改革、それから増客の方法等を考えましてですね、観光客の数字のアップにつなげていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

課長がおっしゃるとおりでございます。ですけれども、まずそのこれからどういうふうに来客っていうか、そういう町外から来られる観光客をふやすかっていう目標を、ここで立てられてるわけでございます。これがいろいろカウント数が変わったりですね、その状況が変わったのであれば、またこの総合戦略のところを、どのようにこれを見ていくか、っていう今後につなげていけるためにもですね、そこは十分これを変えていくことだって可能だと思いますので、それプラス、昨日の町長の町政報告にもございました、“ええまち”づくりプラン（基本構想）、これの7つの中の6番目ですか、ここも地域を超えて人々が集う交流のまち、これはまさしく「観光」という意味も含まれておると思います。

こういったところの、これは理念でございますが、この2本柱で今後こういう事業、施策を進めていかれると、私は理解しておるんですけども、そのこの整合性といいますか、どういうふうに、予算も関係してまいりますけれども、ここに目標があって、次のここに指標がある。こっちにはこの目標がある。これはちょっとバラバラとしておまして、これがどういうふうに、こうつながっていくのかがなかなか見えにくいところでございます。見えにくいっていうことは、目標値に達成するために何をすべきか、っていうことがまず見えてこないのではないかという趣旨でございます。そういう思いも込めてですね、この「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「“ええまち”づくりプラン（基本構想）」、この観光部分のところでございますけれども、この整合性についてどのようにお考えなのか、どなたでも結構なんですけど、答えていただければと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） それでは、総合戦略につきましても、“ええま

ち”づくりプランにつきましても、私どものほうで全体を取りまとめておりますので、現在の考え方をお話したいと思います。

確かに総合戦略につきましても、平成 26 年度から取り組みまして、その時点での今後の目標値について、全国中で取り組んだわけでございます。そんなわけで、先ほど農林商工課長のありましたような、カウントのやり方、私もそれは途中でのことでしたので、ちょっとそこらへんは存じ上げておりませんでした。その辺のことは真摯に考えまして、また総合戦略の中でも見直しは必要かなというふうに考えております。ただ、総合戦略、もう来年度が最終年度となるというところもありまして、その辺どういうふうにするか、ちょっと今後考えていきたいと思います。

あと、“ええまち”づくりプランにつきましても、ちょうどこの 9 月に策定いたしまして、もう皆様方へ配布させていただこうと考えておりますけど、これにつきましても、基本構想部分だけでございます。本当に精神論的な大まかなところでございますけども、その辺もですね、ちょっといろいろ組み入れながらですね、ちょっと考えていかなければならないかなと、そんなわけでまだちょっと大ざっぱな説明になりますけど、そのようなことで真摯に取り組ましまして、進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） 答弁ありがとうございました。

精神論っておっしゃいましたけども、これが 12 月議会ですか、いつも予算の前に、決算が終わりまして次の予算組みをされる前の 12 月議会ของときですね、この「“ええまち”づくりプラン」のこの 3 年化計画、前年度も、30 年 31 年 32 年、これの予算の配分として、全員協議会で私どももお聞きしております。これは予算に反映してくる部分でございますので、3 年間の計画をしっかりと立てていただいて、これが事業の予算の配分に関わってくるものだという

ふうに考えておりますので、そこはしっかりこのどういう事業をやっていくのか、これは成果があるのか、費用対効果があるのか、っていうことをしっかり見ていただかないと、ただ単にこの予算組みを決められてるのかって思うとです。かなり不安な部分でございます。

今回の、来週から予算決算の審議が始まりますけれども、その中の今回の主要施策の成果ですか、それもいただいております。これの観光の中を見ますと、ここは以前、前年度に比べて、事業評価、観光の部分だけでございますけれども、あとはまだちょっと目を通しておりませんですけれども、前年度と比較すると、問題提起がされている事業評価、かなり素晴らしい、1歩前進したものになっているのではないかとこのように私自身感じております。

例えば、ふるさと納税費のところでも、ファンとの交流、これは来町につながる。これが観光客となって入込客数がふえる。これが数値目標につながり、次の事業につながり、またこれは検証していき、そして、どうしてこれが入込客数につながらないのか、観光数につながらないのか、っていうところも、実証して検証して、次のまた新しい事業に改善していくってのが、よく言われるPCDAというふうなところを、これはしっかり使っていないと、何のために1年間通して、このためにこの目標のために、目標値を設定して、施策を事業を行っているのか、ここをしっかり評価していかないと、次につながらないってこのように私自身考えております。そうでないと、何のための予算なのかもわかりませんので。こればかりに使うわけにもいきませんので、その辺について、やっぱり数値目標ってというのは、次の検証につながるために、とても大事なものだと考えていただきたいという思いで、ここで質問させていただきました。

それについて、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 今おっしゃられましたRESASの関係で、数値目標も

きちっとやってってということもあったんですけども、今具体的に、私が今回3期目となりまして、今回あとで議会の皆さんに「“ええまち”づくりプラン」をまた見ていただくことになりますけども、その中の1つに、町の活性化というのがあります。この中には、産官学連携でやろうってというのがアクアイグニスでありまして、まだ全体の目標っていうのは600万人とか500万人とか言われてますけども、こういった数値目標で、インバウンドも含めてですけども、よそから多気町に来ていただく、既存の施設につきましては、今町の交流を図るっていうこれも“ええまち”づくりプランの中の1つの目標であります。この「来ていただく」っていう既設のものについては、例えばふるさと村、それからまめやも含めて丹生大師周辺のふれあいの館周辺、それから元丈の館、多気町では長谷の近長谷寺。こういった既存施設へのお客さんっていうのも、一緒にやっていかなければなど。全部町費でそれをしていうのは難しいので、今言いましたように、産学連携はアクアでやるっていうことであります。

議員、最初におっしゃられました、町の活性化、町を元気にする大きなのは、やはり企業誘致。これ特に製造業。それから観光ももちろん大事であります。製造業については、これはもう町の財政を豊かにする。観光業については、なかなか豊かには難しいけども、多くの人に来ていただくことによって町が活性化になるっていうことで、この2つ外すわけにいきませんので、私の政策目標の中には、その大きな柱として、2つをやっていきます。

もう一方では、またあとで議会の皆さんからご質問もいただきますけども、多気町の産業のもとであります農業、農業振興。こういうことも含めて、やはり複合的にやっぱり事業やっていかないと町を預かる者としては、観光だけとか、企業誘致だけとか、なかなか難しいので、いろんな分野を含めて、そのことが全体の町の活性化につながる。そして町の観光にもつながってくる、という思いでありますので、また側面からもご意見もいただければと思ってます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。では①つ目の質問を終わらせていただきます。

②つ目の質問に入ります。

今お話もありました2年後に開業が迫ったアクアイグニス多気の進捗状況についてお聞かせください。これは全協でもお話をさせていただいた部分、報告もいただいたところでございますが、簡潔に、新しい情報を住民の皆様知らせる場として、答弁よろしく願いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） それでは②点目のご質問にお答えいたしたいと思えます。広報たき9月号でもですね、一応全戸配布させていただいておりますけども、主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

「工事をしてもよろしい」という開発許可は、もう既に今年の7月に許可をいただきまして、またもう1つ大事な林地開発許可というのもですね、県の担当によりますと、まもなく許可が出るというところまで来ておりまして、両方が揃いましたらいよいよ、早ければ今月にでも、造成着工という形になりまして、2020年、元号で言いますと平成32年の開業を目指すという形になる予定でございます。

また、最近もですね、新聞紙上にも載ってございましたけど、全国で初めての民間施設へ直結スマートインターチェンジ。これも連結許可を8月にいただきまして、スマートインターチェンジの工事も中日本高速道路側におきまして、今後順次進めていくと、そういう所まで今進んでおります。

あと、これは関連工事といたしまして、国道42号の拡幅ですね、信号交差点からさらに南へ約400メートル下がったところに、新しいアクアの交差点ができますので、その間の拡幅工事であるとか、あと上水道の給水工事ですね、大量の水が要りますので、そういったものにつきましても町が受託工事という形ですね、今後開業に間に合わせるべく、進めてまいりたいと思えます。

施設につきましては、これまでの全協等でもご説明しましたけども、あまり施設内容はそんなに変更はありませんけど、薬草を使った温浴施設であるとか、あとホテル、あとレストラン等と多種多様な施設が建設予定ってということで、これから順次進められていくというところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） 9月6日の全協のときにも、報告をいただいておりますが、その際にまちづくりの施策と調整ってということで、移住者、従業員の方たちの転入者、それプラス、オーガニックの農業、レストランって言葉が出ましたので、オーガニック農業の生産者等の把握が町のほうでしていただかないといけない部分なのかなっていうふうに感じております。

その後、レストラン等のアクアイグニス多気で取り扱われるものについての変更点ってというのはございますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） 先ほど申されました、特にオーガニックの関係の農業生産者に関しましては、アクアイグニス側からも来られまして、一度説明会が行われまして、どれぐらいの方が参加していただくかについてのですね、そしてこういうようなことをつくって欲しいんだと、そういうふうなすり合わせの会議がございました。それ以降についてですね、具体的な動きはまだ聞いてはおらないんですけども、非常に希望者、やる気のある方らで組織をされてですね、いろいろ水面下ではそういった調整はなされておるようでございます。直接ですね、民と民の話し合いになっておりますので、私どもも具体的な話まではまだお聞きしておりませんが、そのような形で、全て事業者側で用意をする。一時は愛農会っていう話もありましたけど、それはそれで用意されるようですけど、やはりできるだけ、多気町産を使いたいってということでですね、

それはそれで少量になるかわかりませんが、そういった形でスタートから、それを利用していくという形で今進められていると、そういう話はお聞きしております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。今、「民と民」とおっしゃいましたけども、やはり公平な目線で見ますとですね、もしかして声を上げられない生産者の方もおられるかもしれません。やはりこの民と民をつなぐ役割ってというのは、やっぱり行政の方々がしていただかないと、そこには誰も入っていけない部分でございますので、そういったことに、やっぱり町全体を見渡していただいて、そういう「つなぎ役」っていうんですか、そのつながりを持つ役目を行政のほうで担っていただきたいというふうに思っております。どうぞ、その辺は公平によろしく願いいたします。

②番目の質問はこれで終わります。

次③番目の質問に入ります。

多気町最大の観光地でございます「五桂池ふるさと村」の経営が昨今思わしくないというふうに聞いております。この施設は町の公のものとして五桂自治区の出資団体を指定管理者として運営を任せておりますが、今後の運営について、町としてどのようにかかわっていかれるのかをお伺いいたします。

また、ほかにも指定管理制度を利用している公の施設について、経営状況をわかる範囲でお聞かせください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） それではお答えをさせていただきます。

「五桂池ふるさと村」につきましては、去る8月21日にですね、出資者の総会のほうを開いていただきまして、出資者の会として来年5月をめどにです

ね、「五桂池ふるさと村」の指定管理者を辞退をされるということを決定をされております。

明けて 22 日にですね、役員の方々が町長のもとを訪れましてですね、その旨を伝達をされました。そのあと文書のほうもですね、提出をされております。

町といたしましてはですね、3年間の指定管理を受託していただいたばかりのときでございまして、議員も御存じのようにですね、外部から人材のほうも招聘されまして、経営の改革努力を続けていただいていたですね、最中のことでございますので、寝耳に水の出来事でございます。

今後はですね、ふるさと村の役員・スタッフと協議しながらですね、期限を切って権利関係、備品等の整理を進めます。町としてはですね、「五桂池ふるさと村」の将来あるべき姿を検討を続けまして、町の活性化につながるような施設の管理運営方法をですね、早急に見つけていきたいというふうに考えております。

ほかの指定管理施設につきましてはですね、「元丈の館」のほうが株式会社コニックス、それから「勢山荘ほか」のほうが丹生大師の里管理組合と合同会社ピリリの共同事業体、それから「ふれあいの館」のほうが株式会社川原製茶のほうにそれぞれ指定をさせていただいておるということでございまして、御存じのように、元丈の館とそれから勢山荘につきましては、指定管理料をお支払いをさせていただいておりますが、それぞれ指定管理者の努力によりましてですね、適切に管理運営をしていただいておりますというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

そしたら③番目の質問はこれで終わらせていただきます。

④番目の質問に入ります。

多気町商工会では、町内にある古民家を再生して新たな観光施設に変えると

いった調査事業を行っていると聞いております。

多気町には、車川の油田邸をはじめとする素晴らしい古民家があります。

このような町の財産ともいえる形あるものを、町独自の観光施策の中で活用できないものかと思いを馳せるわけですが、アクアイグニス多気と関連づけたビジネスチャンスと捉えることもできます。

このことについて、町行政はどのようにお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 確かに数ある観光施設ございますけれども、やはりそこへお客さんが来ていただかないことにはですね、まずは脚光を浴びないというところがまず一番大事かと思えます。そういうわけで、アクアイグニス多気というには非常にその拠点としてですね、これから大事な要素であると考えております。そんな中で、そこへ来られたお客さんがさらに町内の他の観光施設へ行っていただけるような施策を打っていかなくちゃいけない、ということは我々も考えておまして、そんな中でアクアイグニス側の事業所といろいろ話をしていく中でですね、アクアイグニス側としまして、そのアクアイグニス多気へ来られたお客さんを拠点としまして、その中へバスターミナルをつくられて、そこから新たに、例えば、三重交通であるとか、この辺の近隣のタクシー会社等と連携しまして、そこからほかの観光施設へ、例えば多気町を含む周辺の市町も含めた観光施設へ行っていただくと。そのような形ですね、一応「二次交通システム」をお考えになられておられます。

そんなわけですね、やっぱり私どもとしまして、これはちょうどいい機会と捉えまして、これからその事業者も含めて、近隣市町の関係部署とですね、タッグを組んで、どのようにどういう施設へどう運ぶか、ということも考えながらですね、ちょっと進めていかなくちゃいけないなど、これこそ本当に産学官の連携、学は入ってませんが、そういうふうな形で進めていくべきだとい

うふうに考えております。その中で、今の既存の施設を今後どうレベルアップしていくかということを考えていく必要があるのかなというように考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） 「二次交通」というお言葉が出てまいりました。

スマートインターもございまして、アクアイグニスの方にはたぶん自家用車、車で来られる方が多いのかなというふうに思いますが、そうでない方、多気駅に來られて、そこからそのアクアイグニスまでどのようにして行かれるのか。バスに乗られる方というのはですね、バスターミナルができて、それから多気町内の観光をされる方っていいものは、たぶん車のない、自家用車で来られない方なんではないかというふうに推測するわけでございしますが、そういう多気駅からでも、相可駅、佐奈駅、栃原、その辺のところからですね、来られる方の公共交通であったり、運ぶものとしてはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） とにかくまずは多気駅を利用していただきたいというのがまず念頭にあります。そういうわけで、もうすでに三重交通側とはですね、シャトルバスという手法で運んでいただくということで、今いろいろ現在考えております。

そうなってきましたと、どこかやはり多気駅の近くにそれなりのスペースがないと、それがまずできないということもございしますので、すでにそういった協議は私どももきちっと中に入っておりますね、進めておりまして、これからもう少し現場のほうが進んでまいりましたら、例えばそこへJRとかですね、場合によっては松阪駅の利用もあるかもわかりません。

そんなわけで、あとひょっとしたら交通渋滞っていうことも頭に入れてやる必要があるかもわかりませんので、国土交通省であるとかですね、そういう組織を入れて、そういった交通協議会的なものをつくる必要があるのかなというように考えております。こういったことは、ちょっとその有識者の方のそういう助言もありまして、そういうことを立ち上げてくべきかと考えておりますので、そういった観点で、拾い上げていきたい。

なるべく、自家用車だけじゃなくて、公共交通機関で来ていただけるようにですね、少しでも施策を打っていきたいなど。それにはですから栃原駅も当然含まれてきます。一番最寄りの駅ですので、むしろアクアさん、栃原駅で結構とおっしゃってみえます。そうなってくると、大台町も巻き込んでとかですね、そんなふうな形で、いろいろこれから手を尽くしていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） 是非その辺はしっかりとつなぎ役である行政の方たちが中に入っていて、協議を進めていただきたいというふうに考えております。

そこで、ビジネスチャンスというところでもう1つ質問をしていきたいと思うんですが、観光の振興予算っていうのが年々横ばいであったりですね、この“ええまち”づくりプランの中の3年化計画のところ、横ばいであるところがございますけれども、その行政全体で見たときに、待ったなしの課題っていうのがたくさんあります。こういった観光についてのサービス経済と申しますが、そういうところは、結構後回しになってくる、予算から見ればですね。予算からの側面から見れば、後回しになってくるのは当然のことだと私自身も考えております。

しかしながら、最初に述べました自主財源っていうところをやっぱりふやし

ていかないと、民生費等の待ったなしの課題に、継続事業につながらないって
いうところを鑑みましたところ、やっぱり自主財源っていうのが必要になって
くるのではというふうに考えおります。

しかしながら、自主財源をふやすだけでは、地方交付税が、国からの交付税
が減らされてくるというような、仕組みがあるのだというふうに聞いておりま
す。その辺をですね、バランスよく使っていくというところが、かなり難しい
問題になってくるのではと思っております。ここの自主財源をふやすこととで
すね、その地方交付税をそのままいただけたところはいただくに越したことは
ないのでございますけれども、その辺のバランスをどのように、財政として考
えておられるのかをお尋ねしたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 私のほうから、ちょっと全般的なお話になるかもし
れません。

御存じのように、自主財源、地方交付税、それから町税あたりが一番本町の
場合、大きな歳入を占めている部分でございます。特に観光施設に限って言い
ますと、財政として考えてますのは、以前から課題として考えてますが、お
金は非常にかかりますけども、施設をリニューアル等が、以前から毎年のよう
に予算編成の中で議論されております。ただそれがはっきりとした計画等に結
んでいないので、どちらかという、先送りをしているような状況でございま
す。それから、支出のほうが出てないということもあるんですけども、例えば、
指定管理であれば、今2施設に対しては指定管理料払っております。

例えばこういうようなことで、観光施設自体がですね、収入をふやしてい
たきますと、その指定管理料自体もっと減額できるとかということにもつなが
ると、財政としても、当然助かる部分もございまして。五桂ふるさと村さんに関
しては、もう以前から、自前というか、でしていただいておりますので、そうい

うふうに、リニューアルすることによって施設がもっと活性化して、将来的には町の財政に頼らず自主運営が一番理想かなというふうに思っております。そういうふうになっていくような手だては考えていきたいというふうに思っております。

自主財源、地方交付税が減額されるというところもございますけども、税収がふえるに比べれば、地方交付税が減るのは少し少なくなりますから、当然税収であるとか、自主財源がふえるのに越したことはございませんので、それは、観光に限らず、先ほど町長が申し上げたように、例えば企業誘致をして、そういうような形で税収を上げていただくとかいうふうないろんな手だてはやっぱり今後考えていきたいというふうに思っております。

以上です

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

それでは次⑤番目の質問に入ります。

関連してですが、増え続ける「空き家」についてですが、観光施策においても景観や災害といった観点から考えますと、重要な課題でございます。

この「空き家対策」について、もっと踏み込んだ新たな調査が必要ではないかと考えておるところでございます。

各自治区と連携協力して、まずは現在の状況を調査すべきだと考えますがいかがでございますでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

建設課長、久保義隆君。

○建設課長（久保 義隆） 松浦議員の⑤つ目の質問について、お答え申し上げます。

古民家再生等、再生可能な空き家は、今後も引き続き、現在取り組んでいる「空き家対策事業」として進めていきます。毎年一桁台後半の契約が成立して

おり、効果は着実に出ております。

町全体の空き家調査については、企画調整課にて平成 26 年度に実施しており、件数や程度、利用可能性など、報告をいただいております。しかし、5年経過しているため、来年度に再度アンケート等新たな調査を自治会と連携して行う予定です。建設課としても、老朽化した空き家、これを「特定空き家」っていうんですけども、これについては昨年度の秋から町全体の特定空き家の調査を実施中で、その報告件数をもとに、順次現地調査を実施しております。

適切な管理が行われていない空き家であっても、基本的には個人の財産になり、町としての対応は難しいところではあります。今後自治会や住民の意見を聞きながら、協力し合って丁寧に対策を取り組んでいきたいと思っております。

現在、対応しております件数なんですけども、特定空き家につきましては5件、今現在取り組んでおります。この調査については、今年度完了予定となっております。継続でまた5年経ってからまたもう一度調査を引き続き行うっていう形でいっております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

特定空き家が多気町全体で5件っていうふうなお話でございました。なんか少ないような気がするんですが、「特定空き家」の意味といいますか、そのところをもう一度説明いただけないでしょうか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（久保 義隆） 今の質問なんですけども、特定空き家とは、ということ、倒壊等著しく保全上危険となるおそれのある状態の空き家。また、著しく衛生上有害となるおそれの状態の空き家を言います。

あとは、今実際住んでない状態の、もう町外に出ていってる空き家なんです

けども、実際現地も、まずは自治体からそういう空き家がないかっていうのをいただきまして、それで実際その「空き家対策特別措置法」っていうのがありまして、それについては、固定資産税の課税とか、相続人の代表とかっていうのを調べる権利がありますので、そのほうで調べていただきまして、地権者、相続人の人に連絡を取るという形の対策をとっております。

以上です

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） 進めていただいているということでございますけれども、やっぱり個人情報だったり大変難しい問題がこれにはつきまとうわけですが、やはりこれもですね、行政が間に入っていないと何も自治区ではできない問題でございます。やっぱりそこもつなぎ役ということで、つなげる役目を持って、しっかり対応に当たっていただきたいと思っております。

以上です。

そうしましたら、次⑥番目の最後の質問に入らせていただきます。

観光客利便性の向上の観点から、「Free Wi-Fi」の整備が必要だと考えています。先進地では、葉っぱビジネスで有名な徳島県の上勝町や広島県などがございます。

自治体における「無料公衆無線LANサービス」は、防災や災害時においても重要な役割を果たすのではと思ひ、提案させていただきます。

これについてお考えをお聞かせください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） それでは、⑥点目の「Free Wi-Fi」につきまして、答弁させていただきます。

議員が申されました「公衆無線LANサービス」。これは目的としまして、大きく「観光」と「防災」に分けられるかと思ひます。観光拠点は、当然観光

客が多く集まる施設、そしてあと防災拠点は避難場所であるとか、役場本庁舎等がその場所と考えております。ただ、その整備条件といたしまして、その必要とする場所ですね、拠点に有線LAN、要するにケーブルが来ているかどうか。あと、ケーブルにですね、当然Wi-Fi網といたしまして、それ専用の基幹となる親機、よく電柱であるとかですね、そういった電柱とかあとポールですね、そういったものの整備がまず必要となります。そして、それは本当に数十メートルの範囲内しか当然飛びません。ですからそれを広域的に広げようとすると、無線LANというものが当然必要となってくると。そういったことが1つのセットということがよく一般的に言われます。

私どももですね、これまでシャープさんのほうからご紹介を受けまして、関連企業さんからそういった情報収集はさせていただいてはおるところです。

いろいろ聞いておりますと、確かにアクアイグニス多気開業も見えてきましたし、そういった中で観光の重要性っていうのが高まりつつあるというのはよく存じ上げております。また一方では、最近毎年台風が接近と、そういう中でですね、非常に住民への避難情報を何度も流すような時代になってきていると、そんな中でですね、直近の情報を収集するのは非常に大事なのかなというふうには考えております。ただ、1カ所あたり相当額のやはり整備費用がかかります。それを当然何カ所、何十カ所も、場合によってはなるかわかりません。そういったこともありまして、費用対効果ばかりではなかなか言えないこともありますけど、そう言ったことも頭に入れながら、検討すべき課題というふうには捉えておるところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

私が調べましたところによりますとですね、アクセスポイントという器具を何カ所かつけるんですけども、そんなに費用はかからないっていうふうに、今

は民間でも付けてるところがありますので。それによってW i - F i っていうのは見えませんので、結構この間も、お話によりますと、津田公民館なんかでW i - F i がつながったというふうなお話がありましてですね、たぶん近隣の事業所なりですね、民間の方がそういうふうに電波が飛んできたのではないかとというふうなことだったのではないかとというふうに考えております。

こういうのをですね、もう少し検討していただいて、あまり費用はかからないっていうふうに、聞いておりますので、そこはもう少しいろいろ情報を入れていただきたいなっていうふうに思っております。

これは、若い方にとってもですね、かなり重要なツールになってまいりますので、避難場所であったり、そこに若い人が避難したくない、避難場所に行きたくないっていうようなお考えの方もみえるもんですから、やっぱりそこで、被害に遭っては、やっぱり何ともなりませんので。そういうふうなことも必要になってくるかと思えます。

観光客であったり、若い方がこの町に来ていただくという1つの手法としましてですね、一番のこういう今はS N S 時代でございますので、そういうことも1つ検討課題に入れていただきたいなっていうふうに思っております。いかがでしょうか。

答弁、もう少しお時間ありますのでお願いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） 津田公民館ではつながったというお話お伺いしましたけど、恐らくですね、民間さんが接続されてる、恐らく有料W i - F i だと思います。私どもが考えてますのは、公共ですので、公衆無線L A N。どうしても先ほどお話ありましたように、徳島県上勝町であるとか広島県、当然これ公衆無線L A N っていうことですね、やられておられますし、広島は特に観光目的に使われておるようでございます。そんな中で、ほかにですね、例えば多気町内でも松阪ケーブルテレビの関係の無線L A N というのもですね、例

えば役場の庁舎であるとか、振興事務所にもですね、そういうアクセス先はあるんですけど、やはり一部の利用者に限ったサービスになっておるようでございます。そんなわけですね、もう少しその辺は調査いたしまして、どれがどういった形が一番いいのかとかですね、あとコストの面、実際は1カ所本当に数百万って聞いております。二、三百万ぐらいなんですけどね。そういった形で一応聞いておりますし、もう少しそこら辺を今後精査していく必要があるのかなって言うふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） そんなにかからないというふうに私は思っておるんですが、私もいろいろ検討いたしましてですね、これは別に自治体で全部やらないといけないって言うことでもなくてですね、官民って言うか、そういうふうなところもかなりございます。いろんな事業所さんが入ってですね、それとタイプアップして、連携してやっていこうというふうないろんな方法がございまして、是非これ自治体の無料W i - F i について、検討していただければと思います。

これによってセキュリティの問題も発生してくると思いますので、例えば、この建物の中でインターネットをしようかと思うとできない状況になっているそうです。それもどうなんかなって言うふうに思いましてですね、最後にこの質問で、是非検討をしていただきたいという思いでさせていただきます。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 松浦議員のおっしゃってみえる手法、また教えていただきたいと思いますが、私どもももう3年前から、特にこの辺の地域を中心に、「一遍W i - F i ができないかとどうか検討せい」ということで、専門の企業さん呼んで、協議も検討もしました。2年ほど続けてやりまして、結果

的は金額的にかなりの金額になりましたので、私どもの今掴んでいる金額と、議員の掴んでみえる金額と、また中身の手法についても、たぶんかなりの差異があると思いますので、また、続けてやっていければと思ってます。っていうのは、特にシャープ周辺とか、この辺のところから、1平方キロ当たり、かなりの金額を当時言われとった感じがしてますので。

検討してないっていうことはありませんので。もう3年前から取り組んでおります。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

では、是非よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田 勝） 以上で、松浦慶子君の一般質問は終わります。

（11番 前川 勝 議員）

○議長（吉田 勝） それでは2番目の質問者、前川勝君の質問に入ります。

11番、前川勝君。

○11番（前川 勝） それでは質問に入らせていただきます前に、本年非常に災害が多く、6月の西日本豪雨、また先般9月の北海道地震とたくさんの方がお亡くなりになったり、大変な思いをされている方がいらっしゃるということ、本当にお見舞い申し上げますとともに、早い復興回復を願うものでございます。

それでは質問に入らせていただきます。

今回私は一問一答で2問の質問をさせていただきます。1問目は「ブロック塀等の点検調査結果について」ということと、2問目に「早期防災対応について」ということで2点をお伺いさせていただきます。

それでは1点目。

まだ、記憶にも新しいわけですが、震度6弱を記録した6月18日の大阪北

部地震で、小学校のプール脇のブロック塀が倒れ、登校中だった4年生の女の子が命を落としました。大変に不幸な出来事であると思います。

倒壊した塀は基礎部分が1.9メートルの上に、1.6メートルのブロック塀が積み上げられていて、1.2メートル超えの塀に補強用の「控え壁」などの設置などを義務づけている建築基準法に違反していたわけですが、3年に1度の法定点検でも指摘がされていなかったと報道されておりました。

そこで①問目。

まず、当町小中学校及び公共施設に関し、ブロック塀等の点検が行われたかと思いますが、職員の方で行われたのか、または専門家により行われたのか、そして状況及び結果はどうであったのか、お伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 議員の①つ目の質問にお答えをさせていただきます。

6月18日の大阪北部地震発生後、町内の小中学校及びその他の公共施設につきまして、担当課の職員による目視で確認を行いました。

目視の結果では、建築基準法に定められた高さ、それから厚さ、控え壁等に違法な箇所はないと確認しております。

なお、専門家による調査は、行っておりません。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） 職員の方で行ったということではございますが、これはやはり、素人がっていうか、目で見てスッとわかるものは、やはりその職員でもわかるわけですが、専門家ではないと判別できないというところもございまして、その辺の担当課が見て、その危険物がなかったという判断なのか、あったが担当課がこれは大丈夫だと判断なのか、その辺はいかがですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○**総務課長（森川 直昭）** 今回の職員が行った点検は、国土交通省がホームページ等で周知してます、「ブロック塀の点検のチェックポイント」っていうのがございます。これにつきましては、国土交通省さんのほうで、いわゆる一般の専門家でない方でも確認できるように、図入りできちんとポイントを示していただいております。高さであるとか、厚さ、先ほど申し上げたように、控え壁、それから基礎があるかとか、いうふうな部分がございます。それを職員がそれぞれの担当課の職員が行いましたので、担当課の職員の判断という形で、危険性はないというふうに町で判断をいたしました。

以上です。

○**議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

前川勝君。

○**11番（前川 勝）** そうすると、そういうブロック塀等の危険物はあったんだけど、職員がそれを見て判断されたと。

そうすると外から見えるものはいいんですが、例えば鉄筋が入っているのとかですね、これ重要なことだと思うんです。建設されたのが新しい時期に建てられたものであるのは、必ずその辺はクリアされている、法改正以後のものについては。だから、法改正以前のものは、鉄筋が入ってなかったりとか、いろんな形、組み積みですね、してあるだけとかってというようなものもあるようにも聞いております。

ただ、今の課長のおっしゃった、危険というものは職員が目から見てなかったということですが、これはやはり一度ですね、そういう構造物があるのであればですね、ブロック塀があるのであれば、それは専門家に見ていただくのが、危険だと思うものがあるんならね、ないんだったら私もこれ言わないんですけども、あるということであるならば、やはり専門家に一度調査を依頼をされたほうがいいと思いますが、いかがですか。

○**議長（吉田 勝）** 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（森川 直昭） 今回、町のいろんな施設、学校も含めて、したものにつきましては、基本的にはやはり、例えば平成に入ってから建てられたものではなくて、基本的にはもう昭和の時代、古いもので、最近公共施設、いろいろ建てておりますけど、基本的にブロック塀は設置してないほうが多いということで、箇所数につきましても、学校それから公民館、あと農業用施設っていうことで、町内に確か3カ所から4カ所程度の場所がございます。

もう1つ、その危険性のない判断といたしましたのが、いずれもその道路に面してないところもございました。隣が畑にあるところもございましたので、危険性がないというふうに判断をいたしました。

ただ、議員おっしゃられたように、鉄筋の中にまでいきますと、今度は一部を破壊したりとかいうふうな検査等になってくるのかなと。実際に確認しようと思えば。というところもあります。それにつきましては、現在のところ予定はございませんけど、今後また状況を見て、特に老朽化等が進んできているブロックについては、例えば年次計画等でも基本的には取り壊していくということもまた今後考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） そのように是非していただいたらなというふうに思います。

そこで、私「ブロック塀等」ということで書いてございますので、少し学校遊具についてお伺いしたいと思います。

学校遊具は点検はされていると思うんですが、これもやはり「公園施設製品安全管理士」、これ民間の資格のようですけども、そういうものを持った方が、されるということが、大変重要な事かなと思わんではないですけども、その辺いかがですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育課長、大松隆君。

○教育課長（大松 隆） 学校の遊具の点検ということでございます。

毎年ですね、遊具の点検は専門業者に委託をしまして、しておるところでございます。例えば、前年度におきましてはですね、佐奈小学校のタッチ遊具とかですね、そういうのは、こういうふうに危険ですよという指摘をいただきましたので、そこを修繕したというようなところでですね、業者に見ていただきまして、指摘を受けたところは速やかにですね、対応するなり、それから、予算的にですね、できない場合は、残念ながらちょっと使用停止にさせていただくというふうな安全を図った運用をさせていただいとるところでございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） ごめんなさい、今先ほど言うたら良かったんやけど、公園等もあるので、公園のほうも一緒の理解でよろしいですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（久保 義隆） 今の質問にお答えします。

公園も同じ形です。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） ②問目に入らせていただきます。

②問目といたしまして、ずっと関連したことばかりなんですが、各小中学校の通学路に面するブロック塀等に関し、調査も行われたと考えるところですが、危険と思われるものや、建築基準法に違反していると見られるブロック塀等はなかったのかどうなのか、お伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育課長、大松隆君。

○教育課長（大松 隆） ②点目でございます。

通学路の安全でございますが、各学校でですね、調査をしてございます。その中においてはですね、建築基準法に違反したものが出てございます。ただし、ブロック塀につきましてはですね、個人の所有者というところに設置しとるところでございますので、対応はなかなか難しいところがあるというふうに考えております。

ただ、その中でですね、対応の方法の1つでございますが、例えば通学路がですね、距離的に近いところであればですね、通学路を変えるとかですね、そういう対応の方法がございますので、その点も含めてですね、総合的に検討をしているところでございます。

それから、もう1つはですね、避難訓練等の訓練の中でもですね、通学路の歩き方とかですね、それからものの見方をですね、指導していくと。「自分の身は自分で守る教育」というのもですね、取り入れる方向で考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） 今課長もおっしゃった建築基準法に違反したものがあってもそれは個人の所有物であるということではございますが、それはやはり子供の生命を守るためにはですね、1歩踏み込んだ、ちょっとこれ言ってくと④番目に絡んでくかわからんですけども、それはやはり、個人の方へのお願いしていく。

といいますのは、現実的に、佐奈小学校であったんですけども、校長先生から話を伺いまして、手前ですけども、そのお家へお伺いして、何か対応できませんかっていうお話をさせていただいた結果ですね、これは本当に功を奏して、もうブロック積みかえていただいて、上の方をアルミの塀にかえていただいたってということもあります。

だからやはり個人のものだから何とも仕様がないうんではなくて、1歩踏み込んで、一度お願いに行くとかですね、子供たちの危険があるのであれば、それを取り去る作業というか、ことが必要ではないかと思うところですが、いかがですか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大松 隆） 佐奈小学校のことはですね、校長のほうから報告いただいておりますので、私のほうも承知してございます。

そういうこともあってですね、先ほど申しましたように、学校としてはですね、保護者も含めてですね、地域も含めた対応というのがですね、できる範囲でしていかなあかんというところあるわけですが、先ほど私申し上げた趣旨はですね、私のほうから強制的にですね、そういう対応ができるものではないというところがございますので、「こういうことがありますので、ご返答よろしくお願ひします」とかですね、そういうことは必要な処置やと思ひますが、費用的な負担も含めてですね、大変大きな負担になるというところがございまして、そこはそこでですね、地域のご協力というかですね、お願ひする範囲は確かに考えられますが、根本的にですね、「撤去してください」とか「撤去しなさい」とかですね、そういうところには至らないというふうな見解でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11 番（前川 勝） それは課長のおっしゃるとおりだと思います。「撤去しなさい・してください」は申し上げられない。ただ、「危険な構造物なので、何とかご理解ご協力ください」というようなことは、申し上げてもいいのではないかなというふうに考えますので、今後の対応というか、子供たちの生命がかかっているということを踏まえればですね、それはやっていただきたいなというふうに思ひます。

③番目へ入ります。

続きまして、今度は今も話も出ているんですけども、全町的に考えたとき民家にはたくさんのブロック塀があるわけです。これまでのさまざまな地震の中でも、とりわけ阪神大震災等において、建物の倒壊やブロック塀等が道路に倒れ、人が被害に遭う。救急車、消防車、その他救急車両が通れなく災害を大きくしてしまったという状況もあります。

そこで、ブロック塀や倒壊が危惧される建物等、全町的に調査を行う必要があると考えますが、今後についての考え方を伺います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

建設課長、久保義隆君。

○建設課長（久保 義隆） それでは、③つ目の質問にお答えいたします。

先ほどの①点目②点目と回答がダブることもあると思いますので、よろしくお願ひします。

確かに町内の民家にはたくさんのブロック塀があると想定されます。それらの1つ1つを調査することも、1つの方法でもありますけども、①番目の総務課長の回答でも言われましたように、今年の6月末に国土交通省よりブロック塀の安全点検のためのチェックポイントが示されまして、所有者に向けて、安全点検を行うようにという形で、注意喚起・依頼がありました。私どもも、7月13日に町ホームページにて、掲載し周知しておりますが、建築基準法上の詳細なことについては、建築士等の専門家にご相談いただくことになりまして、また、点検や改善についても個人の所有物でありますので、所有者が責任を持って行っていただくことになりまして、現状では、全町的な調査を行うことを考えておらず、このチェックポイントを活用しまして、再度、この秋に自治会へ回覧等で周知する予定でございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11 番（前川 勝） やはり行政としてこの危険な物があるのは掴んでいただきたいというふうに、私は思います。

確かに自治会へおろして、自治会からあげてもらおう。これも1つですけども、やはり、1歩踏み込んだ現場へ入って行ってもらうことが非常に大事だし、通常ずっと毎日のように建設の方でも絶えずいろんなところへいろんなことを含めて走ってみえるわけだから、それはもうそんなに難しいことでもない。その辺をガッと集計すればいいんであって、あそこのあれがどうも危険なようだね、とかそれからこの今の言った特定空き家も一緒ですね。こういうことでも、道へこけてきそうなどころがあるんだったら、それは当然ダメなことだし、その辺はやはり全部自分たちでやらなきゃいかんけど、やはり行政としてもその辺はしっかり掴んで行って、対応していくことが町民の安心安全につながると思うわけですけども、いかがですか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（久保 義隆） 先ほどの質問なんですけども、今ちらっとちょっと特定空き家の話も出たんですけども、確かに、1カ所特定空き家でブロック塀の高いところもございます。当然それは、私らも現場へ行って工事等もありますので、そういうことで見つけた場合は、そこの所有者、相続人の代表ですけども、その辺とも協議をして、何とかするよという話は進めております。

実際、当然町内全域、工事場所がありますので、うちの課員でもそういう2メートルを超えるような危険なブロック塀等がありましたら連絡するよという形で指導はしております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11 番（前川 勝） これはやはり行政として、危険なところは掴んでいただきたいというふうに思います。

このブロック塀に関しまして、相可の方よりお話をいただきまして、相鹿上神社ですか、銀行の前の。それから歩道に面したブロック塀がある。私も見てきましたけども、あれは内もあるし、結構中からは高さ高いですね。1,700 ぐらいあるかな。それから外側は幸い歩道のほうが高く、こっちはこけないかなっていうところはあるんですけども、ただ相可の町民の方が心配されている。歩道へ倒れないかなっていう心配をされている箇所をお伺いいたしました。

今回、本会議でこういう話させていただくんですけども、こういう町民の方からそういう話があった公共の物、神社は公共と言えるかどうかなんですけども、その辺についての調査なり検討っていうか、その辺はいかがですか。される方向はございますか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（久保 義隆） 先ほどの回答にもありましたように、いろいろ松阪建設事務所の建築開発室ともいろいろ相談してまして、やはりそういう神社等でも個人の所有のものでありますので、やはり直す等は全て個人がしてもらわんと、やはりだめっていうこともいろいろ話をしております。ですので、これも踏まえて、このチェックポイントを活用していただいて、そこでもしチェックが入る場所でありましたら、その専門の建築士にご相談いただくと。その問い合わせについても、松阪建設事務所のほうで問い合わせを持っておりますので。ただ、やっぱりそこで建築基準法のこうしなさい、ああしなさいっていうのはなかなか言えやんっていうことも言うてましたので、その辺は建築士との話になるんかと思っておりますので。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11 番（前川 勝） 今の7月13日ホームページで周知をしたと。これはやはり広報たき、ホームページはなかなかみんなが見るものでもないもので、ホー

ムページもいいんですけども、広報たき等での周知になるようにしていただければというふうに思います。

それから、二、三日前、新聞に載っておったわけですけども、県の施設で、法定点検を受けていない物がたくさんあると、というようなことで載っていたかと思います。この当町においてもいろんな施設があるわけですけども、その辺の法定点検という部分について、きちっとした検査は行われているのか、いかがでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 建物の定期点検ということで、町内全域ということで私のほうで答弁をさせていただきます。

新聞で出ておりますものにつきましては、国が決めます、建築基準法に決めます、特定な建物ってということで、公共施設全てが該当するものではございません。その特定なものとして申し上げるのは、多くがいわゆる不特定多数の方が利用される建物で一定以上の面積のあるもの。それから、例えば建物が3階以上であるとか、5階以上であるとか、いうふうなことで一応区別をされております。そういう基準に基づきまして、本町におきましては、多気町民文化会館、この建物が該当いたします。それ以外の建物は、まずこの定期点検に該当はいたしません。学校施設等も該当はいたしません。この町民文化会館につきましては、以前は3年に1度、最近は2年に1度、ちょっと教育委員会に確認いたしましたら2年に1度、きちっと1級建築士のもとで点検を行って、本町の場合は、県に報告する必要がございます。建築主事を置いておりませんので、県に報告する義務がございますけども、きちっと報告をしております。

あわせて、もう1つ設備の関係はですね、まず1つ該当いたしますのは、エレベーターのある建物のそのエレベーター自体。これは、その面積とか階数にかかわらず該当いたします。それから、その特定な建物の中の防火施設。これらが該当してまいります。

エレベーターを申し上げますと、御存じのように学校で行きますと、勢和小中学校、それから勢和公民館、それから役場の本庁舎、それから町民文化会館、これらにございます。それらにつきましては、きちっと資格を有するものに業者委託をいたしまして、点検を行っております。その中できちっと業者のほうから県のほうに報告をしております。これは書類上できちっと確認をいたしました。

それから防火施設につきましては、文化会館が該当いたしますけど、これにつきましても、防火点検を行っている業者のほうからきちっと全体の建物の報告も含めて、県のほうに行っております。これらも書類をきちっと確認をしております。

ですので、新聞記事等で指摘のありました点検が行われてないというものにつきましても、本町ではございません、という結論でございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） 続きまして、次の質問に入らせていただきます。④番。

町民の方より「家のブロック塀が危険ではないか心配しているのだけど」、と調査の方法や調査に対する耐震調査補助、これは町の補助のことを指しとるわけですが、ブロック塀撤去補助はないかと尋ねられました。

現在、ブロック塀に関するそのような補助制度はないわけですが、現在県内では、7市町で撤去に関する補助制度が設けられております。今後について、このことについてお考えがあるかどうか、お伺いいたします

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（森川 直昭） ④番目の質問に私のほうからお答えをさせていただきます。

現時点では、個人に対する補助制度を創設する考えはございません。その理

由として、3点ほど述べさせていただきたいと思います。

まず1点目は、ブロック塀の設置にそもそも違法性があると、違法な設置をされた場合にその違法なブロック塀を撤去するのに、公費を充てるのは妥当でないと考えております。これが1点目です。

2点目は、個人がブロック塀を設置されるのは、例えば防犯対策、あるいは当然防災もございます。それからその敷地内等見られたくないというプライバシーの保護など、さまざまな理由によるものが考えられます。したがって、倒壊の危険性、すなわち防災の観点のみで撤去されるケースは少ないのではないかとこのように考えております。

3つ目、このブロック塀につきましては、建築基準法で基準が当然定められております。その例えば基準どおりに設置されたものであるなら、そもそも撤去する必要があるのか、というふうなところがございまして、撤去する必要性は低いのではないかとこのように考えております。

なお、議員のおっしゃられたように、県内ですでにそれに対する補助制度が創設されて始まっているところもございまして、本町も今後も他の市町の補助制度の実施状況につきましては、きちっと見守って把握をしていきまして、また必要であれば、その措置を考えたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） 違法なものに、お金は出せないとか、防犯とかその家が個人でつけられたものである、いろいろ理由はつけられるかと思うんですけども、町民のある意味安心安全を守るための投資ではないのかなというふうに、個人のものであるわけですけども、これはただ多気町が先行的にどこもやらないことをやれよという話ではなくて、実際にされている市町があるわけなので、是非ですね、これは調査をされてですね、そういうことも必要なのかなというふうに私は思っているので、そのようなものをつけて、まあ財政厳し

いっていうことは常々よく聞くわけですが、やはり安心安全を守るためには、1つのそれも大事な補助という部分ではあるのではないかなというふうに思います。

ここでひとつご紹介したいのが、三重大学工学部の畑中教授によりますと、とにかく可能な限り撤去を進めなさいと。とにかくブロック塀がある事がもう危険であるというふうに、違法とか違法でないとかっていうことの前に、もうとにかく撤去をしたほうがいいよと。安全ためには撤去したほうがいいよというようなことを、8月25日の中日新聞の中で書かれております。

そういう意味では、ブロック塀がなければ、そういう危険だと考えなくていいわけなので、この是非ですね、補助制度を設けることも1つの、個人のを撤去していただける材料になるのではないかと思うので、もう一度、課長いかがでしょうか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（森川 直昭） さっき大学の専門家のコメントもご紹介いただいております。こちらといたしましては、先ほど申し上げた答弁どおりでございます。今後、ほかの市町が先行でされている部分がございます。ブロック塀に限らず、建物自体、例えば家屋等はどうなんやというあたりまで、出てくるかと思えます。なお、基本的にその危険だからであれば、何もかも撤去すべきなのか。であれば、建物がどうなんやという部分もございます。普段住まわれている建物。それにつきましては、耐震等の補助がございますけども、そういった根本的なところもございます。あといろんな理由で当然ブロック塀を先ほど申し上げたように設置をされている部分がございます。そこらあたりは基本的には町としては個人さんのご判断に委ねたいという部分もございますし、それに対して、今のところ、費用が発生するのであれば、これも個人さんでご負担いただきたいというのが町の考えでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） 是非ですね、前向きに町民の安心安全を守るために、今後7市町やってみえるということもありますので、是非前向きなご検討をいただければなというふうに思います。

次の質問へ入ります。

次の早期防災対応についてっていうことで、入ります。

去る7月28日の異例の進路をとった台風12号、関東方面より東海から阪神、中国地方へ通常と丸反対の進路でありました。このとき早い自主避難所開設が行われました。

さらに8月23日14時37分、台風20号接近による緊急速報「エリアメール」で15時から8カ所の避難所開設が報じられました。またもう一度21号もあったわけですが。

今年は暑さといい、台風の数であったり雨の量だったり、本当に異常気象であり、地球規模の温暖化が進んでいるともいわれ、憂慮すべき事態であるというふうに思います。

それでは①番目といたしまして、各々台風によりこの地域に豪雨が予想され、誰しもが災害の心配をいたしました。しかし、去年の台風21号の経験もあり早い避難所開設が行われました。職員は、徹夜での避難所詰めになり大変であるわけですが、早い避難所開設の対応に敬意を払うものです。町民自らが対応することの重要性を認識してもらうためにも、また、今後の参考になるよう自主避難所開設状況はどうであったのか、お伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 自主避難所開設状況っていうことで、避難者数のご質問というふうに理解させていただきましたので、それでは答弁をさせていただきます。

まず、直近の2つにつきまして、ご報告させていただきます。

台風20号につきましては、最大で9世帯19人の方が避難をされました。それからさらに最近来ました台風21号、今年の台風21号です。これにつきましては、最大で26世帯41人の方が避難所のほうに避難をされました。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） まさにこの数字といいますか、人がこうやって危ないからってということで、自主的に避難をしていただいたと。それは開設したからこそであるというふうに思います。暴風雨がどんどん増している、水も増している、川も氾濫しそうだというときに、開設していたのではもうそういうのは遅いという、だから早く開いていただいているわけですが、私はこれが変な話、空振りになったとしても、やはりこれは開いておいて、町民の皆さんが行ける場所があるということを考えることが一番重要だなというふうに21号に対しては、26世帯41人の方が避難いただいたと。これはまさにそのことだなというふうに考えます。今後におきましても、これ本当に異常気象、どこまで続くかわかりませんが、是非ですね、役場の皆さんもご苦労かけるわけですが、早い自主避難所開設をお願いしたいなというふうに思います。

②番目の質問へ入ります。

②番目といたしまして、今回台風20号は、かなり雨も降ったわけですが、風の強さが際立ったと思います。それでだと考えるところですが、各所で停電が起きました。

24日朝も停電していて、何も情報が入らなく困惑いたしました。このようなとき、防災行政無線で少しでも情報の発信があれば、安心して待つことができると考えるところですが、当局のお考えを伺います。

これはこのときはまだ21号来てなかったんですけど、21号はもっと長時間の停電だったというふうに思っております。その辺のご答弁お願いいたします。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（森川 直昭） まず台風 20 号についての状況をちょっとご説明をさせていただきます。

台風 20 号におきましては、役場のほうにも非常にたくさんの停電に関するお問い合わせをいただきました。しかし、役場におきましても、停電の情報につきましては、中部電力のホームページでしか確認をすることができませんでした。そして、御存じかと思いますが、ホームページに掲載されている復旧見込み時間というのが出ておったんですけども、それが実際には3回ほど延期をされていきました。

このような状況の中、防災行政無線で情報を発信を行う場合ですね、停電箇所、それから復旧見込み時間等を、もし放送したとしましても、その後、その復旧の停電の場所とか、時間に変更となれば、またその都度変更の内容を放送することもあります。これらは混乱を招くことも考えられます。したがって、20 号におきましては、防災行政無線の利用は行わないというふうな考えで対応をしておりました。

なお今後、台風、あるいは緊急的に何か台風以外の場面で停電っていうのも起こり得ると思います。そういう場合につきましては、その都度判断を行ってまいりたいというふうな考えております。

さらに今回の台風 21 号につきましては、これもホームページをご覧いただいたかと思いますが、そもそも復旧見込み時間が最初から最後まで出てまいりませんでした。これに関しても、非常にたくさんの役場のほうにお問い合わせをいただきました。台風のピークが昼の2時、3時くらいだったかと思えます。それ以降、夜中にかけて、中電に電話をしてもかからないので役場のほうに、ということで役場のほうへ、非常にきつい言葉をいただいたところもございます。中電のほうにもその旨は伝えさせていただいて、役場は別のところに対応する必要があるので、なかなかその中電さんの代わりでお答えするのは

難しい辺りもちよっと言わせてはいただいたんですけども。

そういうふうにそもそも復旧時間が出ないところもございます。これはたぶん前回の 20 号の部分で、どんどん復旧時間が延びていくというふうな現状があるということで、最初からそういうな「調査中」という文言になっていたかと思えますけども、そういう形です。

それにつきましても、情報発信等はなかなかこちらはしにくいのかなというふうに考えつつ、あとで、原因等確認っていうか、中部電力さん後日みえまして、確認をしたところ、いろんな系統が多気町内走っているわけなんですけども、通常ですと、その系統ごとに、1カ所か2カ所が切れてれば、それ復旧すればその世帯なりカバーしてるところは全部行くんですが、それが基本的に3カ所4カ所、あるいはその台風時に当然確認しに行くことも、もう目視しかないそうなので、確認しに行けない。それから、夜間停電しますと、夜間ですとそもそも切れているところが確認しづらい等があるそうです。それから、今回は、中部電力さんのあとの説明ですけども、県内で20万戸以上が一遍に停電したということで、他所から、他県からも応援をいただいて、復旧に努めたんですけども、なかなかその時間がかかってしまったというところがございます。

切れた原因につきましては、多くがやっぱり倒木だそうです。倒木それから家の車庫の屋根が飛んで、電線を切ってしまったというふうな部分がございます。基本的に物理的な風だけではほとんど切れないそうです。幸いにして、役場はずっと終日電気がついておりました。ですので、中電さんのほうにも、倒木等になりますと、普段電線の近くは伐採をされておるんですけども、大きな山の裾野ですと、山の上から落ちてきて引っかかっているということで、ちょっとこれになりますと、もう中電さんもどうしようも対応ができない。それから、屋根等につきましても、私も写真を見せていただいたんですけど、その所有者の方が、例えばその屋根部分をもう少ししっかりしていただければそういうものが飛散せずに、電線を切ることもなかったのかなという部分もあって、今後協議をしておりますのが、原因をまず皆様にきちっとお伝えしたらどうですか

というふうな話をさせていただいたのと、そういうことで、台風の前に皆さんそれぞれ自分のお持ちのもの、山も含めて、ご管理いただければ、停電の場所、それから時間帯ももっとこう減らせるのではないかなというふうなことも話をさせていただいて、また皆さんに今後周知してはどうか、というような話もさせていただきました。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） 総務課、担当課として、中電さんとそのような折衝していただいたというふうに聞きました。

確かに、20号のときは、3回変わりました。最終は5時というような時間だったと思います。それで私も中電へ電話、担当課、ちょっと違う所へ電話いたしましたら、「その夜じゅうには何とかします」というふうに言われました。そういう意味において、中電さんも総動員でやってらっしゃる。それはもうわかるんですけども、その今のくしくもおっしゃった「何でなの」とか何にも情報がない。これが皆さん、待ってみえる、電気も付くんが一番いいんですけども、わけがわからんのに待ったらんならん、これがやはり一番苦しいところかなと。もう停電はもう全くそうなんですけども、その辺が非常に残念だなというふうに、それもおっしゃってもらったということですので、今後そのような中電さんの対応もあるのかなというふうに期待はするところです。

それで20号のときも長谷地区、車川地区、長谷地区においては24時間、車川は30時間というようなことで、停電をされていたようにも聞きます。それで、長谷へ行つとる神坂からの線なんですけども、その日の午前中に中電さんが目視で来て、木が電線に乗っていたので、それから電柱から先が電気とめたわけですね。それはあのガッチャンってするやつでとめるんですけども、それが午前中に、単純にある意味木除けばいいんですけども、それがもう一昼夜通してぐるっとなんかというふうなことがあったと。もう確かに変な話、ご飯も炊け

やんし、お風呂も入れやんし、今の災害のところに比べれば、あれかもわかんないけど、そういう意味では非常に町民の方困っておられた。もう当然どこもかしこもだと思えます。21号については、お風呂屋さんがもう松阪が1件しかなんか開いてなくて、すごい状態だったというふうにも聞いております。

これは行政のほうで何とも致し方しようがない。ただ、町民の安心安全を守るために今のおっしゃってもらったようなことを中電さんに強くですね、申し入れしていただいて、今後そういうことが少しでも軽減されるように、努力願いたいなっていうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（吉田 勝） 以上で、前川勝君の一般質問は終わります。

ここで、休憩といたします。再開は、10時50分といたします。

（ 10時39分 ）

（ 10時50分 ）

（4番 坂井 信久 議員）

○議長（吉田 勝） 再開します。

3番目の質問者、坂井信久君の質問に入ります。

4番、坂井信久君。

○4番（坂井 信久） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めます。

今回私は、2点の課題に通告をいたしております。1つは「今回の町議会議員選挙について」でございます。これにつきましては、町長及び選挙管理委員会担当書記の総務課長より、ご答弁をいただきたいというふうに考えております。それから2点目につきましては、「今後の多気町水道事業経営について」でございます。これは、上下水道課長のほうでご答弁をいただきたいとかように考えております。また答弁によりまして、財政担当の総務課長にもご答弁をお願いする場合もございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。一問

一答でお願いをいたします。

まず冒頭でございますけれども、先般の台風災害によりまして、中国それから四国の一部が大変被災をされて、亡くなられた方あるいは被災を受けられた方に、お悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、北海道地震でも、同様に被害が出ておりますので、その方たちにも同様のお悔やみとお見舞いを申し上げます次第でございます。

それでは1点目の町議会議員選挙につきまして、始めたいというふうに思います。

先般、執行されました町議会議員選挙につきましては、前回の無投票選挙から一転して定数を2名上回る候補者で争われる選挙戦となったことはご承知のことです。

特に、今回より定数が1名減員となり12名定数で争われた初めての選挙でもございました。

この定数問題につきましては、事実上長期欠席議員の取り扱いについて、町政懇談会や、地区別懇談会でも町民各位より議会に対し問題提起された重い課題でもございました。

議会におきましても、西村議長提案のもと、約9カ月間あまりの時間をかけ、議論を深めた結果、さまざまな意見があり1名減案と3名減案とが発議された結果、今回の削減案となったこともまたご承知のことです。

夏真っ盛りの中で行われました選挙でもございましたけれども、過去にないまた暑さでもございました。しかし、町議選挙におきまして63.35%の投票率の結果は私自身も大変な政治責任を感じております。恐らくや他の議員の方たちもですね、こういうふうな結果になったのは非常に責任を感じておられるのではないかというふうに思っております。恐らく私の知る限り、これは旧多気町しかわかりませんが、時代から考えましても、町議選過去最低投票率であったのではないかと考えております。

そしてこれを旧多気町（第1投票区から第12投票区）で見ますと57.50%、

旧勢和村(第13投票区から第22投票区)で見ますと75.53%でございました。多気地域では3,498人、勢和地域では967人の方が何らかの理由により投票されなかった結果となったのでございます。

また、別の角度から見てみますと、多気地域と勢和地域の投票率の差が約18%とあり、顕著に多気地域の投票放棄の方が1,481人多かった、こういう結果でもございました。

このことにつきましては、私は単に暑い時期の選挙であったから投票放棄されたということではなく、ほかにもですね、複合的に理由があると考えております。

そこで以上のことを踏まえて以下の質問に町長、選挙担当書記であります総務課長より真摯な答弁を求めます。

①点目、以上の結果を踏まえて町長及び総務課長のご所見をお伺いしたい。以上でございます。

○議長(吉田 勝) 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長(久保 行男) まず今回の夏の議員さんの選挙、本当にご苦労さんでございました。私も12年ほど前に、同じように夏真っ盛りの中で、議員の選挙させていただきました。

勢和の波多瀬っていうとこでしたかな。もう暑さでうずくまった、これが熱射病かな、熱中症かなと思いました。ぐるりが真っ白になって、うずくまった覚えがあります。

そんな中で今議員おっしゃられましたように、責任を感じている。どういう思いで責任を感じておると言われたんかわかりませんが、原因はいろいろあると思います。

1つは、町民の皆さんに、私らも同じように責任感じてますのは、議会またこういう町議会の中で、一緒に議論を戦わせる、これがやっぱり政策論議であったり、また町政運営に関する議論であったり、こういうところに町民の皆さ

んが魅力を感じてない部分があるのではないかと考えております。

そうしたことが、若者世代を中心に、町政また議会に対して、魅力を失っているのではないかと考えております。これも1つの要因かとも思います。

それがたぶん議員もおっしゃられたような、責任としてみえる部分かなとも思います。

違う自治体ですけれども、我々のところではやってないんですけども、そういう、これはもう全国的に投票率下がってますので、これはもう国政においても、県政においても、それぞれ地方の議会においても、どこでも上がるところっていうのは少ないと思いますけれども、下がっていることも踏まえて、ある自治体が調査をされました。その中身って言いますのは、政治、選挙についても、関心がない。そして、誰に投票したらいいのか、そういうこともわからない。こういうことをパーセントで出されておきまして、人柄がわからない。これは地域内から出るとるやつは別ですけれども、こうした要因で、選挙をしない人っていうのが80%と高い数字が出てます。一方で、私一人行かなくてもええやないかと。もう1つは、投票所が遠いから行かんのやっていうのは2.6%と低い数字があらわれていると出ております。投票率におきましても、同じように、全国的に低い投票率でありまして、これも同じように関心がない、それから良い人がいない、といったものが81%で、こうした要因から、全国的に低い投票率となっている状況であります。

今回の議会におきましても、これは我々っていうよりも、もっと国のほうでも考えて欲しいなと思いますのは、小学校・中学校時分から、やっぱり政治また議会、こういうことにもう少し意識を高めていただく教育をしていかなければ、なかなか今の形で全市民・町民・国民、皆が政治に関心を持っていくっていうのは少ないのではないかなと思います。

以上であります。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

総務課長。

○総務課長（森川 直昭） 同じく①番目のご質問に私のほうからも所見のほう、述べさせていただきたいと思います。

本町におきましては、平成 18 年の町村合併以後、国・県・町のさまざまな選挙が行われてまいりましたが、合併以後、選挙の種類を問わず、先ほど町長が申し上げたように、投票率は、おおむね、徐々に下がってきている傾向がございます。投票率向上のために、期日前投票の手続きの簡素化等選挙制度の改正も随時行われては来ておりますけども、先ほど申し上げたように、国・県・町の種類を問わず、選挙そのものに対する関心が低くなってきているのか、合わせて、本町における現行の投票所のあり方等が適正なのか、選挙管理委員会としても真摯に検討をして行く必要があると考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） 恐らくですね、私が考えておるようなことのご答弁でございまして、まさに、町長も発言がありましたように「よい人がいない」というところ、私もその該当になるんかというふうに思いました。これが 81%。よい人がないので投票に行かんというような結果だそうでございますので、我々も責任があると申し上げたのは、まさに今の候補者の中で。我々が一般の方が考える人が少ないんだらうというふうに私は思います。私は自分のせいも相当あるというふうに思っております。

しかし、もう 1 点お話がありました、いわゆる投票所が遠いというのが、非常に率が 2.6 というふうにおっしゃいましたけれども、実は多気町の中でもですね、また後段でお話をしますけれども、この旧多気地域のことがですね、いろいろ問題になってくるとだらうというふうに思っております。

少し先を急ぎますので、またそれはそこの部分でお話をいただきたいと、こういうふうに思います。

②番目の問題で、今回の選挙は、第 1 投票区が 45.50%、第 2 投票区が 57.00%、

第4投票区が48.28%、第7投票区が54.96%の投票率でございました。このことについてのご所見をお伺いしたいと、こういうふうに思います。特に第4投票区につきましては、恐らくこれは誰しも考えることは、恐らく一緒だと思いますけれども、他の3地区についてのご所見をお伺いしたいと、こういうふうに思います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（森川 直昭） 今回の町議選の選挙につきましては、選挙管理委員会のほうで、各投票所ごとにですね、さらに、細かく調べまして、各字別の投票率まで調べをいたしました。

なお、今からちょっと字名等が出てまいりますけれども、ご了解いただきたいのは、その字の差であるとか、まして順位付けをするようなものではございませんので、その点だけちょっとご了解いただきたいというふうに思います。

それによりますと、まず第1投票所におきましては、特に相可台におきまして、相可台の投票率は30%台でございました。

第2投票所におきましては、北弟国と東池上が40%台の投票率でございました。それから続きまして、第4投票所では、五佐奈が投票率が40%台でございました。最後に第7投票所におきましては、三疋田が40%台となっております。

投票率がこれらの台に留まっている要因として考えられますことは、例えば、1つは、地元での立候補者がおみえにならなかったということと、それから、字、その場所によっては、やはり先ほど議員がおっしゃられたように、投票所までの距離感等があったのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） ありがとうございます。

実はですね、私は冒頭でもございましたように、議会側にもいろんな責任があるというふうに思っておりますけれども、当局、いわゆる執行部もですね、今回いわゆる適正な、いわゆる啓発が行われたのか、あるいは、真剣なやっばり投票率向上への取り組みがですね、これは選挙管理委員会も一体となって、そういうことがなされたのかどうか、っていうのも、やや実は疑問に思っているところがございます。

て言いますのは、私当日にですね、当日の夕方に、町当局のほうへ電話をしまして、投票率をお聞きをしたら、56.05%だと。その時点はですね、そういうふうなお話でございました。私は非常に低いなど、こういうことであれば、いわゆる旧多気のほうは恐らく50%切っておるのではないかなと、勢和のほうは60%台後半であろうけども、旧多気のほうでは50を切っておるというふうなことを考えまして、放送をしたらどうかというふうなことをご依頼申し上げたら、4時15分に放送がございました。以前の選挙のときにはですね、朝昼晩と放送があつて、あるいは広報車がですね、巡回をして投票を呼びかけると。こういうようなことも確か私の記憶ではあったような気がいたしております。そういうふうなことも、今回はなかったというようなことが私は少しですね、当局もそういったことに真剣さが見られなんだというふうなことを、また言うたあれですけども、少しそういうふうな努力がなかったのではないかなというふうに思いますので、そういった点につきましては、選挙管理委員会も含めてですね、議論っていいですか、そういうふうな取り組みっていいですか、そういうふうなことはどういうふうに行われたんか、少しお願いしたいと思えます。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（森川 直昭） 今回の選挙に関する啓発の取り組みでございますけれども、前回、選挙自体が8年前には町議選としては行われましたが、この時は、参議院選挙が同日に行われておりました。したがって、そのときの考えと

しましては、広報等啓発活動につきましては、参議院選ので結構全国的に当然新聞等、それからテレビ等で行われるわけです。それに乗っかるような形で、たぶん町議選の広報も行われたのかなというふうに思います。

前回、これで町長選挙も2回ほど無投票になってきております。単独で町の選挙が行われたのは、かなり合併以降、期間を置いてということもありました。

町といたしましては、参考にいたしましたのは、その8年前、さらには合併直後の選挙のときの広報活動がどうだったかというあたりも参考にはいたしました。事前に選挙期日、選挙が行われるという案内等もどうしてもチラシ等にはなってしまいますけども、チラシ、それからインターネット等町のホームページ等での広報に留まってる部分もあったかもしれませんが、そういう形でさせていただきました。

なお、事前のこちらの考えとしまして、期日前投票につきましては、8年前より多くございました。ので、当日もこちらとしては期待できるのではないかなというあたりもございました。そういう部分で、ちょっと当日につきましては、今後の課題ということで、選挙管理委員会でも、そういう議論はしておりますので、課題というふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） 進めます。

③番目でございますけれども、今回は相可地内に期日前投票所が1日限りではありましたがけれども、開設されたことは高齢者や一部女性の方々が大変喜んでおられました。今後は相可地内に是非投票所を開設してほしいと、こういう声も多く聞いております。

担当課長にお聞きをいたしますけれども、このことを選挙管理委員会はどのように考えておられるのかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 今回、J A相可支店様のご協力を得まして、臨時的に、金曜日1日でしたけども、期日前投票所を設置をさせていただきました。

結果といたしましては、101人の方が投票に、その期日前投票所を利用をされました。しかし、今回その101名の方を含めましても、そもそもの投票率が下がっている現状の中、前回8年前の町議選、町議会議員選挙の投票率に及ばないため、今回の期日前投票所の設置が、投票率の向上に効果があったかどうか、現在はちょっとはっきり掴めていないところでございます。

今回の措置につきましては、相可一区それから二区の区長さんから事前に要望書が提出をされたことに対応するものでございますけども、合わせて、選挙日当日に投票所を相可一区または二区内に設置をしてほしいという声も合わせていただいております。これにつきましては、現在選挙管理委員会にて、今回の結果を踏まえて、検討を進めているような状況でございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） 実は、今のお話はですね、私も両区の区長さんから相談を受けてお手伝いをして、実は選挙管理委員会あるいは町長さん宛てにですね、要望書を出したと。その経過は私もう一部始終知っておりますし、私もその文書についてお手伝いしたというような経過がございます。

そういうようなことは承知をいたしておりますけれども、このやはりこの1日だけではですね、次回からは、いわゆる告示以降にですね、この役場の公室で行われておりますような、期日前投票所に是非していただきたいと。是非そういうような検討をですね、いわゆる選挙管理委員会のほうへ課題として、いわゆるあげていただきたい。そこら辺はどうですか。そういうふうなお気持ちはありますか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○**総務課長（森川 直昭）** 今回、相可一区または二区内に投票所を設置、まずはじめに考えたのは当然、区長さんのご要望としては、当日の投票所でございます。これにつきましては、1つはですね、これは別の行事かもしれませんが、御存じのように相鹿上神社の行事等がございまして、相可一区の公民館がもう既にその時点で使われているというところもございましたので、それ以外の公共的な施設ということで、今回、JA相可支店様にお願いいたしました。それから、投票時間につきましては、これも基本的にはお借りさせていただくJAさんの営業時間内ということで、設定をさせていただきましたので、午前9時～午後4時半というふうなちょっと時間的には短いところでもございましたけども、そういう形で、設置をさせていただきました。

以上でございます。

○**議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○**4番（坂井 信久）** ありがとうございます。非常に今回のことはですね、地域の方々は非常に喜んでおられた。非常に前向きに取り組んでいただいたという結果は非常にされておられますので、是非延長していただくようにですね、ご検討をお願いをしたいと思います。

それから次に進みますけれども、相可地内の期日前投票所を開設していただいたというようにですね、複数の区長さん、あるいは役員さんも一部おられました中で、いわゆる「勢和地域は1自治区にそれぞれ投票所があるというのに、なぜ多気地域はこのように投票所が少ないのか。」というお話が出ました。このことが一番問題なんやと。いわゆる合併して、同じような住民の扱いを受けるのが一番やっぱり行政として、あるいは公平な立場としてもですね、そういうようなことではないかと。旧多気的时候には、いわゆる役場でも我慢ができた。我々としては我慢ができたんやと。あの役場まで、高いところまで行かんなんのも我慢できた。しかし、多気勢和の垣根がなくなったんやで、

多気のほうもですね、やっぱりもう少し考えていただきたいと。兄国から役場まで、投票に来んならん。あるいはすみれ保育所へ、五佐奈のライスセンターのどこから来んならんと。こういうところがですね、恐らく勢和地域はないと思うんですよ。やっぱり自分とこの在所に投票所があるっていう意識っていうのは全然違うというふうに私は思いますので、これはやっぱり是非私は検討していただきたい。こういうことをですね、いろいろ聞きました。たくさんお聞きをしましたし、このことに対してですね、選挙管理委員会はどのように考えておられるのか、是非お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（森川 直昭） 先ほどの議員のご質問につきましては、旧多気、旧勢和っていうのもございますけども、現在ある多気町全域 22 カ所ございますけども、その 22 カ所の投票区のあり方をどのようにしていくかという、全般的なご質問というように捉えさせていただいております。

これにつきましては、選挙管理委員会のほうも十分認識をしております。同じ制度で、すでにもう合併以降十何年以上同じような形態で進んできております。その間に、当日の有権者数につきましてもかなり差が出てきてまいっております。一番少ないところだと 100 名程度。一番多いところが第 1 で 2,400 人っていう 20 倍を超えるような差が出てきております。一律人数だけでなく、地理的なところもあろうかというふうに思っております。

この件につきましては、今後その町内全域ですね、全域の投票区をどういうふうにしていくかということで、これももう既に選挙管理委員会のほうで継続して検討を進めておりますので、ちょっといつまでに結論を、ということとはなかなか現時点では申し上げられませんが、進めているということでご理解いただきたいと思います。

よろしく申し上げます

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） 是非ですね、そういう方向でご議論願いたいと。そしてそういうふうな問題を是非解消していただくという方向でですね、前向きにやっぱり私はご検討いただきたいと、こういうふうに思っております。

そのことに少し関連してお聞きをするわけでございますけれども、今選挙管理委員は4名の方がしておられて、多気地域から2名、勢和地域から2名ということで、その各々の委員の一応任期っていうのはですね、ご本人がご辞退なされるか、あるいはされやん場合は、だいたい一定期間でかわっておられるように私は思っておるんですけども、お一方、長くやっておられる方がおるように思います。その方が現の委員長をされておられるのではないかと。そのことが、いわゆるその前向きにことが進まないのではないかと。勢和地域の方がしておられますので、いわゆる多気の投票所についてもですね、勢和地区は10カ所、多気のほうは今のままというようなことになっておらんのかと私は危惧するわけでございます。その委員のですね、通常何年程度で交代をしておられるんか、あるいはその方は、現に今の委員長は何年されておられるんか、ちょっと教えていただけませんか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（森川 直昭） まず、選挙管理委員会委員についてのご質問をいただきました。私が考えておりますのが、委員4名の方、今おみえになるんですけども、4名の方とも、自分の例えば、悪いですけど、出身が勢和だから、自分は多気だからということで、物事を見られてる方は私はいないと考えております。4名とも町全体をきちっと公正な選挙をどういうふうにしていくかということで、全て、全域を見渡して考えていただいている方々というふうに解釈しております。

選挙管理委員会の任期ですけども、短い方ですと1期でかわられる方もおみえになられます。あとは、こちらとしては、やっぱり選挙年1回か2回という

こともございますので、できる限りそういう経験をしていただいた委員さんに、できれば多く、意欲のある限り、体の続く限り、お願いできればと。やはり経験が、やっぱり選挙を執行していく上でものを教えていただくことも。私たちも職員もかわっていきますので。今一番長い方は、合併以後かわられていないと思います。ちょっと旧町村のときの状況がわかりませんので、今のままですと、長い方で2期を経験されて、今3期目に入られているという方が一番長いというふうでございます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） わかりました。その任期についてもですね、多気町内たくさん立派な人材がおられますので、適時やっぱりですね、1つの方が長くされるといろんな、清い水も濁ると、こういうようなことも申しますから、やっぱり私は適切にかわっていただくと。同じようにですね、かわっていただくと。お一方が長くするとどうしてもその意見の方が強くなるというふうに私は思いますので、やっぱりそこら辺適切にですね、公の会でございますから、変わっていただくように、人事担当のほうでも、町長さんと相談をしてながら、調整を是非今後していただきたい。こんなふうに思います。

それから、もう1点。最後の5番目につきましては、もう今までの質問で聞きをしましたので、私のほうから今回申し上げたいのは、これは私1人だけが声をあげておるわけではございません。

実は今回のこの町議選の選挙の事前説明会からですね、非常にいわゆる不手際って言いますんですか、調整不足って言いますんか、そういうことがたくさんあったように私は思います。

まずはがきの問題がございました。いわゆる説明会、いわゆるもうあと20日を切ったような時点ですと、告示を20日を切ったような時点で、はがきの番号の色が違う、3名か4名の方はですね、全部のはがきがパーになったと。

今から全部書き直しやと、印刷をしたのに。そういうことが起こりました。

それから車の、いわゆる街宣カーのですね、点検のことにつきましても、前回はいわゆる規格を超えたらその当日に松阪警察署へ行ったらですね、許可がいただけたと。今回は告示の日まで許可は出さんと。そうすると告示の朝にですね、警察署へ行って判をいただかんらんっていうことは、その規格外の車の方はですね、30分か40分松阪から許可貰って帰ってくるまで、発進できやんわけですから、候補者全員が同一行動ができないと。そういうふうなことは事前にですね、やっぱり調整をしていただく。

これはやっぱり私、総務課長にお願いをしたいのは、あなた以外にもですね、町長も副町長もあるいは会計管理者も、総務課長経験された方でございます。そういった方の知見もお聞きをしながらですね、私はやっていかんとそういうことが起こるんだろうと。あなたは優秀な方でございますけれども、やはり経験ということでは、まだまだこのお三方にはですね、私は及ばんようなところがあつたんではないかと。そのことが、そういうふうなことになって、何人かの候補者の方は大変そのことでご苦労されたと。このことはやはり私は、選挙管理委員会にですね、その責があるというふうに私は思っておりますので、こういった点についてですね、やっぱりある程度事前から郵便局なり、あるいは警察と調整をすると。事前からこちらから調整に行くと。いうことでいろんなお話をもらって、説明会のときにそういうお話でしたら、わかるんですけど。説明会いきなりですね、そういうようなお話が出てくると。物理的にも困難なことが出てくるといふふうなことは、恐らく長くやっておられる方から聞きましても、初めてやったということを知っておりますので、そういったことについて、総務課長どうですか。そういった関係機関っていいですか、そういうふうなこととの調整、そういったことが若干こう手遅れになってきたんではないかと。どうですか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

総務課長。

○**総務課長（森川 直昭）** 今回の選挙で、立候補者の方々にそのいわゆる選挙運動等に支障が出た部分につきましては、素直にお詫びを申し上げたい、というふうに思っております。なお、選挙はがき、それから選挙カーにつきましても、基本的にはそれぞれ郵便会社、警察とのほうの権限っていう部分で、選挙管理委員会としても、お願いをする部分にとどまります。かわってこちらが許可を出せば当然事前にきちっとできるわけなんですけども。その点につきましては、次回また選挙でそういうことが起きないように、十分事前から準備を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○**議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○**4番（坂井 信久）** 是非ですね、次の選挙からですね、そういうことがないように、早めから調整を関係機関としていただいて、各々候補者のほうに連絡ができるように、あるいは事前説明会のときにそういったお話があるようにですね、お願いをしたいというふうに思います。

1番の問題についてはこれで終わります。

2番目の「今後の多気町水道事業経営について」でございます。

今回私は、今後の本町の水道事業経営について、考え方及び多気地域水道施設計画等について、私なりの懸念を持っておりますので質問をさせていただきます。

まず平成 28 年 9 月 6 日の議会全員協議会におきまして、今後の水道事業財政計画について説明を受けました。このときには水道料金の値上げに関する説明を受け、さまざまな資料をいただいております。その後 11 月 14 日の全員協議会におきまして、8.85%の料金改定案が示されまして、12 月議会において改定をされたところでございます。

その資料によりますと、事業計画 15 年、20 年、それから 30 年間の資料をいただきました。その懸念するところは、今後料金改定することにしなくても、

資料最終年次は平成 60 年前後としておりますけれども、給水人口は現在より相当数減少することが予想されます。この計画はあくまでも 1 万 4720 人で計画をされたものでありますから、恐らくや、相当数その先には減っておるのではなかろうかと推認できるわけでございます。そしてどの資料におきましても、収益的収支、いわゆる損益勘定でございますけれども、これにおきまして、損益マイナスが発生をしているところでございます。

これには、いわゆる 4 条のほうの、いわゆる資本勘定のほうからは、内部留保資金を充てることができませんから、いわゆる結果、一般会計なりですね、そういった繰入金で補填をするということになろうかと思えます。

このことは、他の公営企業会計あるいは特別会計の合計額などを勘案しますと、町そのものの財政が保たれるのかも不安でもあります。

そして、平成 30 年 2 月 26 日の議会全員協議会におきまして、多気地域水道施設改修計画について説明を受けました。これは平成 30 年から施設改修、37 年度から管路改修事業に着手すべく計画で、改修計画合計総額約 90 億円の巨額費用であります。

今後の水道事業経営には、豊富な知識や不断の努力、さらには英断を持って経営改善をすることが望まれると考えております。

基本的に私は、投資費用につきましても、企業会計におきましては回収すべきと考えておりますけれども、この先の料金との兼ね合いなど、今後の水道事業経営についての課長のご所見をお伺いしたい。

まず、①番としまして。冒頭で述べました企業会計において投資費用は収益により回収すべきと考えておりますけれども、その点につきまして課長のご見解をお伺いしたい。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

上下水道課長、中出賢一君。

○上下水道課長（中出 賢一） それでは、坂井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、投資費用につきましては、国庫補助金等のほか、企業債の発行、内部留保資金の充当が主となってまいります。当然これらの償還などについての費用におきましては、おっしゃるとおり3条の収益的収支において回収していくものであると考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） わかりました。課長がですね、そういった考えを持って仕事に取り組まれていることにたいして、非常に安心をいたしました。当然公営企業会計をお預かりになる、その責任者においてはですね、基本的にはそういうお考えでやっていただくということがまず優先をすると私は思っておりますので、是非そういう考え方で、今後も進めていただきたいというふうに思います。

それから、②番目につきまして、これも関連をいたしますけれども、投資費用の改修につきましてはですね、課長が考える、あるべき企業会計の姿とはどのようなものか、お伺いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（中出 賢一） これにつきましては、健全な事業運営のもと、適切な原価、そして資産維持費、これを見込んだ料金設定により回収をさせていかなければならないと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） 恐らくおっしゃられる形は、理想的で、そういうことが形になれば、一番問題ないんだろうというふうに思います。私も一個人では、やはり水道料金は安いほうがいいのは決まっておりますし、できるだけ安価な

料金でいきたいというふうな思いは変わりませんが、経営面から見ますとですね、残念ながらそういうふうなことも必要であろうというふうに、また半面思うわけでございます。

そこで、いわゆる損益勘定のほうでですね、いわゆる3条の収益的費用で損益が発生した場合に、その損益を発生させないとするとは、一般的にはほかの収入もいろいろありますけれども、いわゆる行政がですね、経営してくということにつきましては、一般会計からの繰入金などで補填をしていくと。こういうことが正しい考え方か、お伺いしたいというように思います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（中出 賢一） 原則、公営企業会計におきましては、独立採算制を原則としております。基準以外の繰り入れは認められておりません。

継続的に赤字となる場合、繰り入れに頼らず、適切な料金算定のもと、料金の改定を行っていくということが本来の企業会計の姿と考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） 非常にこの企業会計をですね、わかっておられると、私はそういうふうに思います。是非そういう考え方で、私も反面教師がありまして、その上げてほしくないけれども、やはりこの公営企業を経営するということはですね、やはり課長が今お話をされた、この難題をクリアしていくと。料金の改定をしていくということがやはり私は正しい経営だというふうに思っておりますし、長期的に考えますと、それがなければですね、いわゆるこの安心して、いつでも給水できるような状態が続かんであるというふうに思いますので、是非そういうふうなことをですね、適切に管理者とも相談しながらですね、今後是非続けていただきたいというふうに思っております。

それから、次進みまして、今現在、上下水道課が担当します他の企業会計あ

るいは特別会計への一般会計からの繰入金の合計額からですね、推認としまして、このままの状況と今後の先ほど申し上げました事業計画でございます。こういったことですね、施設の維持管理を考えますと、相当な私は費用がかかる。それにつきましてはですね、極端なこと私書いておりますけれども、財政がですね、果たしてもつのかなという思いも実はしておるわけでございます。そこら辺の見解についてですね、是非1つ課長のご所見をお伺いしたいというように思います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（中出 賢一） この平成 29 年度決算における各会計の一般会計繰入金合計は、総額約 4 億 9400 万円でございます。そのうち基準外の繰り入れとなりますものは、約 1 億 7000 万円と、一般会計に負担をかけております。

ご指摘の通り、今後のことを考えた場合、適切な原価の算定におきましての料金設定が必要と考えております。

特に、下水道の場合、施設整備に投資をしてきました金額が膨大であるため、繰入額が大きく、今後も継続が必要となりますが、ある程度までの料金回収は必要であろう、さすがに下水道となりますと、全額の改修は少し不可能ではないのかなという考えも持っております。今後その状況を見極め、考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4 番（坂井 信久） ありがとうございます。是非ですね、大変な困難な仕事でございますけれども、そういった考えで取り組んでいただきたいというふうに思います。先般、決算報告の中でもですね、29 年度決算で、経営健全化比率、あるいは実質公債費比率におきましてもですね、この企業会計あるいは一般会

計含めて、そういうふうな数字は現在では出ておりませんが、将来そういうようなことが監査委員さんのほうからですね、ご指摘がないように、健全財政のもと、やっぱり事業を進めていただきたいというふうに考えております。

それから続いて⑤番目に入ります。

いわゆる厚生労働省健康局が、ちょっと古い話でございますけれども、平成25年3月に公表いたしました「新水道ビジョン」の基本理念。これたくさんございます。3章から9章までたくさんあるわけでございますけれども、その中で私はちょっと注視をしたのがですね、もうもちろんこれは誰でもそうだと思いますけれども、「今後起こりうる人口減少が経験したこのとのないさまざまな水道経営課題に直面している」と、こういうようなことが記載されております。課長が考えております、この本町ですね、いわゆる現状評価と課題についてお伺いしたいと、こういうふうに思います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（中出 賢一） これまで先行して実施をいたしました旧勢和地域施設の耐震改修、それから旧多気地域におけます耐震改修等も、今後のシミュレーションとして、いろいろな想定でお示しさせていただいたところでございます。給水人口、使用料の減少等も含め、長期的な視点を持って事業運営に取り組んでいるところでございます。先般、議決をいただきました料金改定におきましてもその1つでございまして、今後5年ごとに料金算定を行い、適正な料金体系を想定をしながら、改定が必要となる場合には、またご相談させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） いずれにいたしましても、1つのフレーズは「持続可能

である」かと、このことに尽きるんだらうと、私はこんなふうに思っておるわけでございます。先ほども申し上げましたように、その財政計画なり、施設改修計画でもですね、現在の給水人口の1万4720人で算定をされておられると思いますけれども、将来のその減少も見込んだ計画になっとなのか、いわゆる今の現状人数で計算をしたものか、そこら辺のとお答え願います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（中出 賢一） 人口におきましても、減少を見込んでおります。

ただし、年々一人当たり使用水量というのが低下しております。それは過程置きます節水機能の付いた洗濯機とか、そういうものにおきまして、一人当たりの水量っていうのがかなり減ってきておりますので、人口だけではなく、今までの水量の減少というものを見込んで比例の形で落としながら、計算はさせていただきます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） わかりました。ありがとうございます。

続きまして、上記のビジョンではですね、将来を見据えて重点的な実現方策がいろいろ語られております。その中で、本町の危機管理対策、これは先ほど申し上げて、いろんな風水害もございますけれども、東海あるいは東南海、南海地震というようなことも近々にあるようなこともいろいろマスコミ等で叫ばれておるわけでございます。そういったことも含めてですね、地震あるいは風水害などの被害想定、その対策など、課長が考えておられることで結構でございますので、お答えいただきたいというふうに思います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（中出 賢一） おっしゃいましたように、今後の地震・風水害

に対しましては、浄水場等施設の耐震、そして基幹管路の耐震化に取り組んでおるところでございます。これにつきましては、災害に強い施設の構築、そして被災しても被害を最小限に抑え、できる限りの短時間で復旧できる施設を想定してやっておるところでございます。特に避難所に対しましての、給水を継続できるよう重点的な計画を行っております。

また、本年度予算で議決をいただきました、加圧式の給水車も配備をいたしました。そしてこの給水車を使いまして、きめ細かく応急給水活動ができるように考えております。

本年度より少し計画しておりますのが、この加圧式給水車を使いまして、自主防災組織、自治会との連携をいたしまして、断水体験訓練というものを考えております。これにつきましては、先日の自主防災組織の責任者の皆様の研修の場で申し上げましたが、是非これも活用していただきまして、水が出ないというときは行きたいどうなんのかというような体験もしていただきたいと考えておりますので、是非よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） 進めます。

私の知人でもあります、これは県の企業庁のOBなんですけれども、水道事業関係者からあなたの水道事業経営に係る投稿文が日本水道新聞に掲載されていることを教えていただきました。私も後輩のあなたがですね、こういうようなところに投稿されとるっていうのは非常に喜ばしく思いをはせました。その対談相手がこの水道では非常に有名な首都大学東京の小泉明教授でございましたから、非常にそういう方とあなたもいい機会を持ったんだなというふうに思っておりました。また、あなたのそういうような投稿文が取り上げられるっていうことは、あなたもこの水道経営にですね、精通をして、いろんな場で発表する機会もあったんだろうというふうに想像いたしたわけでございますし、私もあなた自身がですね、そういうようなところに載ったん私も拝見いたしまし

たので、非常に喜ばしく、そんなふうにしたわけでございます。

その中でですね、あなたとその小泉教授との話の中で、いわゆる値下げに関することが載っておりました。これを値下げばかりではサービスにならないと、こういうようなことだろうというふうに思いますけれども、そのこのとこのですね、もう少しわかりやすく、このお話を私にさせていただくことはできませんか。お願いいたします。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（中出 賢一） 水道料金の値下げというものは、本当の意味での住民サービスにはつながらないと考えております。現在、どこへ行っても安心して飲める安全な水が、蛇口を開ければ出てきます。これは世界中見ましてもこのような国は十二、三カ国しかないと思っております。

ところが、この施設も老朽化し続けます。これからずっと老朽化をしていきます。ぎりぎりのところまで経営を続け、改修もせずに放置し、そして値下げを断行していきますと、飲めない水が出る、そして施設自体が破損する、水が出ない、そんなときを想定し、事故が起こらないよう、安心して安全な水を、安定して供給をさせていただき、サービスの対価として適正な料金をいただく。これが本来の水道サービスと考えております。

未来永劫本来の水道サービスを提供させていただくことが、本当の住民サービスであると考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） 全く私も同感をいたします。

私も実は、担当のときにですね、創設以来初めて値上げをしたときに、いろいろ地域を回ってご理解をいただいたという記憶がございます。そのときには、当時は1トンですね、いわゆるドラム缶200リッター5本分が100円で、基本

料金別に除きますとですね、100 円やというような話をして、ご理解をいただいたということで、非常に水は安いことやよと、いろんなものに比べると、というふうなお話の中でですね、ご理解をいただいたという経験もございますので、あなたが今料金のことに関してですね、あるいは今後この水道を維持するためには、費用はかかるということをもう少し町民の方にもですね、何らかの機会を取られて訴えていただきたいと。このことが料金の改定についてもいわゆるご理解をいただく一番の術ではないかと、私はこんなふうに考えておるわけでございますので、そういった努力も今後是非、いろんな場を通じてですね、今度おいなまつりもいつも出店をしていただきますけれども、是非そういったことも啓発を是非お願いをしたいというふうに思っております。

最後でございます。

先ほども申し上げました、いわゆる風水害・地震あるいは今以外の想定外のことが今後起こるであろうというふうに私も思っております。そういったときにですね、いわゆる人材の育成ですね、いわゆる後輩職員の育成っていうのは、私は大きな課題だと考えております。

特に水道事業につきましては、やはり豊富な経験や知識が必要であるということはあるまでもありません。私はあなたにはですね、職員の育成や指導などの職務も、やっぱり課長として私は当然ながらあるというふうに考えておりますので、そういったですね、後輩職員の育成あるいは指導、そういったことも含めて、いわゆる本町の現状や課題についてお伺いをしたいと、こういうふうに思います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（中出 賢一） ヒト・モノ・カネのうち、一番大切なものは人であると考えております。

水道事業は、おっしゃるとおり、専門性の高い職務と考えております。ご指摘のように、豊富な知識と経験が必要となってまいります。

今現在、自分の携わってました経験と知識を課員に伝えて、育成をしており、中には水道事業に専念したいというふうな思いを持っている職員もご
ざいます。このようなことが、人事異動等によりゼロになるようなことになら
ないよう、水道事業の人事にはご配慮いただくようお願いしているところでご
ざいます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） 私も実は担当当初にですね、漏水事故がございまして、
そのときに給水栓の開け閉めですね、手順前後から、3地域ぐらいを汚濁水
っていいですか、濁った水を流して、2日ぐらいですかね、ご容赦願って、
あるいは水を運んだというふうな苦勞もございます。それはやはり今課長がお
話されたようにですね、やはり経験がなかったら、どのバルブあけたらどこ行
くんかわからんと、いうようなことで私も一定程度のですね、習熟期間って
いうんか、そういうものは、特に水道については必要なのではないかというふう
に考えております。

これは管理者もおっていただきますんですね、是非今後はそういったこと
も踏まえて、人事異動のほうもですね、いろんなことを覚えていただくという
ふうなことも、これも町長もいろいろ考えてやっておられるというふうに思
いますけれども、是非水道につきましては、ちょっとそういった点も配慮を
してですね、今後対応に当たられたいというふうに思っております。

町長どうですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） いきなり私のほうへ回ってきましたんで。

人事異動につきましては、私基本的には課長は部下の指導をやらなければな
らない、基本的には今までほとんど、何年経っても変えてはおりません。ただ、

若い職員については、議員もおっしゃられたように、いろんなところを経験せ
ないけませんので、定期的に3年前後で変えていきます。係長はその中間ぐら
いで、経験をさせます。でないと、例えば、坂井っていう優秀な課長がおって、
ずっとそればっかやっとなりますと、退職したときにあと出ませんので。
順番にそういうことをやってきます。

今全体的に課長答えましたように、水道事業、要するに公営企業、独立採算
制でやらないけませんので、今議員おっしゃっていただきましたように、これ
は議会の皆さんの協力を得ないとなかなか前向いて進みません。料金値下げと
か、料金値上げとか、安易になかなかできませんけども、将来のことを考える
と、これ、値下げしてやってくことできませんので。これやってかんとできな
いと思います。

今般の災害では、私職員に、自分も技術屋でずっとやってましたんで、私ら
道路とか水路とか、水道のほうはあまり経験ありませんけども。やはり段取り
よく、やっていかないと、なかなかできませんので。彼らはそんな話をしてま
した。この間の台風では、電気がとまりましたので、2日間ほとんど職員寝や
んだと思います。自分らも若いときは朝までやって翌日もまた仕事やっても元
気でやれたんですけども、今はもう3時4時までやってますと、次の日もうホ
ワっとしてますけども、今若い職員がそうやってやってくれています。どんな災
害が起こるかわかりませんので、やはり課長も言いましたように、これから、
旧勢和のほうはもう水道改修できましたので、これからうちのほうを時間かか
かるけどやってかなければならんっていうことで、これは、これまで改修に要
する費用が変わるので、これから将来は値上げもせなあかんっていうことを、
議会の皆さんにもお示しをさせていただきました。今後もそういう取り組みで
いきたいと思います。

人事異動につきましては、十分議員おっしゃられたことをあたまに入れてや
ってきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） ありがとうございます。是非そういったですね、目配り
もしながら、適切な人事管理を是非お願いをしたいとこういうふうに思います。

最後に、私は先ほども中で申し上げました、中出水道課長がですね、外でそ
ういうふうな専門家の大学の教授とお話を交わすということもございます。そ
ういうお話もいたしましたけれども、以前に比べて、最近のこの傾向から仕方
ないんですけども、他市町との交流やとかですね、あるいは県職員、関係機関
とのこういう交流が非常に最近の職員は少ない。いわゆるその人脈もしたがっ
て、私らのときよりはるかに少ないように、私は気がいたします。したがって、
いろんなそういう機会を通じてですね、私は外へどんどん空気を吸ってくると。
違うやっぱり発想、あるいはそういうことも私自身の経験からもですね、そう
いったこともいろいろあったわけでございますので、たまたま中出課長はです
ね、そういった場面で活躍しておられますけれども、他の職員も私は引けを取
らんというふうに思っております。是非そういった場がありましたらですね、
あらゆる場に出て、いろんな知見を吸収する、あるいは自分の何かを発表する
とかですね、是非そういうふうな活動の中で自分を高めていただきたいという
ふうに思っております。これは要望でございますので、これで終わりますけれ
ども、是非そういったことも踏まえて、人事管理のほう、町長あるいは副町長、
総務課長のほうにお願いをして、終わります。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 以上で、坂井信久君の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は午後1時からとします。

再開したら4番目の質問者、山際照男君の質問から、1時から始めます。

(11時46分)

(13時00分)

(8番 山際 照男 議員)

○議長（吉田 勝） 再開します。

午前中に引き続きまして、一般質問を行います。

4番目の質問者、山際照男君の質問に入ります。

8番、山際照男君。

○8番（山際 照男） 8番、山際でございます。

議長に許可を得ましたので、「『ええ町づくりプラン』について」「福祉事務所について」の2項目を通告しておりますので、一問一答方式で質問いたしますので、町長並びに担当課長の答弁をよろしくお願いいたします。

冒頭に、今回台風 20、21 号で被害に遭われた方について、お見舞い申し上げます。

それでは1項目の「『ええ町づくりプラン』について」でございます。

本町におきましては、町の総合計画がございません。平成 23 年3月に「多気町ええ町づくりプラン」基本構想が策定されて、町長の「総合戦略」としてご案内のとおり現在に至っているところでございます。

この策定は、3年スパンで計画され、今回は平成 30 年度から 32 年度までの3年間の「アクションプログラム」に沿って、7つの計画部門でそれぞれ主要事業が進められていることになっております。そこで次の項目についてお伺いいたします。

①点目でございますが、これらの主要事業に関しまして、目標管理、進捗状況等事業評価はどのように実施されているか、また確認されているのか、お伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） それでは、①点目のご質問にお答えいたします。

先ほど議員のご質問にございましたとおり、「ええまちづくりプラン（基本構想）」は町総合計画にかわるものとして、久保町政よりスタートをしておるところでございます。これまでの総合計画の基本構想にあたる部分を今回の

「ええまちづくりプラン（基本構想）」として、柱に据えまして、町長の任期ごとの公約と整合させて策定していると、そういうところでございます。

そのため、現在、久保町政3期目が始まっているために、今回2回目の改訂版という形で「ええまちづくりプラン（基本構想）」を今回策定したところでございます。

しかし、町長の公約にある「事業の継続と改革の実行」というフレーズに沿いまして、今回基本的にはこれまでの基本構想の内容を引き継ぎまして、部分的にリニューアルという形で整理したところでございます。

議員の質問にございます、目標管理につきましては、総合計画の時代で適用しておりました「実施計画＝ローリング」というものをそのまま継承いたしまして、「実施計画＝アクションプログラム」という形で毎年個々の事業評価を行っているところでございます。あくまでもこの「実施計画＝アクションプログラム」は、財政計画上の予算管理でございまして、事業の進捗等につきましては、事業年度内のその都度必要時において、政策調整委員会であるとか、予算査定であるとか、そういったものについていろいろ確認をしておるところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） 部門別の総括表とか、そういうことでやられてるんですけども、ちょっとわかりにくいところが私にはあります。

政府とかですね、中央官庁は、いわゆる白書っていうのがあるわけですね。白書の中で現在進められている政策とかですね、実績とか方針とか、それから今後の現状も含めて、国民に向けてわかりやすく広く知らされている白書っていうものがあるわけですけども。

平成28年1月に策定されました、その総合戦略ですけども、この検証が事業の継続と改革を実行するというような形で、金額的、予算的に検証はされて

おるんですけども、その一般的にどういうふうにかいうような具体的なものがですね、見えてこないんじゃないかなというふうに思います。

企画調整課長がよく言われますけども、SWOT分析の手法でですね、そのいろいろとやられてるじゃないでしょうか。そういうKPIとか、っていう形です、やられてるわけですけども、SWOT分析の手法で今後やりますよというようなことも言われたと思いますし、そのまちづくりの課題を整理するというようなことも言われてましたと思います。そういうようなことをですね、具体的に施策ごとに事業評価していくということ。要するに予算上じゃなくて、具体的に指標はKPIを用いて設定されるんでしょうけども、そこら辺がですね、構築っていうんか、しないとですね、その改善の部分、いわゆるPDCAの部分も含まれないんじゃないかなと。そのPDCAをやらないと、推進ができないんじゃないかなというふうに思うわけです。

毎年度KPIでやりますよというようなことも、この総合戦略の、何でしたかな、そういうことで書いてありました。まちづくりのその総合戦略の部分で。そこら辺がですね、あの表がよくわかったんですけども、そこら辺がその1年か、28年度ぐらいしかできてないという、私は記憶があるんです。そのそういうようなこともやりながら、進行管理を図りますと書かれておるわけなんです。そういう管理はですね、もう途絶えたのかどうか、そこら辺。予算面での総合管理はやられてますよ。30年度はやりますとかいうような形で、金額的にこう網羅されるところはあるんですけども、それはあくまでも7つの事業の中のっていう形でやってるんで、もっと具体的にやらないと、どうかなっていう気はありますんですけども、その管理はどうなさりますか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 議員おっしゃられたのが、総合戦略におけます特にKPI、これにつきましてはですね、いつも6月議会の折に、全員協議会の形でですね、いつもお話させていただいております。総合戦略に掲げており

ますいろんな町のプロジェクトなり施策につきましてですね、K P I はあくまでも目標を設定しまして、特に数値的なものですね、それについてどうだったか、それを毎年検証しているものであって、それについては毎年議会のほうでできたかできないかは別にして、こういう形でしたと、そういう形で報告はさせていただいておるところでございます。それで、できなかったことについてはですね、それはまた担当課でまた発破かけて、さらに取り組むと、そういう仕組みをとっております。これはもちろん、総合戦略として掲げている以上、これは責務として当然のことやと思います。そういった形でいろいろ目標管理の設定しておるところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） 6月にいただいたK P I っていうんか、A 3 のですね、いろんな部分の表があったと思うんですけども、それが一番よくわかるなと思たんですけども。この地方創生事業の評価検証っていう6月20日に全員協議会の中でいただいた部分があるんですけども、これは平成29年度事業実績の評価表。これは地方創生事業の形ですよ。これはどこの様式を使われてるのか、これはたぶん県からか国からの様式かなというふうには思うんですけども。これなんか本当にザクツとした抽象的な書き方やと思うんですよ。非常にこれで事業が、その進捗状況がわかるんかなっていう、私は素朴な疑問が持つんですけども、これだったら本当に、これで事業評価されるんだったら、職員が共有できてるんかなと。ボトムアップなり、トップダウンなりでいいんですけども、誰でもわかるような具体的な様式がですね、これは国か県か知りませんが、多気町独自のこの様式っていうのをつくってですね、その職員全員共有できるような形で、いわゆる進捗状況、この事業はこうなってますよと。今現在こういうことになってますよと。いうことですね、やらないとどうかなというふうに思うんですけども、そこら辺ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 議員おっしゃるように、様式は国からきたものでございます。ということで、全国取り組んでいる。要するに全部の自治体に取り組まなくちゃいけないんですけど、基本的には恐らく全部同じ様式になってるかと思えます。そして、議員の皆様方にきちっと全員協議会でお諮りする前にはですね、多気町のほうでつくっております、多気町のこの創生会議、っていうことで有識者の方であるとか、企業さんであるとかですね、そういう方にきちっと審査を願ってですね、細かいところまできちっとお話をして、それで最終的に、判断はその創生会議に仰いで、それでそれを議員の皆様方にお示しするとそういう形でやっておるところでございます。

ましてやその事業もですね、多種多様でももちろんうちだけじゃなくて、いろんな課が絡んでおりますので、そこで、それぞれの担当課で責任を持ってそれを整理していただくということで、それをまたお返しするという形ですので、共有をしているというふうに判断しております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） これはですね、創生会議委員による評価が目標達成に向け有効であったというようなですね、その評価は、受けておるんですけども、ただこれ具体的じゃなくて抽象的な表現の方法、これで国へ出せばいいんでしょうけども、しかし、庁内の職員にこれをパッと見せてこんなですよっていうことやったら、具体的にどうかなっていうそこら辺の疑問が湧くんですけども、これが評価表っていう形ですね、多気町はこれでやってますよというようなことであれば、あれなんですけども、このなんて言うんか、基本目標を読みますと、高校生レストランを生みだした若者の夢が実現できる地域性を生かし、若い世代が出会い、安心して子供を産み、育て、子供たちが夢にチャレン

じることができる子育て、教育環境の創出ということで、もうこれでいろいろと目標値なり実績があるんですが、結婚支援の充実とか、縁結び事業とか子育て支援の充実とか教育支援の充実とか、というような項目の中で、いろいろ各課横断的な部分がたくさんあります。ですから、ここら辺がやっぱり職員の共有っていう部分でですね、やらないと、進歩がしないんじゃないかなっていうふうに思われますので、そこら辺をやっぱり今後どういう、この方式でまたいくのかどうかっていうのを、ひとつ教えてください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 総合戦略につきましては、1つは国の施策というところで、31年度で一応終了するわけでございます。一応先ほど言いましたそういった書式をつくって皆様方にご提示するということは、一応義務はなくなるんですけど、やはりそれではですね、途中で断ち切れしてしまうと。あくまでも地方創生はそれ以降もきちっとやっていくべきですってということが懇々と言われております。ですので、それにつきましてはですね、今後いろいろまたその手法についてもですね、検討していかなくちゃいけないというふうには考えております。そういうわけで、ほかに総合戦略以外でもですね、まちづくりプランとは基本的に連動しておるとこもたくさんありますけども、そうじゃない部分もたくさんあります。その辺のも含めてですね、今後その辺はちよつとしっかりと考えていきたいというように思っております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） 心づもりっていうんか、意気込みは感じましたんで、よろしくお願ひしたいと思います。

②つ目に入ります。

②点目でございますが、ルーティンワークは別として「アクションプログラム」はプロジェクトワークと称するものが多いと思われまます。これから来年度

予算の編成時期になってくるわけですから、ひとつひとつ事業精査をした上で、新規事業の構築や事業改編するなど、いわゆる「スクラップアンドビルド」の考え方、そしてアクションプログラムとの関係を保ちながら、どのように予算に反映していくのか、構築していくのか、方向性をお伺いしたいと思います。

先ほどもこの評価表に基づいてっていう部分があるんですけども、これはあくまでも抽象的な部分で、私は具体的に1点1点事業項目ごとにやるのが本筋かなというふうに思いますので、そこら辺の予算の反映はどうされるのか、お願いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） ②点目でございますけども、現在取り入れてる方法としましては、各事業ごとに、向こう3カ年間の実施計画、要するに財政計画とも呼んでおりますけど、それを毎年、まず各課から吸い上げて、だしてもらいます。それはもう間もなく10月ぐらいに取り組む時期なんですけども、それを各課ヒアリングにて十分協議、そして調整した上でですね、確定した事業内容をアクションプログラムとして整理しまして、これに基づいて今後実施に入っていくとそういうスタイルを取っております。

スクラップアンドビルドとしましてはですね、1つの手法としまして、「ええまちづくり懇談会」、今年度はちょっとお伺いようしてませんが、での住民さんとの質疑応答の内容であるとか、あと28年度にですね、受けました「多気町行財政改革審議会」によります答申、それはもちろん住民さん代表からいただきましたものですから、それらの意見の取り入れであるとかですね、そういったもので、1つは整理をしております。

さらにその中で、重要事業などにつきましては、その進捗、内容、そういったものにつきましては、必要か否かというところも合わせて、予算査定であるとか、政策調整委員会等で、いろいろと協議審査をしておるところでございます。

特に「多気町行財政改革審議会」による答申におきましては、実施計画、先ほど言いました各課ヒアリングの段階ですけど、その段階で、その後どう取り組んでいるかということをごすね、私とこの課で、どう取り組んだか、そういう成果が上がったか、とかその辺のことも、要するに事業の見直しも含めて、状況確認をしているというところでございます。

あと、予算とのその反映の話なんですけども、このアクションプログラムにつきましては、毎年 12 月に策定して、議員の皆様方に公表させていただいておるところなんですけども、これは、次年度、今回であれば 31 年度になりますけど、31 年度の当初予算編成にその内容を反映する狙いがあります。そういうわけで、原則として、アクションプログラムの来年度の事業費は、来年度の当初予算要求額と同じ額となるようにごすね、このような形で、実施計画と予算書をリンクさせるような形で、そのように進めております。そんなわけで、より現実的で、具体的な事業予算化になるように目指しておるところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） 行財政審議会、これは一番大事なシステム、システムっていうあれですから、そこら辺をやっぴりこ見極めていただくという部分、それと、行財政審議会へその進捗状況を定期的に報告するっていうのも 1 つの事務であると思いますが、国の予算、県の予算が決まらなると町の予算っていうのが確定しないとは思いますが。予算の部分では、県なり国なりサマーレビューっていう形でごすね、夏ごろからバーっとやるわけなんですけども、そこら辺はやっぴり、スクラップアンドビルドの考え方っていうのが非常に大事なかなと。単年度で切ってもいいじゃないかというよな部分もありますし、そのまま旧態依然としてやっていくっていう部分もあるんかと思ひます。

かつてごすね、「改革なくして成長なし」とかごすね、「聖域なき構造改革」

とかですね、よく言われました。政策のマイナスとかですね、プラス面とかですね、そういうのも加味して、やはりメリハリをつけるというのがやはり予算かなというふうに思うわけです。

そういう旧態のままですね、クリエイトしてく、つくりだしてくというような予算もいいんでしょうけども、やはり各事業を精査する。各課の事業1つずつ1つずつ精査してくってという部分をですね、やっぱり基本においていただいて、町長のマニフェストやないですけども、まあマニフェストですけども、7つの。あれは基本として、軸として置いて、その枝はやっぱりスクラップアンドビルドっていう部分も考えていただくというような方策を取っていただきたいというふうに思います。ないものねだりじゃなくて、あるもの探しという形ですね、こうずっとやっぱり予算も構築していただきたいな、ということ、私はそういう哲学で構築されていくように、期待したいと思いますが、その考え方がいかがでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） まず国・県の予算の関係はですね、ちょうどもうそろそろそういう時期始まっておるかと思います。

そして、先ほども申し上げましたけど、10月になりましたら、各課からいろんなここ3カ年の事業計画を出していただくと。そのときにはもちろん国・県の予算っていうのはまだはつきりしておりません。とりあえず推定でももちろん出していただくと。そして、それっていうのはもう国・県の予算がついてくるってことは、それはもうやるとように手を挙げているからこそついてくるっていう前提でありますので、それについては、その前の段階で、これは必要とみなしているわけですので、当然それは吸上げていく方向に進めると、そういう考え方をしておりますし、あと各事業の精査につきましてはですね、それこそ、それが出てきてそれをまずこっちの総務課のほうになるんですけど、きちっと整理をして、それであとは各課ごとにですね、それぞれ全てヒアリングします。

1 事業ごとに。その進捗についてもですね、そこでですね、かなり事業の例えば進捗であったりとか、その実際のどの程度どうなってるんだっていうこともわかります。そういったことをやっております。

かなり突っ込んでやってるっていうふうに我々思っておりますので、基本はその考え方を変えずにですね、これからもそれで進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

町長。

○町長（久保 行男） 課長も答弁しましたように、基本的にそうやってやっております。

私は1期目のときに、7つの公約っていうのを掲げて、それまで10年計画でやっと思った基本構想をやめて、私は7つの公約に基づいてやってくださいと。これは政権が変わって国のほうも同じですわ。民主党から自民党に変わったら、中身も変わったんと一緒に、町長が変わったら今の中身を変えてくっていうのは、それはもう私はこういう思いでまちづくりをしたいっていうので、私は7つの公約に変えました。これも2年目の時に若干変えました。1年目のときは、私が言っていたのは、合併した良さを引き出したっていうのを中心にやっと思ったんです。今はこれまでやってきたやつの改定をしながら、よく言われるスクラップアンドビルドですけども、こういうのはやめて今度はこういうのを取り組もうというので、今回も新たにこういう目標で私は公約を掲げました。

1番はやっぱり、これまで継続していた事業を改革してやっていこうと。いいものは継続してやっていこうと。こういう思いでこれまで、7つの理念っていうのは基本的には変わっておりません。その中の施策について、細かい事業について、こういうのをやってくと。

これから職員との共有につきましては、政策委員会もあるんですけども、毎年、若い人たちを中心に、今年も先般、若者中心に1年に2回、それぞれの課、

「皆意見発表せい」ということで、これも1つのそれぞれの事業やつとる課の共有ということになります。

こんなことをやりながら、1年ごとに見直しもしていかなあかん。それから、急にやらなければならない事業もありますので、その辺の調整もしながら、ということになりますので、町長、ワッと出しとるんですけど、担当課も大変やと思うんですけども、これは町のために、町民のためにやるっていうことで、そういう取り組みをさせてもらっております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） 町長おっしゃるように、継続も大事ですし、若い職員の奇怪千万な事業っていうのも1つ取り入れてもらって、もう1年でポシャってもよろしいやんか。もう継続じゃなくて。そういうのをですね、やってみなけりゃわからんというような、ひとつのこう枠組みも1つ、予算枠をつくっていただいてですね、そういう若い人たちの意見等も取り入れていただくような、ひとつ予算化もお願いしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

それでは③項目目へいきます。

これは本当に具体的な事案でございますけども、相可公民館の一室で、ボランティアの協力で、本年5月に開園した未就園児と保護者の向けの子育てサロン「ひよっこ」が好評を得ていると報道はされてました。そもそもこの問題は、子育て支援センター「のびのび」がですね、多気放課後児童クラブの利用者が増加傾向にあるとのことから、児童館から津田認定こども園に移転したことが発端でございます。今後、この「ひよっこ」は、人材確保が難しいと言われていた昨今、このままボランティアだけにすがって進めていくのか、それとも専従者を配置するとともにボランティアと相まって進めていくのかどうか、お伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） 山際議員の③つ目の質問にお答えいたします。

子育てサロン「ひよっこ」の今後の運営についてですが、今年度の当初より子育て支援センターが、改変されたことに伴い5月中旬より役場OBより声が上がりに立ち上げていただいた経緯があります。場所等については、協議により提供させていただきました。事故保険については行政側で対応させていただきました。しかし、専従者の配置は、現在考えておりません。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） 現在専従者はいないということですが、今後この「ひよっこ」というのは継続されるのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（吉田 勝） 健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） ボランティアで自主的に立ち上げていただいた団体ですので、どうかわかりませんが、こちらの願いとしては、継続的に続いていったらうれしいなと思っております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） ボランティアさんのご厚意によるっていうことでなるんでしょうけども、津田の子育て支援センターはですね、津田保育園で週3回、月水金で開園されていると思います。園児との関係で、園がどうも困っているような、既存の保育園の部分が困っているようだと、私聞いておるんですけども、担当課は聞いていますか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） 今年スタートする前に、随分協議をしたんです。

確かに、大変やということはおうちの課でも聞いております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） 最初あの広間の鍵をドアを1つつける方がいいよって言ったときに、いやドアは1つでいいんだってというような、当局の考え方もありましたけども、そこら辺がどうかっていう部分があるんですが、例えば、ショッピングモールに子育て支援センターを持っていくっていう、ほかの市ではあるんですよ。それで、親もショッピングしながらっていう部分もあるんですけども、そのマックスバリュのような店を借りて、その子育て支援センターをつくるという気持ちはありませんか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） 非常にええ構想で、私もテレビでやっとなのは見たことあるんですが、今のところ、私どもでは考えておりません。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） ありがとうございます。

それでは2項目目に入らせていただきます。

次には、福祉事務所についてでございます。福祉事務所の設置は、社会福祉法第14条第1項に規定されておまして、県及び市は、条例で福祉事務所を設置しなければならないとなっております。また、同法第3項において、町村でも条例で福祉事務所を設置することができることとなっております。

現在三重県内、多気町も含めて15町ありますが、その中で、多気町だけ福祉事務所を設置しています。町長がよく言われるところでございます。近隣では、奈良県十津川村、ここは人口が2,000人くらいのところです。大阪府島本町、これは人口が3万人くらいで非常に都会に接しとる町でございます。5年前の資料でございますけども、全国で42町村福祉事務所が設置されておしま

す。なぜかその設置が西日本ばかりで特に中国地方の鳥取県や島根県が多く設置されております。

以前から県の福祉事務所が、郡部の町村を管轄していました。本来、明和町・大台町・多気町の3町は、県が管轄するわけですが、多気町が独自で福祉事務所を設置したことから、県は本町の業務分をカットできたわけでございます。また、市町村の合併等と相まって、松阪市や飯南郡を合併したのなんですが、そういうのと相まって、県は経費削減と組織の改編に取り組めるメリットがあったことと思います。

一方、本町における設置は、福祉の権限拡大や住民が福祉事務所に近い場所でサービスが受けやすくなる等、住民サービスの向上を想定されて任意で設置された福祉事務所であると私は認識をしております。そこで福祉事務所に係る次の項目についてお伺いいたします。

①つ目でございますが、平成23年4月1日に多気町福祉事務所が設置されました。そして現在に至っておりますが、課内に福祉事務所を併設されており、2枚看板で業務が進められております。

福祉事務所はご案内のとおり「福祉関連の総合窓口」と言われております。福祉六法に関係する業務を担っているわけでございますが、課長は所長を兼務されております。組織的にはあまり影響がないのかなと思われませんが、職員の働き方のすみ分け、いわゆる現業員、社会福祉主事資格者というのが必要であるんですけども、ないところもあるというようなこともいわれておりますので、これは資格が必要です。と課員、事務ですね、のすみ分けはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） ただいまの山際議員の職員の働き方、すみ分け方についてどうなっているのかという質問にお答えをさせていただきます。

まず福祉事務所を開設いたしまして、本年で8年目となっております。

その間、職員もいろんな研修や、また現場経験も積み、かなりスキルのほうも上がってきていると思っております。

そして、福祉職員として、専門員の育成を図るために、毎年、社会福祉主事の資格を養成させていただいており、これまでに 12 名の職員が取得をしております。

議員ご質問の、現業員と課員のすみ分けにつきましては、福祉事務所を設置したものの、今まで現業員と課員のすみ分けについては、整理されていないのが現状でございます。現業員と課員のすみ分けにつきましては、早急に整理が必要な課題であり、来年度に向けて、健康福祉課内の業務の再編を行う準備、検討を行ってまいります。

具体的には、社会福祉主事資格取得者や、専門職（社会福祉士）等で構成する、福祉の総合相談窓口を創設し、児童から高齢者・障害者など、分野を問わないワンストップ型の支援を行います。

これにより主に支援を行う者と、事務処理を行う者の働き方の整理ができ、より効果的で充実した福祉の提供が可能となると思っております。

また、専門職であります。社会福祉士につきましては、本年度採用試験を実施し、来年度福祉事務所への配属も計画をいたしております。

そして、さらなる福祉の向上を目指してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） 社会福祉主事資格っていうのは、一種のライセンスですから、そこら辺はやっぱり研修もしながらやっていただいとるということで、敬意を表するわけでございます。

非常に福祉事務所っていうのが、福祉に関係する大事なところでございますから、しっかりやっていただくということは、もちろんのことです。

問題は、現業員との関係、すみ分けっていうのが大事やっていうふうに思うわけでございます。そこらへんは1つよろしくお願ひしたいと思ひます。

働き方改革っていうのもございませうし、そこら辺はやっぱり非常にトップのほうで氣を使つていただひて、やつていただくと。それでまたワンストップというのが非常にそれはありがたいというふうに私は思ひます。反対に、行政全部がワンストップのサービスができるような形になれば、1つのインフォメーションの中で、部署の中で全部やつてけるというような、ワンストップサービスになれば、もっと公共サービスっていうんか、サービスになるんじゃないかなっていうふうには思ひわけですけども、そうはいかないんかなというふうに思ひておひります。

非常にワンストップサービスっていうのはいいものだというふうには思ひます。のでどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

では②項目目に行きます。

福祉事務所を設置しますと、一般的には福祉事務所運営費、それから生活保護費負担分が新たな負担となります。これらに対して特別交付税が交付され、補填されることになっておひります。また、生活保護費には国庫負担がありますから差額分だけ支払うということになります。

ところで、本町が福祉事務所を設置したことによりまして、ほかの町も私は追隨するのかなと思ひきや、全然設置の動きもなさそうです。県 15 町ありますけども、あとの 14 町が不便なところやつたらなおさら設置するんじゃないかなっていうふうには私は思ひておつたんですけども、全然そういう動きがないというふうには思ひておひります。

未設置の町としてもですね、やはり町財政、財政負担っていうのが非常に憂慮されるっていうんか、財政負担を招かないかということをも十分考慮して判断してゐるんじゃないかなというふうには思ひわけでございます。とりわけ国もですね、地方財政危機と言われておひりますし、現状において国の財政も借金で 1000 兆もあるような借金でですね、逼迫してゐますから特別交付税というのがです

ね、なかなかどれだけ補填されるのか、福祉事務所を開設するには不安感があると思うわけでございます。ですから、その設置にたぶん躊躇してるんじゃないでしょうかというふうに思います。

ところで、本町の場合ですね、福祉事務所設置後、特例交付税で補填されているわけでございますけども、全国的には、県の指導がですね、うまくなされてるっていうんか、西日本、鳥取、島根のほうは、県が非常に頑張って設置を推進したっていうような話も聞きますけども。設置後2年目ぐらいから特別交付税が大幅に減額されているというような話が報告されてるところがあります。これがその特別交付税の内訳が明示されていないので、わからんと。福祉事務所を開設したけども、その福祉事務所のために減額されてるのかどうか、っていうのもわからんと。そういう状況であるので、財政補填は信頼できないということでたぶん躊躇してるんじゃないかなというふうに思うわけです。

そこで本町の場合、福祉事務所の設置のメリット、それと財政上、特別交付税の関係ですけれども、現状をお伺いしたいと思います。

この29年度のこの間もらった多気町主要施策の関係でですね、この地方交付税の項目に特別交付税が1億1853万9000円、前年度に比べ1億867万円の減となりましたと。これは福祉事務所設置による特別交付税措置が変更により普通交付税に移行したことが主な要因となっておりますというふうは文言があります。そこら辺のですね、部分がもう普通の交付税になってしまうと、何が何かわからないというような現状じゃないかなというふうに思われますので、そこら辺も含めて、少し現状をお伺いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 数字の分とかそんなんはまた副町長なり。メリットとかそんなんを言われましたので、私の就任のときにさせてもらった1番はやっぱり議員おっしゃられたように、ワンストップサービスで、いわゆる福祉六法の部分が町でできるっていうことで、それともうひとつ大きなメリットは、財政

上、特別交付税が当時一番多かったときは数億円くらいあったと思います。

議員おっしゃられたように、僕もほかの町長にかなり自分もPRをしました。ただ、うちつくるときも、職員からは、当時の担当課長も含めてですけども、ちょっと待ってくれてというのがありました。っていうのはやっぱり該当者の人との折衝とかそんなんで、非常に難儀な部分が、それはもう十分ご承知やと思うんですけども。あったと思うんですけども、うちの職員のスキルアップにつながるし、その後は一生懸命やってくれましたんで、本当に僕は職員を褒めてやりたいと。またその当時に取り組んでいただいた前副町長の山下さん、それから担当課長も一生懸命やってくれました。おかげで、多気町は三重県から以東、東のほうはどこもまだできてないと思います。でも結果的には、多気町としてはやってよかったと今は思ってます。担当課長確かにえらいと思いますけども、やる気があればできますんで、私はそういう気合で気合い入れてやれと、こうやっています。あと細かいところについてはまた副町長言ってくれますので。

お願いします。

○議長（吉田 勝） 副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） 私のほうからちょっと財政のほうだけ言わせていただきたいと思います。

福祉事務所に係る特別交付税及び普通交付税で、措置された額につきましては、事務所が設置された平成23年度から29年度までの決算額で見ると、いずれも年度の事務所の人件費、事務費及び保護費の歳出額のうち、一般財源を超えており、財政上のメリットはあると考えております。

また、23年度より特別交付税で交付されておりましたが、29年度よりは普通交付税で交付されるようになりました。28年度の特別交付税の額は1億8319万3000円で、支出額は人件費4人分、3092万3000円を含めた合計額が1億3052万9000円となり、差し引き5266万4000円の純増となっております。

また、29年度は普通交付税ということになりましたので、交付税額は1億

9239万6000円で、支出額につきましては、28年度の4名分の人件費と同じにいたしまして、3220万6000円を含めた合計額が1億2647万円となり、差し引き6592万6000円の純増となっております。

普通交付税及び特別交付税で措置された額に、大きな変動もなく、財政上、安定していると考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） 5000万ぐらいはプラスっていうんか、っていうことらしいんで、それは福祉事務所の設置っていうメリットがある、財政上ですね、あるんじゃないかというふうに思いますけども。地方交付税の中に2つ、一般交付税というふうにありますけども、その内訳っていうのは、ないんでしょ。福祉事務所を開設したから、その一般交付税はどんだけ、とかいうのは。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 特別交付税、普通交付税の内容につきましてですので、私のほうでお答えをさせていただきます。

副町長申し上げたように、年度途中、29年度から普通交付税で措置というふうになっており、以前は特別交付税でございます。ただし、その額の出し方でございます。それは特別交付税であっても普通交付税であっても同じ算出の仕方を行っております。

例えば、福祉事務所にかかる経費ですと、これは、生活保護を受けている対象人数を基本に算定をされます。それから同じく福祉事務所を設置するによりまして、児童扶養手当という支給の業務もふえております。これも児童扶養手当を支給されている人数に応じて計算をされております。

したがって、その特別交付税、普通交付税にかかわらず、同じような計算方法でされておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） この交付税の計算っていうのがなかなか難しく、人口から・・・係数とかなんとかかんとかっていうのが、あって、私の能力ではちょっと不可能かなっていうふうに思ってます。

そういうような形で交付税っていう形で、変わったということになると、その部分ちょっと心配になるのはメリットが心配なんで、そこら辺を質問したわけでございます。

この福祉事務所開設につくと、なんかずっと永年 5000 万ぐらいは余分に入るんだっていうような言葉ですね、皆西日本のほうは入ったっていうようなことも報告されてました。そこら辺をやっぱりあれかなとは思ったんですけども、その三重県で多気町だけっていうことで、あとの 14 町が何で福祉事務所設置しないのかなっていう疑問がありましたもんですから、そこら辺をちょっとお聞きいたしました。

これからですね、やはり重要になるのは、福祉事務所と介護保険だと思います。福祉事務所もあまり近くても大変かなっていう、私は思うんです。あまり福祉事務所の1つの事業については、やっぱし離れず近寄らずっていう部分も1つの方策かなっていう気もします。そこら辺があまり顔見知りっていう部分も、非常に業務も難しいんじゃないかなっていう気もしまして、そこら辺は1つ職員さんがきちっとできてるんで、いいと思います。

これからですね、福祉事務所と介護保険っていうのが非常に大事だと思います。この2つは我々も年を老いてくわけですけども、必ず関連して、いくところですので、なお一層の充実に期待したいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしまして、私の質問を質問終わります。

ありがとうございました。

○議長（吉田 勝） 以上で、山際照男君の一般質問を終わります。

(5番 松木 豊年 議員)

○議長 (吉田 勝) 5番目の質問者、松木豊年君の質問に入ります。

5番、松木豊年君。

○5番 (松木 豊年) 松木豊年です。質問に入る前に、一連の災害でお亡くなりになられた皆様のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方に、心よりお見舞い申し上げる次第です。

私は、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。質問項目は、「高すぎる国民健康保険料について」、2番目が「水道料金について」、3番目が「子育て支援について」、最後の4番目が「非正規の町職員の労働条件改善について」以上4点について、質問させていただきます。どうぞよろしく願います。

「国民健康保険料が高い。」こういう声がたくさん寄せられております。そこで、私はこの国民健康保険料のしくみについて、多気町ではどうなってるかについてお伺いしたいと思います。

通告書では、年収200万円、ご夫婦と子供さんお二人の四大家族の場合の年間の保険料について質問させていただく予定でございましたけれども、訂正し、「年収400万円」の場合についてどうなっているか、町民の皆様にもわかりやすくご説明していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、課長さんに事前に訂正の中身を申し上げまして、資料をつくっていただきましたので、その中身をちょっと簡単ですけど、手書きでボードで準備しましたので、もしご興味ある方はこれを見ていただいて結構です。

よろしく願います。

○議長 (吉田 勝) 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長 (高山 幸夫) 先ほど松木豊年議員の質問についてお答えさせていただきます。

年収400万円の4大家族の場合ということでよろしかったですね。

そうしますと、国民健康保険料につきましては、「応益部分」といいますが、平等割、1世帯当たりになります。これが3万800円。それから、均等割、4人当たりにつきましては、13万800円。それから「応能」といいますが、所得割と資産割の部分を示しますが、こちらが、所得割が23万1700円。資産割につきましては、1万8000円。合計で年間41万1300円ということになります。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 今ご説明いただいた中身について、確認をしたいと思えます。

「応益」という考え方ですけれども、これは保険の制度を利用できる利益を享受できるという意味で「応益」という理解でよろしいでしょうか。そして「応能」というのは、「能力に応じて」というような一般的な理解でよろしいでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 議員おっしゃっていただいた内容で間違いございません。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） いただいた資料で、赤字で書いてあります「均等割」という項目がございますけれども、この「均等割」について、簡潔にご説明ください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 国民健康保険法施行令の中で、29条7項にです

ね、国民健康保険料の賦課についての規定がございます。こちらについて、均等割ってというのが、1人当たりの被保険者に対して賦課するという事で、市町村のほうで決めて、賦課するという事になってございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。

つまり均等割とは、国民健康保険に加入している世帯の中での人数に応じて、1人ずつ均等に賦課される、そういう保険料だと、こういう理解でよろしいと思います。

そして、この均等に課せられる保険料、「均等割」ですけれども、この中身は、1人前でない赤ちゃんや障害を持っておられる方、こういう方々も同じように均等に賦課される税金であります。これが今、高くて払えない保険料の大きな原因、特に格差が広がって低所得の方々に重くのしかかっている。こういう大きな原因であります。このことについては、知事会とか、地方団体も国に対して、この均等割の見直しを強く求めている中身であります。このように、赤ちゃんにも大人と同じように課税する、こういう税金は、日本の税金の制度の中で、ほかにありますでしょうか。お答えください

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） ほかの社会保険等の政府管掌の保険とは違いまして、国保はその均等割というのを1人当たりということでの賦課というふうには、医療保険の中では国民健康保険の独特の制度だということだと聞いております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 国民健康保険料は、自治体によっては「国民健康保険税」とも呼ばれております。私は質問しましたのは、このように赤ちゃんにも直接大人と同じようにかかるような、ほかに税金の種類があるかどうか。税務担当の方でも、お詳しい方でも結構ですので、お答え願いたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

税務課長、稲葉基文君。

○税務課長（稲葉 基文） 税金としては、均等割というのは、住民税ではありますが、それも所得に応じてということですので、赤ちゃんにまでかかる税金は、「税」としてはないと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） これ恐らくですね、「人头税」と呼ばれる明治時代につくられて、明治時代になくなった赤ちゃんからお年寄りまで均等に課せられる税金しか、日本の税制の中ではないと思います。

この均等割という仕組みが、大きな負担を生んでくる大きな原因だというふうに思います。そこで町長にお伺いします。

国民健康保険法第1条にある、法の目的は、社会保障及び国民の健康の向上にあること。さらに、法77条では、特別な事情による保険料の減免については、自治体の権限でできる、こういうふうに規定してあると思いますが、この規定についての認識をお聞かせください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 今議員おっしゃられました減免も含めてですけども、これはそのさまざまな事案もあると思いますので、やることにつきましては、慎重にやらなければならないと自分は考えております。

ですから今、軽々に私のほうで「わかりました」というような答えは出せないと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 私の質問は、今すぐにどうしろというのではなくて、法についての認識について、お尋ねしたわけですが、そういう認識でよろしいございますか。

ありがとうございます。

さらにここで述べている「自治体の権限」についてですけれども、これは「町長の権限」というふうに置きかえて理解してもよろしいでしょうか。お答えください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 私のほうで今その部分につきまして、細かいところまで把握はできておりませんので、今ここで最終的に町長の権限っていうことになるか、ちょっとまだ勉強しておりません。

○議長（吉田 勝） 松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 私は、町長が責任を持って、こうした格差が広がって高すぎる保険料が払えない方々がふえている事態にあってですね、こういう問題についても前向きにことに当たっていただく。このことが、必要だというふうに考えております。

さらに、この第1条にある社会保障の向上とは、社会的な弱者を手だてを打って、救済していくってことにほかならないと思います。これまで見てきたように、国保の均等割は、子育て世代や障害児・障害者を抱えた世帯にとっては、大きな負担となっているのが現状でありますので、保険料の軽減が急がれると思います。

国保の都道府県化に当たって、都道府県は、国保の運営方針を定めております。そして、この運営方針に沿って、市町村を指導するというようになっておりますが、厚生労働省は一般会計からの公費の繰り入れを2種類に分けており

ます。解消すべき繰り入れと、続けてもよい繰り入れ、っていうふうに分けて、考えるようにしています。

ここで注目すべきは、国保の規定に沿った保険料の減免に充てるための繰り入れは続けてもいい繰り入れに分類されております。

平成 29 年度の国保特別会計の決算を見ますと、1 億 600 万円あまりの黒字となっております。そして、国保財政調整基金も 7,800 万円を活用することが可能だと思います。払いたくても払えない高い保険料、この軽減策は、一般会計からの繰り入れをしなくても、国保の単独の財政で十分可能であると考えます。このことについて、お考えをお聞かせください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 保険料の賦課についてなんですけれども、これはもう国保法の施行令等で決まっております。賦課額やとか保険料率等、納期も決まっております、この法令に基づいて賦課しております。これは国保法を運営しておる保険者である各市町のほうで、同じような形で、各自治体取っておるんですが、その均等割についても、必須ということになってございます。

先ほど申し上げました社会保険のほうとはまた違いまして、国保については、全ての被保険者が医療のほうにかかるという期待値もありますので、そこら辺給付に必要な経費を各一人一人にも保険料として、集めるということになってございます。

先ほど言っておりました決算剰余金やとか、基金等もございしますが、今現在、1カ月の医療の支払いの診療報酬費が7,000万から多いときで1億くらい、毎月支払いが発生します。そういった変動等にも対応するために、基金等、それからそういった剰余金は発生したとしても、基金への積み立てやとか、次の診療報酬に必要な準備金として、蓄えておく必要があるということで考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 国保についての質問は以上で終わりにさせていただきますが、子育て支援が、非常に重要なテーマになっております。これは町政を進める上でも非常に重要なテーマの1つだと思います。そうしますと、国保に加入してはいますね、たくさん子供さんを養っておられる方は、さらにさらに負担がのしてくるということになりますので、これは国保財政そのものの財政的な見通しとの検討とともにですね、子育て支援を充実させるという観点からも、あわせて総合的な検討が必要な課題だと思います。特に答弁は求めません。

次に2番目の質問に移らせていただきます。

水道料金についてです。

まず最初に、水道行政での「逡増制」という考え方について、簡潔にご説明ください。よろしく申し上げます。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

上下水道課長、中出賢一君。

○上下水道課長（中出 賢一） それでは松木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

逡増制料金と申しますのは、全国ほとんどの水道事業者が採用している料金体系でございます。

これにつきましては、右肩上がりで給水量が増加し、供給量が追いつかない時代、水は限りある資源であるため、大口使用者に対し、節水の奨励の目的で、使うほど高くなる逡増制とした。また、小口利用者の料金を安く設定するために、少量の料金単価を低くし、そして不足分を大口利用者の方から徴収するというふうな料金体系であると考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 水道は命の水っていうふうにも言われております。つまり、飲み水に代表される生活に必要な最小限のものを大事にしていくということから、出発した考え方だっていうふうに理解できると思います。それ以上にたくさん使う場合には、事業用とか商売とかで使う場合が多々ありますので、料金はおっしゃったように右肩上がりになっていくと。こういう構造になっていると思います。

4月の水道料金の水道の使用実績の資料を分けていただきました。それを見ますと、水道料金の基本料金の1番小さな単位、10立米だと思いましたが、そこに満たない利用者の方々の平均の利用実績が3.8少しくらい立米だったっていうふうに理解しております。そうしますと、逓増制、先ほどご説明いただいた逓増制はですね、最低のその基本料金の方たちには、反映されてない。こういうふうに理解できると思います。この利用の実績に見合った小口の利用者のための新たな料金体系を考えるべきだと思います。そしてこの少なく利用してる方々はかなり節水をされてると思います。3.8立米よりももっとたくさん使っても同じ料金であるというようなことがそのままにされますと、節水の努力が評価されないことにもつながってきます。そういう意味で、新たな料金体系が必要と考えますが、課長さんのお考えをお聞かせください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

上下水道課長、中出賢一君。

○上下水道課長（中出 賢一） 先の坂井議員のご質問の中でもお答えをしておりますが、5年ごとに、今後、料金の算定を考えていきたいと。要するに5年間に対してその料金が適切であるのか、というふうなことを算定をしていきたいと考えております。ただし、料金体系全体を見直すということも頭に入れての検討をしていきたいと考えております。

ただ、水道事業といいますのは、典型的な装置産業でありまして、たくさん使われても少ししか使わなくても、固定費が支出の大部分を占めてまいります。ということは、水量が少なくても多くても、かかってくる固定費というのは余

り変わらない。その料金は回収していかなければ経営ができない。ということになっておりますので、基本料金というので、本来はこの固定費を回収すべきものというふうに私は考えております。ところが、そのようなことをしますと、ものすごく高い基本料金ということに設定になってしまいますので、今のところは、ある部分の回収を基本料金ではさせていただきたいということで、今の設定をしておりますが、今後、改定の中で適切であろうというふうな料金があれば、考えていきたいと思いますが、今のところ、基本料金を大きく下げるといふ考えはございません。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） お考えはわかりました。ありがとうございます。

南勢水道の料金契約についての見直しの時期が迫っていると思います。ご承知のように、県の企業庁は、かなり黒字になっているというふうに伺っております。それに見合ったような新たな受水費の見直しについて、多気町がなるべく負担を少なくして済むようなご努力をお願いしたいと思いますが、その辺についてのお考えをお聞かせください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

上下水道課長、中出賢一君。

○上下水道課長（中出 賢一） その件につきましては、私どもも南勢水道の料金は安いほうがよいと考えております。これにつきましては、本年8月6日に、この受水市町で構成をしております、8市町村で構成しておるんですが、南勢水道用水供給事業連絡協議会というのがございまして、次回の平成32年度における県営水道料金改定時において、さらなる料金の引き下げ要望というものを、文書にて、知事、そして企業庁長に対し行っております。今現在も、それにつきまして協議会で取り組んでいく方向を示しておりますので、今後も努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 3つ目の質問に移らせていただきます。

子育て支援についてです。

先ほど、山際議員からもあった質問の中身に重なる部分もあると思いますが、子育て支援センター「のびのび」が今年の3月末で閉鎖されました。これまでこのセンターを利用してこられたお母さんたちから、「何とかしてほしい」という声が寄せられています。

29年度の多気町主要施策の成果、この中には、子育て支援センターの事業について、述べられておりますけども、この子育て支援センター「のびのび」が閉鎖されたことについては一言も触れられておりません。閉鎖にいたる経過について、改めて閉鎖の理由など、簡潔にご説明ください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） 松木議員の①つ目の質問にお答えします。

子育て支援センター「のびのび」の閉園の経過についてですが、天啓にある児童館において、子育て支援センターと放課後児童クラブが併設でありました。

その後、放課後児童クラブに預かる児童が、年々ふえてゆき、施設の教室が飽和状態になり、放課後児童クラブを現在の場所と、別の場所で2つの児童クラブの運用も考えましたが、場所の問題とスタッフの問題等でできませんでした。

そこで、子育て支援センターが、津田保育園にもあり、また利用においても保護者同伴による利用と、移動においても車であることから、津田認定こども園の子育て支援センターを週1回の運用を週3回にして、あとは、勢和地域にある子育て支援センター「おひさま」の利用でご理解いただいたわけです。

この形で30年度スタートしたわけですが、放課後児童クラブに至りまして

は、29年度利用者144名で、30年度においては160名でございます。今後数年は、利用者がふえると思われませんが、少子化により落ち着いていくとも思われます。

子育て支援センター、放課後児童クラブの運営につきましては、そのときの幼児・児童等利用者の人数を踏まえ、運営していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） この経過について、町長何か補足するような中身はございませんでしょうか。

○議長（吉田 勝） 町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 今のところ課長の申し上げたとおりであります。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 町長に申し上げます。この「のびのび」が閉鎖するに当たり、お母さん方から嘆願書という形で寄せられて、署名と合わせてお話し合いをされたっていうふうに伺っておりますが、経過の中では非常に利用者の皆さんとの意見をしっかりと聞くという点では重要な経過だと思いますけれども、その中で、お母さん方とお話されたときの町長の受け答えの内容について、簡潔にご紹介いただけますか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 役場のほうに来ていただきまして、お話を聞かせていただきました。確かに遠くなるっていう意見も聞きました、そのときには。時間的なことも、それも申し上げたんですけども、施設の「閉鎖」とおっしゃられましたけど、「閉鎖」はしておりません。片一方で使えるように、という取り組みをさせてもらいました。これは課長申しあげましたように、今すぐ違うと

ころでっていうのはできませんだんで、あの児童館そのものがもう飽和状態になっておりましたので、どうしても継続してやるとなると違う園で対応できるように、こういう思いでやりました。

今、新しいところへ建てるとかそんなことも今できませんので。当面の対応として、そういう取り組みをさせてもらいました。これから、子供たちは、利用していただく子供たちはもっとふえると思います。暫定期間、そういうことをやらなければすぐ間に合いませんので、そういう取り組みをさせていただきます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 嘆願をされた皆様の嘆願書というのを、コピーを頂戴しましたけれども、求めているのは、継続と若しくは同等のサービスを提供してもらいたいということでありますので、要望としては全く当然の要望だと思います。その理由について詳しくいろいろ書かれていますし、この文書については、町長もご覧になってると思いますので、私は改めて、この問題について、支援センターをしっかりと内容を充実させるという方向での検討が必要だというふうに思っております。

いみじくもこの嘆願書に書かれている、この「のびのび」が果たしている役割について、子育てによる鬱・幼児虐待などの防止にも、こういった気軽に参加できる場所が役立っているというふうに前向きな評価をして、続けてもらいたいというふうに嘆願書の中で言われているわけですが、9月2日、厚生労働省の研究班が、妊産婦の死因が自殺がトップであるというふうに報じております。このお母さん方が出されている要望と全く重なる中身だと思います。そういった意味では、きめ細やかな子育て支援策が充実されることが望まれると思いますけれども、是非、この嘆願書にある、継続もしくは同等のサービスを続けられるように、検討をお願いしたいと思います。

そして、次の質問です。

妊産婦の無料健診の回数が 14 回って言うふうになっておりますけれども、その根拠について、お尋ねします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） ②つ目の質問にお答えします。

妊産婦の無料検診の回数ですが、妊婦健診については、無料で 14 回。これについては、妊娠届出数は、28 年度は 85 件で 29 年度においては、92 件でございます。それに基づいておるものでございます。

産婦検診については、現在実施しておりません。ただ将来考えていかななくてはならないと思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5 番（松木 豊年） すいません、妊婦検診の誤りでしたので、訂正させていただきます。

14 回というのは、いわゆる正常な分娩・出産が行われることを想定した回数だというふうに理解しておりますが、中には、それよりも早く出産する方もおられたり、その 14 回を超えて出産される方もいるわけです。これは個別的な事情で、そうになってしまうというのは当然あり得る話です。

私は、安心して、出産して子供を育てるこのことを応援するという見地に立つならば、14 回を超えた場合でも、引き続き無料券を支給するというふうに改善して出産・子育てにかかわる人たちをですね、応援すべき。そういう充実が求められていると思いますが、いかがですか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） 確かに、議員がおっしゃるとおり、早く生まれ

てくる場合とか、いろいろあると思います。そこら辺の対応も含めて、保健師といろいろ話しとるんですが、14回で今のところええんと違いますか、ということ、これはもしくはそのように該当せん人らがようけ出てきましたら、またいろいろ変えていきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 一般的に産前産後休暇っていう制度がありますけれども、産前休暇の場合にはですね、予定日より長くなった場合は、きちっと保障されますよね。それと同じように、やはり子供さんが無事生まれてくるまではですね、しっかりケアをするという意味で、そんなに私は財政的な負担っていうのではないと思います。多ければやるというのではなくて、一人一人の出産のあり方については、例えば自然分娩を希望される方もおられますし、その人なりのお産に応じたような、その対応というのが今後求められていると思いますので是非そういう方向での、財政負担も、早く生まれれば、その14回も使わなくて済む方もおられるわけですので、そんなに大きな負担にはならないと思います。やはり一人一人向き合って、一人一人の妊婦さんに向き合って、支援していくという姿勢を貫くことが非常に大事になっていると思いますので、前向きな検討を是非ともよろしくお願いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） 確かに議員がおっしゃるとおり、早く生まれて早く産後の検診も終わる可能性もあると思いますので、その辺は、いろいろと事情を見ながら、検討を見ていきたいと思いますので。ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 子育て支援にかかわって、最後に出産祝い金の制度の創設についてお伺いしたいと思います。

少子化が進む中であって、出産祝い金制度ってというのは、これへの有効な対策の1つとなっているのは、全国的な事例や近隣の市町でこうした制度を立ち上げていることから見ても、明らかだと思います。我が多気町にあっても、この出産祝い金の制度を是非つくるべきだと思いますが、この問題についての検討や研究が進んでおりますでしょうか。状況についてお聞かせください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） ③つ目の質問にお答えします。

出産祝い金については、現在致しておりません。今後についても実施は考えておりませが、産前産後の手厚い支援を実施していきたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 全国的には、出産祝い金などの制度が導入ってというのは進んでおりますので、是非前向きな検討をお願いして、この問題での質問を終わらせていただきます。

最後に、会計年度任用職員の皆さんのことについて質問させていただきます。

この会計年度任用職員の、つまり町の職員のうち、非正規で働いておられる職員の皆さん方への条例の制定が必要となっております。この制定に向けて、進捗状況をご説明ください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 会計年度任用職員につきましては、平成 32 年 4 月から実施となっております。

本町におきましては、現在の予定ですが、その前の年、平成 31 年度中に条

例制定を予定をしております。現在その内容につきまして、ほかの自治体の情報等を参考に、今年度、30年度中にある程度の草案を作成したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 制度設計その他に作業がかかると思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思いますが、ここでは、この新しく法律が制定される段階での国会での答弁や、審議などを通じて、明らかになっている問題について、確認をして作業をお願ひしたいと思いますが、例えば、国会答弁を少し紹介したいと思います。

保育や学童保育をはじめ、教育、医療、文化など（中略）基幹的恒常的業務は、本来任期の定めのない常勤職員によって担わるべきだということが、総務省からの答弁でされております。

さらに常勤職員と同等の職がある場合は、臨時・非常勤ではなく、常勤職員や任期付き職員の活用について検討することが必要だと、これも総務省の答弁であります。

さらに付帯決議では、人材確保及び雇用の安定を図る観点から、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心としていることに鑑み、会計年度任用職員についてもその趣旨に沿った任用のあり方の検討を引き続き行うこと。これは付帯決議であります。

さらに紹介します。

雇いどめを行うとか、処遇を下げるといったことは、改正法案の趣旨に沿わない。これは総務大臣の答弁であります。移行に当たっては、不利益が生じることなく、適切な勤務条件の確保が行われるよう、地方公共団体に（中略）適切な助言を行う。これは付帯決議であります。

以上のような重要な点が明らかになっております。こうした基本的な考え方

をしっかりと踏襲して条例の制定の準備を進めていただきたいと思います、この点についてのお考えをお聞かせください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 今松木議員がおっしゃられた内容につきましては、私のほうも確認をしております。たぶん付帯決議のほうで、縷々述べられている内容でございます。これにつきましては、当然国の総務省のほうから、町自体にもここら辺できちっと議論されているので、ここら辺を踏まえた制度設計をしていきなさいというふうなことがうたわれております。

会計年度任用職員の制度が出てきまして、私なりに解釈したのは、いわゆる非常勤職員の方々が非常にたくさん、いわゆる公務員として、働いていただいております。本町におきましても、ほぼ正規職員に匹敵するくらい的人数で今働いていただいております。この方々がいないと、町の行政面全く前へ進まないような現状でございますけども、そこでやはりその正規職員とおっしゃられたように非常勤職員さんとの格差がやっぱり出てきて、これはもう民間も含めてでございます。ありますので、この法律を改正をもとに、もう一度きちっと整備をなささいということと、あとおっしゃられているように、いわゆる基本公務を担う者については、先ほどおっしゃられたように、任期の定めのないいわゆる正規職員が本来当たるべきものだとこのところも触れられております。これを本来推し進めますと、逆に非常勤職員さんのほうが減っていくような部分も出てくるかもしれません。そのバランスを取りますと、というところもあろうかなと思いますけども、これにつきましては、もう一度各業務、町全体に及ぶことですので、きちっと業務を見直した上で、適正な配置ができるように進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） いずれにしても、常勤で働いておられる正規の職員の皆さんと、非正規の皆さんの働きで今の町の仕事っていうのが動いているのは間違いない。課長さんのご説明のとおりだと思います。

したがって、この条例を作成するに当たって、先ほど進捗状況のところでお答えいただきましたけれども、内容を早く明らかにして、関係する職員や議会にも早くお示ししていただいて、十分な検討をした上で、いいものをつくりであげる、こういう観点で、是非進めていただきたいと思います。このことに当たって、町長のほうからご意見があれば是非お聞かせいただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

松木豊年君、意見があれば。

○5番（松木 豊年） 特にご意見なければあれですけども、もしあればと思ってお伺いしたんですが。

○議長（吉田 勝） まだ急な話やでここでは。よろしいですか。この件ここで。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 意見というよりも、今の現状だけちょっと聞いていただきたいと思います。総務課長、非正規の職員が正規職員と匹敵するくらいって言われたけど、特に今非正規の職員が多いのが、子育て、保育関係の部分に多くあります。うちの職員っていうのは、条例で定められた人数がありますので、それを超えてまでっていうことにはなりませんのと、それから責任の度合いも違いますので、今議員おっしゃられたように、これをどうするかというのはまだ私どものほうで条例化するまで至っておりませんので。今、この段階でどうすんのっていう話までいってませんので。またこれからどういう形にもっていくかというのを考えたいと思います。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。

いずれにしても、当事者も含めて、よく意見を聞きながら説明と納得、合意を得られることが大事だと思いますので、それは議会においても同じ中身だと思います。よろしくご検討をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田 勝） 以上で、松木豊年君の一般質問は終わります。

ここで休憩といたします。再開は2時50分からとします。

（ 14時39分 ）

（ 14時50分 ）

（10番 森田 勉 議員）

○議長（吉田 勝） 再開します。続けて一般質問を行います。

6番目の質問者、森田勉君の質問に入ります。

10番、森田勉君。

○10番（森田 勉） 10番。森田です。

議長の許可を得ましたので、通告書により、一問一答方式で行います。

まず最初に、町内、全国各地で起きています災害被害に遭われました皆さんに、心からお見舞い申し上げます。

そして、この場に立たせていただいたことに感謝して、質問に入らせていただきたいと思います。

まず質問内容として、「災害に強い森林整備」「森林環境譲与税について」「森と緑の県民税について」、「健康寿命の延伸について」4点お伺いいたします。

昨年度の台風21号の災害の教訓を最大限に生かし、災害に強い森林整備と環境整備について、次年度から始まる森林環境譲与税、税収を先行して市町村に譲与される事業ですが、町としては、国からのガイドラインに合わせ、独自のマニュアル作成と住民との意向調査をしっかりと行っていただき、さらに災

害に強い森林を目指していただきたく思います。午前中にも、総務課長が中電の件で言われましたが、山の管理、この事業では、災害を防ぐ最大の事業です。

以上のことを踏まえ、質問に入ります。

事業まであと半年と迫っている中、担当課として譲与税、既に財源が確保されて、町としてはどのような実行体制で臨んでいただけるのか、考えがあれば具体的にお聞かせ願います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） それではただいまの森田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

「森林環境譲与税」は、平成 31 年度の税制改正で設立をされ、それに伴い「森林経営管理法」が新たな森林管理システムとして 31 年 4 月から導入される予定でございます。この内容につきましてですが、

1 番としまして、森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化する。

2 番としまして、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受ける。

3 番目といたしまして、林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託をする。

4 番目といたしまして、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施。

となっております。

市町村の役割が大変重要視をされておりました、今後、森林所有者の意向調査や意欲と能力のある林業経営者への再委託の方法や、森林環境譲与税の活用方法について県、それから森林組合等と体制づくりについて努める予定でございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） 課長の回答に対し、私は思います。

今農地で、今現実になっている耕作放棄地。森林でも同じことが起こっています。山でも森林整備を行う担い手育成が必要ではないかと思っております。

森林所有者が、今も課長言われましたけども、管理不可能になり、森林所有者から経営管理を市町村に委ねたとき、市町村は林業経営を委ねるため、森林組合とか、ほかの林業経営者をお願いするという方式が、コスト面で、また庁舎内の人材のことを考えると、林業経営者に委ねることがベストではないかと思っておりますが、森林に対する人材の育成のことですが、目的は何かと考えたときに、担当課としてまず最初に、森林に対する専門職の育成だと思っております。

担当課も御存じとは思いますが、昨年度から始まっている「地域林政アドバイザー制度」を利用されていますか。また、今後利用する方向に進めていくのか、お答えをお願いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） ただいま森田議員の言われましたですね、「地域林政アドバイザー制度」でございますが、昨年度から始まっております。林業経営についての意向調査や集積計画の作成などをですね、林業普及指導員などの林業技術者ですね、市長村が雇用をしてですね、そういうことを行うというものでございまして、またはその技術者を有する法人団体等に委託をしてもいいというものでございまして、その必要経費については、特別交付税措置の対象となるというものでございます。

先ほど言われましたですね、森林環境譲与税につきまして、多気町のほうへ来年から来る予算でございますが、400万円弱というふうになっております。それと多気町の森林規模で考えますとですね、言われましたようなアドバイザー

一制度を活用するという事は、まだ尚早であるというふうと考えております。そういうことを考えましてですね、今後、森林組合等と協議を進めまして、ほかの市町村と共同でというようなことも含めてですね、検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） ちなみに、アドバイザー制度とは、特別交付税により、雇用や委託の経費が軽減される制度ですので、手出しっていうことはないということは課長もわかっておられると思いますけども、また今後そのような方向で進んでいただけるということであれば、そのようにしてください。

次ですが、私は今課長の言葉に対して思いますけども、第三者に何事も委ねることも1つの打つ手ですが、職員が知識を身につけ、プロセスを作り上げることの大切さ。やはりどこの課でもそうですけども、常に問題意識を持って、今後何事も業務に当たっていただければ、多気町というのはますます発展していくんじゃないかとそう思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次の質問に入ります。

今後事業が進むに当たり、譲与税で計画の中に竹林整備も可能な方向で取り入れていただけるのか、お聞きをいたします。課長お願ひします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） それではお答えをさせていただきます。

森林環境譲与税のですね、使い道として、地域森林計画の対象地となっている放置竹林の伐採除去のほうもですね、国から例として示されております。ただし、交付金額にも先ほど申し上げましたようにですね、限界がございます。今後、森林所有者の意向調査をした上でですね、生産林や環境林それから里山整備の方向性を含めてですね、検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） わかりました。

初年度は400万なんですけども、年々ふえてきますんで、10年も経てば1000万以上になってくると思うんですけども、またそのときは、慌てないように、いろいろプロセスを組んでいただいて、順次事業に進んでいけるような体制をつくっていただければなと思っております。

5W1Hの法則とPDCA（プラン・ドゥ・チェック・アクション）をしっかり回して事業に取り組んでいただければと思っております。

長年の課題となっています竹林、今や森林を脅かし、本当の意味の破竹の勢いで森林を制覇しております。これはあくまでも、旧多気町のほうで発生しているようなことなんですけども、今後事業でも、竹林整備を重要課題として、取り組んでいただけることに切にお願いをいたします。

以前多気町では、中部プラント様の協力により、間伐材アシスト制度事業を立ち上げ、町長の目指す7つの項目の中の環境の問題です。高齢者や何らかの理由で山林・竹林整備ができない方のために、作業を引き受ける制度でありましたが、コスト面等で考えていかなければ誰も受け手がなくなると、私は発足当時、以前の課長に改善を申しましたが、聞く耳を持たず、たぶん現在に至っておると思っております。

依頼者の手出しがやはり必要になってくるような気がしております。そこで、今回の事業で、山深い森林、小規模な整備について、環境整備をアシスト制度の登録者に依頼できればと思っています。指標の中の大手、森林組合、民間事業者の一員として誓約があると思いますけども、委託業者として構築できればと思いますが、400万にこだわらずこれからのことも考えて、課長はどう思っておられるか、ちょっとお聞きしたいんですが、よろしく申し上げます。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） 今のご質問の件につきましてですが、町内の来年はですね、先ほど言いましたように、意向調査のほうを進めたいと考えております。それで森林所有者の方がどのように考えてみえるかっていうことを把握した上でですね、その奥深い森林の整備についてと生産林になるようなところですね、そういうところと、それから里山に近い、言われるように竹林化しているようなところとのですね、整備を色分けして、考えたい。

それから、譲与税の使い道につきましては、主に森林そのものに、例えば、後継者育成であったりとか、森林の整備であったりっていうことに使いなさいって国の方針がございます。それに比べて、あとから出てくるかわかりませんが、県民税のほうはですね、比較的そういう里山の整備、そういう今言われたような団体の方を活用するっていうかですね、お願いしてそういう整備を進めていただくことにも使用可能ということがございます。そこら辺も含めてですね、両方で考えていきたいというふうには思います。

ただし、これ金額がですね、お金が限られておりますので、そこは早急に進められるものではありませんので、地元との協議も必要でございますので、徐々にやっていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） 今すぐどうのこうの言うてはおりませんが、長年を見据えた上の、町の独自のガイドラインをつくっていただければと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいなと思っております。

以前にも竹林整備をよその地区で行っていただいたこともあるようですが、やはり、私の1つの提案なんですけども、竹林を伐採した後に、広葉樹等を植えて、実のなる広葉樹ですね、それも含めて、獣害対策にも展開できるんじゃないかなと、そう思っておりますので、またひとつ今後の中の1つの案として、取り上げていただければと思っております。

次の質問に入ります。

事業で発生する間伐材におけるバイオマス事業とのエネルギー供給源として、連携できるようにしていくにはどうしたら可能になるか、考えがあればお聞かせください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） ご質問にお答えいたします。

現在までですね、いろいろ行ってまりました環境創造事業でございますとか、野生鳥獣の生息環境創出事業でございますとかですね、そういう間伐事業で行いまして、山林内にですね、放置された間伐材がたくさんございます。こうした間伐材につきましてはですね、昨年度来、一部でございますが、バイオマス発電への供給材として、中部プラント株式会社と森林組合との間でですね、協議を進めています。ただしですね、昨年来、台風でたくさん山が荒れまして、ちょっと協議のほうが中断をしております。今後も事業でですね、発生するような間伐材につきましてはですね、搬出可能なものはバイオマス発電に活用できるように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） 今や多気町の代名詞となりつつあるバイオマス発電。エネルギー供給源として、事業が進んでいけば、互いにメリットがあるのではないかと思います。現在町としては、地域集材制度を設けて、28年から利用できるようにしていただいておりますが、個人での搬入も頭打ちになってきているような状態で見えておりますが、次のステップにつなげる機会があればと思い、提案させていただきます。是非とも、指標に取り入れていただきたく、思います。

次の質問に入ります。

前年度県の事業で、先ほども課長言われましたけども、森と緑の県民税。地域名を挙げますけども、鉾形、長谷の伐採流木の除去を完了していただき、下

の地域に二次災害が起こらないように菌どめをかけていただきました。

本年度は土屋地区に入りますが、町の事業では、まず、皆さんも御存じだと思いますけども、相可台の竹林整備。だいたい竹切って丸坊主になったわけなんでございますけども、今後の活用次第では、光が当たるような場所になればと思っておりますけども、以上のことを踏まえて質問いたします。

先ほども課長が言われましたけども、上記の工事内容で、竹林整備ができそうであると、私は踏みましたが、森と緑の県民税で、やはり竹林整備が可能であるということは、今年はまだ本年度は流木の撤去等たぶん計画をされていると思っておりますが、その辺の、どういうふうに進められているかちょっとご意見をお聞かせ願います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） それでは、お答えをさせていただきます。

議員言われたとおりですね、今年の事業につきましては、昨年の災害の箇所ですね、土砂・流木の撤去事業にこの竹林で、竹林整備をする予定であった県民税の予算については、回させていただいて、させていただく予定でございます。昨年度の竹林整備事業につきましてはですね、県民税の「暮らしに身近な森林づくり」の事業といたしまして、させていただきました。これにつきましてはですね、来年度から、県民税5年間また事業のほうが始まるわけでございますが、こちらの中でも、同じようにできると聞かせていただいております。

必要に応じてですね、先に述べさせていただいたように、進めさせていただくと。何度も申し上げますが、ちょっと予算には限りがございますので、できる範囲が決まっておりますが、させていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） 同じような質問で申し訳ないんですけども、竹林整備につ

いて、譲与税事業と同じ質問ですが、まずは事業体系が異なっていることから、同質問になってしまいましたが、この事業で、小規模な整備で、今地区で所々で伐採したり、竹林をね、伐採したりしとる地区がございます。それに対して何らかの補助の対象になるようにするには、今後どのようなことをすれば、町として、やっぱりそういう方向で進めていただきたい。可能かどうか、ちょっと。だめならだめでいいんですけども。

できる限りね、一生懸命してもらっとる人に、やはりこれからも奮起を促すという意味で、少しでも補助があれば、皆さんも一生懸命、この環境整備に当たっていただけると思いますので、可能な方向でいけるのであれば、ちょっとお願いいたします。どういうふうにしたらいいか、お願いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） 先ほどの質問でございますが、具体的にはそのアシスト制度への上乗せっていうような内容に聞かせていただいたわけですが、現在ですね、竹については1,500円の上乗せをさせていただいておること、立米あたりですね。それについて、上乗せをするっていうのは、既存事業に対するその補助の上乗せっていう形になりますので、県民税とそれから譲与税の目的にはちょっとそぐわない部分がございます。

今後のちょっと協議の進め方次第になるとは思いますが、その上乗せっていう形ではなくてですね、何かしらそういう団体、地域の団体、地元の方が例えば団体をつくって、例えば誰かと組んでですね、そういう整備を進める場合に、違う形でそういうことを応援できるような制度設計に考えていけたらというふうに考えておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） 大変うれしいような発言をしていただきまして、ありがとうございます。今後もそのような方向で、地域の皆さんに貢献できるようにお

願いいたします。

次の質問に入ります。

昨年の台風 21 号での災害教訓で得た町独自の森林整備をどのようにしていくのかをお伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） それではお答えをさせていただきます。

昨年の台風 21 号ではですね、山林災害といたしまして、山腹崩壊が 24 件、それから土砂・流木の流出が 9 件、それからいろいろそのほか多数の小規模の山林災害のほうが発生はしております。ただし、先ほど述べた件数は、町として何らかの措置をした件数でございます、それ以外にも、たくさんの今言いましたような災害があったと思われまます。

管理されていないですね、森林、特に元樹園地の植林地の崩壊やですね、危険流木のある溪流での土砂・流木の流出による災害がたくさん発生をしております。

溪流上部のですね、人工林の適切な管理とそれから集落周辺地域での災害に強い森林づくりが必要というふうには考えております。

昨年の台風被害箇所を中心にですね、県の治山事業やそれから県民税の事業に要望をするとともにですね、森林環境税を活用した事業についても今後考えていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10 番（森田 勉） 私はと思いますが、整備する森林に対し、非常に制約がついてくるとは思いますが、意向調査と有識者と意見交換を行い、災害に強い森林環境整備のスケジュールをつくっていただきたいと思っております。特に谷部。もう災害が起きる場所はもう谷部ですね。谷部のほうについては、未然に防ぐ

ことが大事で、事業にどうしてそこを乗せていくかということは今後考えて指標づくりをお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。

今回の災害、これからの災害、地震や風水害により、山林に災害が発生した場合、町の担当課に災害申請を行い、災害の認定がおりず、災害認定基準以下の土地ですね、下に公共のもんがあったり、道路があったり町道があったり、水路あったり、それから外れたような土地なんですけども、個人では、災害復旧不可能な森林または農地について、下に家があったり、いろんな公共物があったときに、二次災害の危険を含んだ地域箇所の対応は、今後どうするのかお伺いします。把握されていたら結構ですんで、なかなかそういうところはないと言われればそれまでなんですけども。よろしく願いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） それではご質問にお答えをさせていただきます。

昨年台風 21 号で発生した山林災害について、山腹崩壊や土砂・流木の流出で、人家や公共施設に影響があるものについては、県の治山事業、それから県民税の災害緩衝林事業などで、要望を行っています。県の治山事業等で、複数年に係るものについてはですね、今回、県民税の事業でですね、土砂・流木を先に撤去をするというようなこともさせていただいております。

それから、主要な林道・作業道につきましては、町単のほうで、そのほかの山道などにつきましてはですね、現物支給を行いですね、地元のほうで対応させていただいておると。そのほか、先ほど議員言われましたようなですね、公共施設などが保全対象でないような小規模なものにつきましては、集落、それから地権者のほうで対応していただくというのが原則だというふうに考えております。いずれもその発生した災害の保全対象によってですね、判断をさせていただいておるという現状でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） なかなか各地区をいろんな災害を把握するっていうことは大変な作業だと私も思っておりますけども、そこで私の提案ですけども、各地の区長さんを通じて、このチェックシートなんかをつくっていただいて、それを質問用紙にして、返ってくる。今どこで何が起きとるかっていうことが一目瞭然とわかると思います。

また、地区でもそういうふうな問題意識が湧いてくると思うんですね。そうすると、資材支給してもらってからやろうか、私も昨年度、たくさん資材支給していただいております。それで復旧作業に、地区の皆さんに、お願いして、元通りにはなりましたが、そういう経過を踏まえて、できるところは、やっぱり区長さんにそういうことがあるよっていうことを周知していただいて、それも行政のサービスの一環だと私も思っておりますので。まあ課長、ひとつ考えてください。いろいろ答弁ありがとうございました。

では最後の質問に入ります。

健康寿命の延伸についてですけども、町民誰もが望むことは、健康で生涯を過ごすことです。健康寿命を延ばすことです。平均寿命は、医学の発展でますます延びる傾向にあります。

①つ目の質問に入ります。

健康寿命と平均寿命の差を少なくすることにより、医療費の低減と介護の支援を少なくする方向につながることは明確ですが、どのような手段・手法で健康寿命を延ばすことができるか、考えがあれば健康福祉課課長、お願いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） 森田議員の①つ目の質問にお答えいたします。

健康寿命の延伸は、当町の健康増進計画の基本目標であり、多気町健康増進

計画第2期にも明示しておりますが、重点項目3本柱（①野菜を食べましょう。②10分多く体を動かしましょう。③受動喫煙に気をつけましょう。）を推進し、生活習慣病予防を若いうちから意識し、町民一人一人が取り組んでいただけるような保健活動を展開しているところでございます。今後も、住民全体が意識して健康づくりに取り組めるような計画を立て、実行していきたいと思っております。

また、介護予防事業の充実も重要であると考えます。

介護予防事業として、さわやか広場、認知症予防、介護予防教室、脳の健康教室、みんなで体操しよう会、ノルディックウォーキングの会、各字「つどいの場」の開催等、事業をふやしております。特に「つどいの場」においては、現在11地区で実施していただいております。身近に運動や会話のできる場として、今後各字で開催されることを期待しております。

若いうちからの予防としては、多気スポーツ協会では、健康増進を目的に「タキスポ教室」を開催しています。若いうちからの運動習慣も大切であると考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） 健康づくりの3本柱（適度な運動、食生活、禁煙）のローガンを掲げ、これはパソコンで調べさせていただいたんですけども。健康増進計画の今年が最終年度に、もう今年来年ですか、入ってきとると思っております。目に見える効果があらわれてきてないような気がするんですけども、今からの質問の中に、たぶんこれ私入れてきますんで、その辺はいろんなこの活動を、ものすごい視野の広い、幅の広い活動はものすごい、私も捉えておって、自分も体協のほうで一緒に皆を盛り上げてやっと思った中で、やはりもう少し特に医師会のほうを交えて、いろんな意味で、問題解決にもう1歩踏み込んだ取り組み方が必要ではないかなとは思っておるんですけども。今後ひとつ考えて

いただきたいなと思っております。

次の質問に入ります。

健康寿命延伸、医療費の低減については、病気の早期発見、早期治療が最大のポイントであることが誰しもわかっておるとは思いますけども、そこで本町における各種の健康診断受診率についてです。この質問は町民の一部国保加入者についてであります。特定健康診断受診率ですか。町長が最初のことになられたときは、まあ20%、前町長と代わるときはもうすごい低迷なパーセントでしたけども、年々上がってきて、県水準に達する勢いでありましたけども、あくまでも受診率が昨年度は36.8%と下降したわけでしたが、今年はどうのようなほうこうで、課長のほうで受診率を上げるのに対策を行っていたか、お伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 医療とそれから特定検診のほうを町民環境課のほうで管轄しておりますので、私のほうから答弁させていただきます。

平成28年度におきましては、多気町国民健康保険の特定健診、受診率を上げるということから、自己負担を無料にすることで取り組みをさせていただきました。これによりまして、28年度は前年に比べまして3.4%上昇しております。しかし今年度につきましては、いろいろな取り組みの方策をちょっと変えたところがありまして、結果的には前年度対比で1.7%下がったということになります。これは勧奨はがきをそれまで送付しておりましたが、今回は、町長とそれから保健師が一緒になってですね、各地区のほうに出向いて、健康づくり懇談会、ここで直接町民の方に、その受診の必要性を説いて回るということに変えました。しかし、懇談会に参加される方につきまして、割に高齢の方が多かったりということで、受診対象者と少し差異があったということもその受診率を下げてしまった1つの原因かなとは考えております。

また健診については、毎年ですね、受けるということが重要となってきま

す。「昨年受けたから今年は大丈夫だろう」というのではなくて、毎年継続的に受けてもらいたいということでの、啓発を今後も考えたいと思っております。

また今年度につきましては、新たに、国保加入者についての電話勧奨を実施しておりますが、電話のつながらなかった方につきましては、直に家へ訪問してですね、受診のほうを勧めるというような取り組み。それから、各地区で今立ち上がっております、健康を考える会での受診勧奨や、ケーブルテレビでの啓発、またポスター掲示やとか、それから新たな取り組みとしまして、この10月からですけれども、三重県とこわか健康マイレージ事業というのが県のほうで始まりました。これはその特定健診等を受診された方が、「健康応援カード」というのを申請いただくと、そうそういうポイントカードっていうのを渡させていただきます。これを使うと、その特典協力店に行きますと、いろんな割引きであるとか、コーヒーの無料だとかいったようなサービスを受けていただけることがありますので、インセンティブの事業として、そういったカードの交付の事業を始めていきたいと考えております。

それから、質問の通告にありましたがん検診につきましてはの数値を受診率について、ご紹介させていただきたいと思えます。

肺がんにつきましては16.7%、大腸がんについては17.9%、前立線がんにつきましては17.0%ということですが、これ毎年実施しておるんですが、特定健診と一緒に合わせて検診の会場で受診をいただけるような工夫をしております。またこちらのほうについても、啓発のほうを工夫して、受診向上に向けて、取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） わかりました、答弁のほうで。三大疾病の中からがん診断率？について、ですけれども、これに載っとるパーセントでよろしかったですね。

いろいろその無料で診断を受けれるとか、そういう方向性でやっとるんです

けども、受けるほうの受診者が忙しいのか、どうかわかりませんが、やはりもっと周知していただいて、今年は、自宅訪問してそういうふうな勧められるってことを今お聞きしたんですけども、今年に関してはパーセントが上がって、みんなの悪いところが1つでも見つければ、またそれでよいかなと思っております。

次にいきたいんですけども、特定健康受診勧奨事業ですな、先ほどの、はがき出したり通知したり、いろんなことを受診するようにしていただいておりますが、また広報の情報提供や今ケーブルテレビ等で参加向上もするように促していただいておりますけども、他の市町ですね、先ほどもポイント制度というのをちょっとお聞きしたんですけども、他の市町では、伊勢市なんかは健康ポイント制度などがつくられて、活動に対してポイントをつけて、何らかの商品券とかえれるような制度があるんですけども、17億の中の1%ぐらいになるかなと思っておりますけども、その辺はまた今後、ご協議願いたいと思っております。

大台町が昨日なんか新聞に載ってましたね。私これ書いてから、「大台町先にやっとなるわ」と見たんですけども。やはりそういうことは、よその市町が進めていることはやはり悪いことではないので、一度まあとりあえず勉強していただいて、前向きに考えていただきたい、そう思っております。

全体の結果をみて、先ほどもどうすればあがるかっていうことを、言うたわけなんですけども、健康ポイント制度などを使って、上げていただきたいそう思っておりますので、お願いいたします。

次最後になりますけども、健康で明るい町と長寿の町を目指すことは、町長のいつも聞く言葉であります、そこで提案をいたします。

町民挙げてのやっぱりスポーツのイベントを、町長は開催するようなことは考えておられるかということを知りたいんですけども、まずは目的はやっぱり町民の親睦と運動機能の促進、そして心の癒しと町自体の活性化を求めていくことの大切さを考慮して、町長はこういうスポーツのイベントに対して前向き

であるかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけども、町長はどうですか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 前向きかどうかと言われましたので、前向きに考えていきたいと思えます。

私の3期目のこの施策、後日またアクションプランっていうんか、ええまちづくりプランを見ていただきますけども、その中のええまちづくりプランの中に、「心豊かな人を育むまち」ということで、その中の主要施策に、スポーツの振興っていうのを挙げております。町民の健康づくり、それから合併した後の町民同士のコミュニケーションを図る。こういうことも含めまして、こういう競技スポーツっていうのは、指定管理のほうでやっとするんですけども、老若男女が集うような、コミュニケーションを図るような取り組みっていうのは今多気町全体でなかなか取り組みしておりませんので、これから、我々とそれから体協と、連携をしながら、進めていきたいと思えます。

以前やっておりました、町民体育大会っていうのは、後半のほうでちょっとこういういろいろ問題が発生をしましたので、その辺も頭に入れて、これから取り組んでいきたいと、今私言いましたように、前向きに取り組んでいきたいと、こう思ってますので、よろしくをお願いします。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。（←↑発言なし）

○10番（森田 勉） 私も協力させていただきたいと思えますので、是非とも町民挙げての勢和多気全体で、勢和台でもしてよろしいですわな。1年おきで向こうとこっちとしたりして、やはり交流の場っていうのが一番大事ではないかと、町長の心の中、そういう心でおられると私は思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上で質問は終わります。

なお、同質問はまた機会があれば12月か次のときに何らかの方向を持って

質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○議長（吉田 勝） 以上をもって、森田勉君の一般質問を終わります。

（3番 木戸口 勉幸 議員）

○議長（吉田 勝） 続けます。

7番目の質問者、木戸口勉幸君の質問に入ります。

3番、木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） 3番、木戸口です。

質問に入ります前に、台風などの災害に遭われた方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

それでは質問に入らせていただきます。

質問は今回3点を通告をいたしております。1つは投票率の向上につきまして。それから2つ目がJGAPについて。さらに3つ目は有害鳥獣対策（特に猿被害）につきまして。3点の質問をさせていただきます。

いずれも一問一答方式で質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは1点目の質問に入ります。

1点目の質問はですね、3番目でしたんですが、坂井議員の質問と前段の部分は全く重複をいたしております。2番目でありまして、質問はダブるということをお前提にですね、質問は項目としてあげますが、お答えは聞かせていただきました。省略していただいて結構でございます。まず質問点だけは申し上げます。それでは質問点を申し上げます。

先般の町議選の投票率は、最近にない低い投票率になったところでございます。投票のありました平成22年と比べますと平成30年は15.5%低いと。これはまあ先ほども申し上げられとるとおりであります。人数は約2,200人ほど少ないというかつてない状況になったということでもあります。投票率はご案内の

ように 63.3%。これも私の長い間の、いろいろこういう今までのことを、こうずっと考えてみますと、こんな低いのはなかったなというふうに思っております。

私も今回の選挙の候補者の 1 人として、結果を真摯に受け止め反省をしてですね、議会議員として町民の皆さんから信頼される議会として、改革を進めていかなければならないというふうに強く感じたところであります。

いわゆる町会議員、いわゆる町議員ですね、なり手不足と同時に若い人たちの地方政治、いわゆる町村も含めてそうなんです、町政治に対する感心の低さが投票率の低くなったということに結びついているものというふうに、私も考えるところであります。なぜ投票率が大きく下がったのか、ということで、これ全く重複をいたしておりますが、特に投票率の低かった第 1、第 2、第 4、第 7、これはもうお答えをいただきましたんですが、これまったく坂井議員と同様のことを考えまして、こういう形で通告をさせていただきました。これはもう既にお答えをいただきましたので、それぞれの各いわゆる集落単位ですね、パーセンテージも提示をいただきました。もうお答えは結構でございます。

行政としても今回の結果を踏まえてですね、投票率を上げるための手だて、これは大事なわけですが、手だてを講ずる必要があるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

そこで私はですね、私なりに考えましたのが、投票所はむやみやたらに多てもどうかなというふうに私も思うわけでありまして、少ないところでも、結構高い投票率があるところも、町ではあります。それは、長い間の経過の中で、結構広範囲でも行く人は行くというふうに思われるわけでありまして、1つの考え方としては、少なくして、これは高齢者対策ですが、定期的に車などをですね出して、それからいわゆる車へ乗れない人も含めてですね、交通弱者対策も選挙に必要なだというふうに思うわけでありまして。そういった対応も考えながらですね、やはりその投票率、いわゆるが以前の 78%には回復しないにしてもですね、今回の投票率よりは上げていく方策が是非必要だというふうに

思っております。

これはいわゆる高齢者対策であります、全国的にもそうありますが、若い人、若者のいわゆる政治離れっていうのは、どこしもそうなんで、いわゆる顕著なわけではありますが、このことは、私なりに考えますと、最近では国政選挙でも、県会でもそうなんです、いわゆる有権者の年齢が20歳から18歳に下がりました。18歳に下がったにもかかわらず、投票率が低いということは、ことさらに、投票に行かないんだということでもあります。このことも、先ほどの質問に対しまして、町長のほうからですね、答弁はいただいております、これももう十分答えをいただいておりますので、このことは、あえてお答えはしていただく必要はございません。

1つは私の考えるところ、さきほど申し上げましたのは、いわゆる高齢者に対してですな。高齢者は何らかの手だてが必要というのは、すぐ最近直近で起きるわけでありませぬので、またお考えをいただきたいと思っております。

なぜ若い人が行かないのかなっていうのは、やはりその誰に入れていいかわからんっていうことも1つであります、公教育の中、いわゆるおおよくの教育の中でですね、有権者と同じような形のいわゆる今いわゆる中心的な年齢の方とともにですね、有権者とともに、その地域の課題やら町の政策の知見を深めることも是非必要だなというふうに思いました。というのは、全くそういうことが関心もありませんし、どんな動きかっていうことも全くわからんわけでありませぬし、誰がいわゆるそういったことに関係をしたらかっていうことも、全く興味もないしわからんということでありませぬ、特に地域の課題やら、地域政策についてですね、いわゆる公教育の中で関係できる部分につきましてはどうですか、一度やはり考えていく必要があるんじゃないかというふうに私は思うわけでありませぬ。

その二面性からですね、そこら辺をいわゆる手だてをする中で、少しでも投票率のアップにつなげていってはどうかなというふうに考えておるところでございますので、新たに、その坂井議員以外の質問の部分についてのお答えを

いただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 私のほうから答弁をさせていただきます。

先ほどのご質問でございますが、今回の投票にかかわらず、いわゆる選挙における高齢者対策と申し上げますか、それが1点と、それから逆に若者、特に18、19年齢が下がりましたので、その2点の対策についてというご質問で理解させていただいておりますので、それぞれで答弁をさせていただきます。

まずですね、投票率の向上につきましては、以前には行財政改革等審議会の答申も出されております。そこでは、具体的に現在22カ所あるところを12カ所にしてはという提案をされております。相可・佐奈・津田・外城田各2カ所、それから勢和が4カ所というふうな1つの案として、提示をされております。これは行財政改革ですので、コストのかからないところの部分も含まれてるのかなというふうに思います。合わせて、先ほど議員おっしゃられたように、投票所への移動手段の確保も合わせて、いわゆる投票率が上がるような形で、投票所へ行っていただく手段も当然箇所数が減りますので、そういうのも合わせて検討するようになっていうふうな形で、答申をされております。

その移動につきまして、全国的な事例でございますけども、全国で実際行われておりますのは、非常にその投票区の有権者数が少なくなったために、閉鎖された場合、その代替措置といたしまして、そこに実際住まわれてる方が、いわゆる隣の投票所へ行くために、送迎を行うと。それは町が送迎を行うということもされているところもあります。それについては事前に登録をいただいて、時間等を設定した上で、別の投票所に移動していただくというふうな方法。あるいは、これも事前に登録されているんですが、例えばお一人ではいけない場合につきましても、事前に町または市、全国ですと市ですけども、市のほうに申し込んでいただいて、それで時間設定等して、その休みの日に送迎を行うというふうな実例がされております。あと、なかなかその例えばですね、本町で

いくと、町内全域をですね、例えば時間を決めて定期的にバスを回した上で、それぞれ乗っていただいて、それぞれ投票所へ行くというというのはちょっとなかなか全国的にも例がないところでございます。送迎については、やっぱり高齢者あるいは介護を要するような方を特定した形ですので、ある市ではそういう制度をしておりますが、実際のご利用は四、五十人にとどまっているとかいう実例もございますので、そういうのは実際全国では行われておりますので、その投票所のあり方も含めて、現在選挙管理委員会のほうで、今後投票所の設置数ですね、それからどこに設置をするかというあたりも含めて、先ほどちょっと答弁重なりますけども、検討を進めているような状況です。

それからもう1点の若者の関係でございます。

ちょっとこれも前回、今回の選挙におきまして、先ほどは各字別の投票率を調べましたけども、今回合わせて、年代別の投票率も一緒に全部調べております。それをちょっと一旦、ご紹介をさせていただきます。今回、年齢が18歳、19歳に該当する方は、町内に約240名おみえになりました。そこでの投票率につきましては34%。いわゆる3分の1の方の投票というふうになっております。さらに詳しく見ますと18歳の方が多いのではないかと。19歳になりますと、高校卒業されてやはり転出等されておられますので、特に18歳の方の中でも多いのではないかとというふうに思います。次一般に20代。20代の方ですと、37%というふうにまだちょっと3割台です。やっぱり一番多いのが、皆さん感覚的に感じていただいているのではないかなというふうに思います。今回一番多かったのが70代の方です。70代の方については82.2%の方が投票されてます。次が多いのが60代。60代で81.0%。あと50代の方が69%と。この3つの世代ぐらいで結構占められておるとというのが現状でございます。若者のほうからそういう選挙に関心をとということで、今回は直接は行っておりませんが、地元には高校もございますので、そういう所へ出向いて選挙の投票を呼びかけるというのも1つ方法ですし、あと前回の坂井議員のときの質問もございましたが、もっと年齢を下げて、例えば小学校の時からあるいは中学校

のときからというふうなあたりも、また出てくるかなというふうに思います。

選挙管理委員会としまして、必要であれば、教育委員会と協議をさせていただきながら、その選挙、いわゆる政治に目を向けていただく関心を持っていただくようなところも必要ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） ただいま総務課長のほうから、詳細なデータをいただきました。ありがとうございます。

確かに、もう18歳～19歳、34%。これはまあ私もそのとおりでなというふうに自分なりに理解をするわけでありますが、年齢が高くなるほど、確かに投票に行くのは、絶対行かなあかんという気持ちが強くなるのはよくそのとおりでなというふうに感じました。ありがとうございます。

答弁をいただいた中でですね、私の意図するところの答弁をいただいたわけではありますが、ひとつ不思議なことが数字上出ておまして、このことも少しわかれば、総務課長の見解もお伺いしたいんですが、若干数値を調べましたらですね、いわゆる前回の投票率とそれから今回の投票率、当然15%低いわけですが、期日前投票はですね、約2,100人が今回は期日前で来てもらっております。一方のいわゆる8年前は1,600人という数値でありまして、ほぼ500人がですね、いわゆる期日前で足を運んでもらったわけですね。普通期日前がふえると、投票率は上がるはずなんですけど、期日前がふえて投票率が大幅に下がったっていうのは不思議な現象で、期日前が上がるほど、国政選挙もそうなんですけど、上がるんは当然だと、今まで私は理解しておりました。これはどういった現象かなというふうに思うわけですが、ひとつ考えられるんが、いろいろ若い、うちも若いのおりますもんで、聞いてみますとですな、やはりその投票所行くと、いっぱい人が座って、もう恥ずかしくて行きにくいというのがあってですな、それがものすごい混雑しとるほど行きやすいんやという

のがありますんで、それとやっぱり今言いました期日前と逆転しとることが発生したんかなということもありますんで、その辺も念頭においていただいて、ですな、やはり投票所行くと、いわゆる投票立会人とか管理者とかいわれる方がずっと当然選挙ですんでみえまして、それで入ってくと、誰もおらんとものすごい行きにくいっていうのが実感やというのがありますんで、それが先ほど答弁の中で言ってもらいました 22 を 12 にするとかっていうようになりますと、少し変わって、また違う数値が出るんかなということも期待できるようなところも若干あります。

まあそういうことも含めてですね、これはお答えいりませんが、参考までに申し上げますですな、その期日前がいわゆる今回ふえて、投票率下がったっていうことで、総務課長として、こう思ったっていう私見があればちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 今回の期日前投票につきましては、議員のご指摘のとおりでございます。8年前よりもやはり 500 名ほどふえております。その理由としまして考えられるのが、1つは期日前投票ですと、午前 8 時半から夜 8 時までの投票時間がございます。これも投票結果の一覧表皆様ご覧いただくとあれかと思えますけども、特に、その例えば、本庁舎、ここと、それから勢和振興事務所で行っておるわけなんですけども、そこから遠いから期日前来るのが少ないかと言われると、基本的にその距離というのはあまり関係ないようにおもわれます。議員おっしゃられたように、行かれる方は行くと。それが町内どこにお住まいであっても、という部分もあるかと思えます。

1つの経過があるかもしれないですけど、実は前回、御存じだとは思いますが、昨年の 10 月にしました衆議院選挙。これがですね、当日非常に台風等の中で実際行われまして、そのときに木金あたりから、ぐっと期日前投票がふえました。いわゆるその理由といたしまして、その当日の天候がという部分

でも実は投票ができるようなこともございまして、部分が合ったかと思えます。そして、今回につきましても、もう立候補届が終わった段階でほぼもう多くの方がやっぱりもうどなたに投票等を決められてた上でされてる部分があるのかな、であれば、もう期日前を利用しようというふうな形で、期日前という部分がかなり定着してきているのではないかなというふうに思います。

あと、思われる当日の投票所につきましては、これはもう公職選挙法上、申し訳ありませんが、投票管理者であるとか選挙立会人はその投票区内の選挙人名簿に載っている方から選出しなければならないということですので、いつも地元の区長さん、あるいは複数の字であれば複数の字に依頼して、していただいていますので、いわゆる行けば顔知っている方がそこに座ってみえるという、これは公選法上もう仕方ありません。ほかの地区の方がその立会人になるということが、これはできませんので。ただ期日前でありますと、知らない方とか、町内どの場所からでも立会人となっただけですので、そういう制度の違いもあるのかなというふうに思います。

あと今、貴重なご意見で、もっとエリアを広くして、投票所数を少なくするという部分もございまして、何にしても、投票率を向上させるための手立てをやっぱり考えていかなきゃいけませんので、選挙管理委員会で今後しっかりまた検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） 以上で1点目の質問は終わります。2つ目に入らせていただきます。

それでは2点目のJGAPについて、質問させていただきます。

この質問は、今回2回目でございます。

私はいわゆる農業振興、農政については、ほとんど毎回到近い状態で町長に対して、質問をしながら、今日まで至っております。いわゆる農業には必ず第

一次産業は、活性化をしますと、町は発展をしますし、元気が出てまいります。それは常に私の思うところでありますので、これは町長と同様の考え方だなというふうに常々思っております。そんな視点に立ってですね、今回、改めまして、JGAPについての質問をさせていただきます。

JGAPはですね、食の安全、環境保全に取り組む農場に与えられる認証制度でありまして、農林水産省が推奨します農業生産工程管理の1つであります。出荷農産品のビジネス市場に有利に展開することはご案内のとおりであります。

農業は第一次産業として、私はもうかる農業でないといけないというふうに思います。農業者がGAP、これあえて「J」は取っておりますが、GAPに取り組むことで、農産物の安全性が高くなり高品質の農産物が生産することができ、市場から高い信頼を得ることができるわけでありまして。是非とももうかる農業の実践として1人でも多くの農家に取り組んでいただき、多気町農業の振興、発展に是非つなげていただきたいという観点から質問させてもらっております。

これは常々ですね、私も6次産業化っていうのは、有機農業を念頭に考えとるわけですが、これとタイアップしてながらですな、いわゆるJGAPについても6次産業の一環やなというふうに思っておりますんで、こう言った観点からも、是非とも取り組んでいただきたいというふうに思うところであります。

それからいろいろ聞くところによりますと、いわゆる関東が中心になるわけですが、他の市町ではですね、2020のオリンピック・パラリンピックですね。これは2年後には開催されます。これに向けて、農産物調達基準っていうのが当然できとるわけですが、このいわゆるJGAPの農産品でないと、いわゆる提供ができないということになっております。そんな中で周辺の、いわゆる市町はですね、独自に政策を打ち出して、それからいわゆる補助制度もつくってですね、もう競争で、これに取り組んでおります。このことも当然認識をされておるというふうに思っておるところでございます。

改めて今申し上げたことのGAPに対します認識と当局の考えをお伺いするところであります。

合わせまして、先般も新聞等で拝見をいたしましたわけでありますが、東海3県では、私は初めてやなというふうに見ておるわけですが、いわゆる畜産のうちのですね、肉牛の部分で認証されたということも新聞等で掲載をされまして、これは、いわゆるオリンピック・パラリンピックとも大いに関係があるわけでありますが、その辺でいわゆる食の安全とかいろんな面でですね、いわゆるJGAPは必要ということで、いわゆる農水省も推奨しておるとおりに、これは安心安全という面から、是非やってくということで、ずっと平成28年にはですね、前も申し上げたんですが、約4,000のいわゆる団体が、認証されておるという状況であります。

さらに付け加えてですね、2020年のオリンピック・パラリンピック（オリ・パラ）とですね、関連をいたします、だいたい同時期になるわけですが、アクアイグニス、これはもういろんな場で全協とかいろんな場で、説明を受けております。アクアイグニスのも当然農産品の産直ということで、多気町が中心になって、多気町の農業の振興の一翼を担ってかならんということもあるわけでありますが、アクアイグニスを視野に入れたところのですね、「美食のまち」として、これは町長が言われております医食同源のまちづくり、これはもう当然ずっと就任当時から言われております。言われておりますところの「美食のまち」としての「医食同源のまちづくり」として、このJGAPをどう考えていくのか、ということも、これは質問でありますがお聞きをしたいというふうに思います。

町長は後ほどお答えをいただく場面もあるかもわかりませんが、とりあえずですね、課長の認識と、それからこの医食同源のまちづくりのJGAPをどう位置付けていくのかについて、お伺いをいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） それでは先ほどの木戸口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私のほうから認識について、ちょっとお答えをさせていただきたいと思えます。

改めて、もういろいろ議員のほうからですね、J G A P等につきしては、ご説明をいただきましたので、昨年度ですね、2020 東京オリ・パラの調達基準となったということがございます。県のほうでですね、県のほうでは、その東京オリ・パラをにらんでですね、2020 年までに 70 の法人・個人の認証を目標として、G A P 推進チームのほうを設置をして、支援を行っております。

現在、この 3 月末までで、34 団体、農場数でいきますと 94 農場のほうが県内で認証されたということがございます。

それで、畜産物の G A P につきましてはですね、県は 6 団体の目標をしておりまして、それに対して、多気町内ですね、2 つの農場が認証されたということがございます。

ちょっと前に戻りますが、平成 29 年の 3 月にですね、その家畜・畜産物についてはですね、J G A P の基準書が公表されております。こちらのほうは、31 の項目で 113 のチェック項目があるという内容となっております。

今後もですね、特に家畜・畜産物、松阪牛につきましてはですね、認証を目指す法人・個人のほうはふえてくるというふうには考えております。

ちなみに、現在ですね、国が県を通じて、認証のための取得支援のほうを、補助をしてみえます。だいたい取得費用の半額のほうを補助をするということでございまして、議員言われたような行政の支援につきましてはですね、県内では四日市市が独自の支援をしております。県内では四日市市だけというふうには認識をしております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） 答弁ありがとうございます。

答弁によりますと、三重県は70を目標に進めていると、支援をしていくということでございます。さらに、県として、費用の半額を手だてをしていくということでもあります。

そういった中でですね、それでは70でありますと、当然多気町も農業のまちとして、先進的な立ち位置にあるわけでありまして、町長としてですね、これに対してどういう考え方で進まれるのか、もうJGAPは全くそれはよそのこととするのか、それも町長としてのいわゆる考え方もお伺いしたいと思いますし、1つのですね、やはりモデル的にやることで、やはりこれも先ほど申し上げたように、アクアとの関連、オリ・パラもありますし、その辺からいきますと、やっぱり先進農業としては必要なことだなというふうに思いますので、町長の腹の内、考え方をお示しをいただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） これまで木戸口議員、有機JASにつきましても、GAPにつきましても、いろいろ町の取り組みやそんなんをどう考えとんのやというご質問もいただいております。今回のその東京オリンピック・パラリンピックでこの日本の食というのを世界に発信できる絶好の機会であるんで、ヨーロッパでもどこでも、GAPちゃんと認証したところでないとは扱わないっていうようなことも言われてますので、今回特に農林水産省のほうではそういう取り組みについて、有機JASにしても、それからGAPについても、HSAPについても、またGIなどにつきましても、こういう取り組みをやれということで、そんな状況になってきますので、ただ、我々みたいな小さい自治体でそれに取り組んでいるっていうところはまあ少ないので、今課長言いましたように、これから我々のところでどんな取り組みができるんかっていうのをまた検討もしなければならんと思います。ちょっとまあ時間的におそいかなと思うんですけども、今すぐっていうのはなかなか地元の農家の方集めて、特に有機栽培

などについて、先般も一度よっていただいて、勉強会っていうのもさせてもらいました。議員おっしゃられたように、これをやることによって、農業団体のもちろん生産工程の管理もありますし、それから、食品の安全の管理にもあるんですけども、1番はやっぱり医食同源のまちづくり言われましたけど、やはりもとはそういうことできちっと生産工程から安全管理から全てのことについて、クリアできるというのを、そういう食品食材で、食べることによって、安全な食ができるっていうことになりますので、自分の言っとる医食同源のまちづくりに絶対のベースになると思ってますので、何とか具体的に早く取り組んでいきたいということを考えております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） ただいま町長から、中身の濃い答えをいただきましたので、大変満足をいたしましたので、もう2点目は、これで質問は終わります。

それでは最後の質問項目へ入ります。

ありがとうございました。

有害鳥獣対策ですね、猿被害について、質問させていただきます。

これも私は何回とも質問させていただいておまして、改めましてまた、日が経ちましたので、質問させていただきたいと思います。

あちこちで耳にしますし、直接農家と会って話を聞いて、本当に大変気の毒な目に遭われておりますし、行政として、できるだけことはしていかなあかんというふうにも思っておりますんで、そういう観点から質問させていただきます。

町内全域に鳥獣害被害の声が聞かれます。以前と違って民家の直前まで来るようになりまして、被害は後を絶ちません。猪の電柵に至りましては張っていないところが珍しいくらい張り巡らされております。

猪の被害もそうありますが、猿に至っては本当に気の毒な限りであります。収穫を迎えた日、いわゆる自然に生きておる獣でございますので、食べる時期

っていうのはもう人よりも早く知っておるということで、とりに行きますと、もう全てなくなっておるという状況があつて、本当にそういう切実な話を聞きますと、大変気の毒だなというふうに思うわけでありまして。そういった農家も数多く、毎度毎度出ております。

被害に遭いますのは、ここにも書いてございますが、果樹をはじめとする柿・ミカン、梨、これ全て食害であります。それから野菜は全て。好き嫌いなしに全て被害ということになるわけでありまして。一度被害に遭われた農家はですな、もう全くやる気がなくなってしまうということも以前に申し上げたとおりであります。やる気をなくしてしまうということになるわけでありまして。猿の被害は、以前の数頭が来とった段階から、最近ではもう30を超えるんだと。もう数えきれないくらいやってくるということでありまして。特に佐奈地区はそういった2つの大きないわゆる群れがですね、やってきて、大きな被害をだしとると、それからこれからは、当然夏を過ぎますと、10月の後半から11月、12月の初旬にかけてはですね、実りの秋ということで、1年いわゆる管理をして育てたいいわゆる農作物がですね、大きな被害になりますと、もう本当に、その農家にとっても大変なことになりますし、本当に大変なことだなということで、痛感をいたしておるところであります。

こういった大きな群れがやってきますので、農家としてはどうすることもできやんということを書いてみます。それで気の毒なことでありまして、実際これの鳥獣害は、担当課が農林商工課であります。私も何度かすれ違ったことありますが、軽トラのですね、有害鳥獣のパトロールカー。字書いてありますし、よくわかりますんですが、頻繁にあちこちで出会います。これも1つの農家にしては、安心もしますし、大事なことでありまして、こういったのに乗って行ってですね、それで農家と話もして、それで、その対策を本当に真剣に取り組んでいただくということも大事でありますので、今後ですね、どういったことで、課として取り組んでいくのか、これはもう本当にもう秋を迎えますので、どんだけでも安心のできるような形の対策等をお聞きをしたいなと思

ますんで、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） それでは私のほうから有害鳥獣の駆除につきまして、特に猿につきまして、お答えをさせていただきます。

昨年度のですね、有害鳥獣の捕獲実績のほうは、猟友会・実施隊合わせて、猪が126頭、鹿が36頭、猿が8頭、小動物42頭という実績がございます。本年度につきましてはですね、8月末現在で猪のほうは134頭、鹿が48頭、猿が13頭、小動物が12頭でございます、大変たくさん猪それから鹿が出没しております。猿につきましてはですね、この13頭ほとんどが大量捕獲檻の実績でございます。

特に今言いました猿につきましてはですね、猟友会・実施隊で捕獲それから大量捕獲檻による個体数の調整ですね、それから集落単位による追い払い行為が対策の柱であるというふうに考えております。猿の大量捕獲につきましてはですね、移動式の捕獲檻を使っておりますが、猿の群れの行動域をですね把握するのが大変難しいことと、それと捕獲檻の設置場所の選定ですね。特に猿を呼び込む、餌づけを長時間にしますので、大変猿のことをその周辺地域に呼び込む結果になります。それで周辺の農作物にも被害が出るっていうことを農家の方にはご理解をいただかなあかんっていうようなこともございまして、場所の選定が非常に難しいということもございます。最近はそのためですね、27年度にたくさんいっぺんにとりましたが、それ以降は今言うたような数字しか上がっておりません。

今年はですね、改めて猿の群れの行動域のほうをですね、調査をいたします。それで群れ別の行動域とそれから個体数の把握をいたしましてですね、それから発信機の取り付けをのほうもですね、更新をいたしまして、その上での確な捕獲に結びつけたいというふうに考えております。

それと追い払い支援のための補助金も、2年ほど前につくっております。こ

れもありますので、毎年行っておりますが、集落単位での説明会、追い払いの説明会ですね、こちらのほうを積極的に行いたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） 細部に渡ってご答弁いただきまして、ありがとうございます。今年、行動調査をして、発信機をつけて、追い払い補助金等も一昨年からつけておるということで、積極的にその対策に臨んでいただくということでございます。是非とも、昨年と同様ですね、平成30年度もこれからでございますので、鳥獣害対策について、是非ともよろしく願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。終わります。

○議長（吉田 勝） 以上で、木戸口勉幸君の一般質問を終わります。

○議長（吉田 勝） 以上で、通告者全員の一般質問が終わりました。

本日の会議は、これにて散会といたします。

ご苦労さんでございました。

(16時16分)